

平成27年9月定例会会議録（第1号）

平成27年9月30日 水曜日 午前10時00分開会  
 議長 清水清秋 副議長 石川正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員 兼監査主査	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局長

小松 孝

農業委員会  
会長

星川 豊

農業委員会  
事務局長

眞見 治之

### 事務局出席者職氏名

局長 東海林 智  
主査 沼澤 和也  
総務主査 三原 恵  
主査 早坂 和弥

### 議事日程（第1号）

平成27年9月30日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 市長の就任あいさつ
- 日程第 2 会議録署名議員指名
- 日程第 3 会期決定
- 日程第 4 市長の行政報告
- 日程第 5 報告第14号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第15号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 7 報告第16号平成26年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 9 議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第51号市道路線の認定について
- 日程第11 議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第53号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第54号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第55号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第56号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第57号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第58号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
日程第20 決算特別委員会の設置  
日程第21 議案の決算特別委員会、常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第22 議案第61号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第2号)  
日程第23 議案第62号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第24 議案第63号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第25 議案第64号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第26 議案第65号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第27 議案第66号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議員派遣について

**本日の会議に付した事件**

議事日程(第1号)に同じ

## 開 会

**清水清秋議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、監査委員事務局長佐藤正寿君が10月14日まで欠席のため、監査主査の高山 学君が出席しますので、御了承願います。

これより平成27年9月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第1号によって進めます。

### 日程第1市長の就任あいさつ

**清水清秋議長** 日程第1市長の就任あいさつをお願いします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

この場をおかりいたしまして、市政3期目を担うことになりました私の所信を表明させていただきます。

私は、これまで「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」を基本理念といたしまして、第4次新庄市まちづくり総合計画と整合を図りながら政策を進めてまいりました。これまでまいてきた種をもう一段育て上げ、さらに元気なまちづくりに取り組んでまいりますので、議員皆様の御支援、御指導のほど、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、新庄の住みよさは全国的にも高い評価を受けております。確かに雪の問題はあります

が、その雪がおいしい水を生み、作物を育て、味覚を整えてきました。新庄は味がよいと言われるのは至極当然なことだと思っております。

今年260年を迎えました新庄まつりがユネスコの文化遺産登録の期待が高まっております。新庄まつりは、戸澤藩が一代で明治を迎えたことにより継承されたもので、殿様がかわっていただければ継承されなかったのではないかと思っております。そうした意味で、城下町新庄を原点に据えたまちづくりが大切と考えております。まさしく「温故知新庄」は、城下町新庄のよさを見詰め直し、その価値を高め、新たな文化との融合を図りながら、さらなる新庄の元気創造につなげていかなければなりません。

その一つの空間がエコロジーガーデン、旧蚕糸試験場であります。新庄の産業振興を図るため国が設置した機関が役目を終え、今そのフィールドを生かした取り組みが注目を浴びています。kitokitoマルシェです。月に一度この場所で県内外、老若男女が買い物と出会いと触れ合いを楽しみ、ひとときの癒しの空間は確実に新庄の新たな名所となっています。

また、町なかでは、これまで100円商店街、バル街、いす1-GP、味覚まつり、もがみ大産業まつりなど、町なかならではのイベントを通して人と人とのつながりを大切にしたい新しいまちづくりが展開されています。さらに城下町新庄ならではの特色を出すことで、一層元気なまち新庄の情報発信に努めてまいります。

今後の具体的な大きな取り組みを挙げてまいりますと、「雇用・交流拡大」「人行きかうまち」では、新農業政策への支援、特に担い手育成と作物選定への挑戦が挙げられます。

また、企業誘致と働く場の確保という点では、企業誘致と企業同士の連携、企業のさらなる体質強化への支援を図ってまいります。

また、新庄最上定住自立圏の推進による共存共栄の関係を地域の皆さんと進めてまいります。

また、このたび残念ながらお亡くなりになりました庄司永健さんが長く会長を務められました最上かつろく会の組織強化を図るため、ふるさと応援隊への移行を検討しています。さらには一段上げて、東京ふるさと新庄会の結成に向けた動きを加速してまいります。

さらには、奥羽本線、陸羽東西線の活用による鉄道沿線交流事業、交通の要衝としての活動を今後一層進めるため、現在の新庄湯沢で取り組んでいる行き来の活動を今後さらに活発化させてまいります。

来年度、陸上競技場改修事業によりまして、今後、県大会誘致への取り組みを図ってまいりたいと考えております。今、体育館の耐震改修を行っておりますが、再来年の南東北インターハイ、バドミントン誘致と成功への取り組みを全庁挙げて取り組んでまいります。

今、取り上げられております道の駅構想につきましては、多くの道の駅の実態を調査しながら、今後の研究の経過を踏まえて、道の駅構想を図ってまいりたいと思っております。

エコロジーガーデンの耐震化は、大学にお願いして、耐震化の今後のあり方と利活用の計画が出てまいりますので、それに沿った形で大事な施設を将来に残してまいりたいと考えております。また、エコロジーガーデンの北側には、子供たちが訪れて楽しい遠足村の構想を今後積み上げてまいりたいと思っております。

また、新庄まつりユネスコ登録に向けた取り組み、東北全体での取り組みに向けた形も実現してまいりたいと考えております。

また、安全・安心の充実の人ふれあうまちでは、何とんでも県立新庄病院の改築と看護師実習プログラムの養成を図ってまいります。

それから、高齢世帯の不安の解消のための職員の地域派遣制度の充実、さらには除排雪の一層の強化を図りながら高齢者世帯の不安を解消してまいりたいと考えています。

さらには、街灯のLED化を進めてまいりますが、今、町内等、その話し合いの中で補助金制度の充実が望まれておりますので、早速LED化につきまして補助金制度の充実を図ってまいります。

災害対策として、市内周辺地域の同報系防災無線の設置を図っていく予定であります。さらには、施設や公衆トイレの洋式化でおもてなしの向上を図り、多くの来訪者に喜んでいただける町なかづくりを進めてまいります。

さらには、安価な宅地と若者定住対策については、関係団体と協議しながら進めてまいります。

さらには、下水道合併浄化槽の区域の選定について、今後皆様と相談しながら快適な暮らしの実現を図ってまいりたいと思います。

ことし、南本町商店街のアーケードが撤去されたわけですが、今後の活用のあり方について地元の商店街の皆さんと協議しながら進めてまいりたいと思っております。

金沢地区の流雪溝の揚水がなかなかかなわなかったわけではありますが、最上川の農業用水を利用した形での流入を図る設計を今進めているところですので、近隣の金沢地区の皆さんへの朗報になるかと思っております。

「子育て・人づくり」「人学びあえるまち」の提案については、地元医療従事者の養成、あるいは医師養成奨学金の給付については広域全体で対応を図る予定でおります。看護師養成機関の設置については早急な対策を練りながら、確実に一段一段、養成機関の設置を進めてまいります。

また、雇用の場の確保を図るためにも、ものづくり産業が求める人材の育成に努めてまいります。

働きながら子育てできる環境の整備では、急な就労中の休暇に対応した労使双方の理解の促進とファミリーサポートセンターの充実、保護

者代行制度あるいは土日保育対応の充実などを図っていく予定であります。

こうした具体的な仕事を一つ一つ確実に進めながら、市民の皆さんが「ここに住んでよかった」まちづくりに邁進したいと考えておりますので、今後ともぜひよろしくお願いしまして、3期目に当たりましての所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**清水清秋議長** ただいま就任の御挨拶をいただきました山尾市長、まことにおめでとうございます。私から、新庄市議会を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

山尾市長は、「住んでいる人を大切にすまちづくり」をスローガンに3期目のスタートを切られました。市民の負託を受け、市政運営のかじ取りを任されたわけですが、人口減少と子育て問題、多くの市民が望んでいる雪対策を初め、解決すべき課題はたくさんあります。

山尾市長は2期8年にわたり多くの実績を残されてまいりましたが、それらの経験をもとに市民一体となったまちづくりを推進し、さらなる市勢発展のため御尽力いただくことを期待しております。

議会といたしましても、二元代表制のもと、市長を初めとする執行部の方々と意見を交わし、ともに知恵を出し合いながら心豊かに笑顔輝く新庄市の構築に向け努力してまいる所存でございます。

山尾市長の御就任を心からお祝い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

## 日程第2会議録署名議員指名

**清水清秋議長** 日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定に

より、議長において星川 豊君、石川正志君の両名を指名いたします。

## 日程第3会期決定

**清水清秋議長** 日程第3会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

**森 儀一議会運営委員長** おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る9月24日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成27年9月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含めて提案議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております平成27年9月定例会日程表のとおり、本日から10月14日までの15日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおりと決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたび提出されました案件は、報告3件、議案2件、議会案1件、平成26年度決算の認定等9件、補正予算6件の計21件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告3件及び議会案1件につきましては提案説明をいただき、委員会への付託を省略して本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第50号から議案第60号の議案11件につい

ては、本日、本会議に上程し、提案説明の後、平成26年度決算の認定等9件を除いた議案2件につきましては総括質疑を受け、常任委員会に付託をし、審査をしていただきます。

平成26年度決算の認定等9件につきましては、本日、全員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。

議案第61号から議案第66号までの補正予算6件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、10月14日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は6名であります。よって、1日目4名、2日目2名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含め1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いを申し上げます。

なお、本会議の表決に際しては、電子表決シ

ステムを導入しておりますが、開かれた議会の観点から、賛成・反対・棄権の票を宣告することに決しましたので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告といたします。よろしくお願いいたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から10月14日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は9月30日から10月14日までの15日間と決いたしました。

## 平成27年9月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第1日	9月30日	水	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(3件)の説明。議会案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(2件)及び決算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案の決算特別委員会、常任委員会付託。補正予算(6件)の一括上程、提案説明。
			決 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	10月1日	木	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、小関 淳、佐藤悦子、 佐藤卓也の各議員

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第 3 日	10月 2 日	金	本 会 議	議 場	午 前 10 時	一般質問 高橋富美子、叶内恵子の各議員
第 4 日	10月 3 日	土	休 会			
第 5 日	10月 4 日	日				
第 6 日	10月 5 日	月	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案の審査
第 7 日	10月 6 日	火	常任委員会	総 務 財 政 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託請願の審査
第 8 日	10月 7 日	水	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 6 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第 9 日	10月 8 日	木	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 6 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第10日	10月 9 日	金	休 会			(本会議準備のため)
第11日	10月10日	土	休 会			
第12日	10月11日	日				
第13日	10月12日	月				
第14日	10月13日	火	休 会			(本会議準備のため)
第15日	10月14日	水	本 会 議	議 場	午 前 10 時	決算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。補 正予算（6 件）の質疑、討論、採 決。

#### 日程第 4 市長の行政報告

清水清秋議長 日程第 4 市長の行政報告をお願い  
いたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、私から行政報告をさせ  
ていただきます。

初めに、平成27年度の新庄まつりについて御  
報告申し上げます。

先月行われました新庄まつり260年祭、成功  
裏に終えましたこと、まずもって皆様方に感謝  
申し上げます。

ことは260年の節目を迎え、記念事業とし  
て7月のちびっこ山車まつりや25日の本まつり  
の行事に夜間山車運行を加えて実施したところ  
であります。

ちびっこ山車まつりでは、市内の幼稚園や保



育所の児童たちが自作のミニ山車14台とともに、駅前ふれあい広場アビエスと駅前ロータリーをパレードしました。本番さながらに囃子も子若連が演奏し、観覧者も父兄はもとより、祖父母や一般市民も合わせ6,200人を数え、1カ月前祭にふさわしい盛大なにぎわいとなりました。

本番の新庄まつりでは、2つの台風の接近が心配されましたが、降雨があったのは26日の朝方のみで、まつり・行事、全て予定どおり開催することができました。

初日、24日の宵まつりは、月曜日ということもあり、沿道の観覧については、昨年のように山車場面が見られない反対側歩道まで人垣ができるようなことはありませんでしたが、アビエス内観覧席についてはほぼ満席となり、人出については前年比86.4%の19万人でした。

25日の本まつりは、火曜日とあって、沿道の観客数は少なく、アビエス内の有料観覧席についても、平年同様6割程度の入りでした。

260年記念事業の山車夜間運行については、近年の夜型観覧志向がうかがえ、平日の割に人出があり、観覧席も新聞折り込みや当日券のプラカード案内などにより9割程度となり、25日の人出は前年比129%の20万人でした。また、インバウンド事業により、台湾から65名の観光客においでいただき、日中は山車曳きを体験し、夜は山車観覧をされるなど、たっぷりと堪能されておりました。

最終日26日、後まつりは、燦踊祭の開始と同時に雨がやみ、予定どおり開催することができました。燦踊祭については楽しみにしているファンもふえてきており、沿道からの声援もあり、盛り上がりました。午後は、街中鹿子踊や飾り山車が行われましたが、人出は前年比80%の12万人でした。

ことはまつり期間中、土日が一日もなく、曜日配列の影響は否めず、3日間のトータルでは前年比97.1%の51万人でした。

いよいよ来年秋にはユネスコ無形文化遺産登録の審査が行われます。登録となれば、有形・無形を問わず県内初となりますので、今後は県や他のユネスコ登録候補団体とも連携を強化し、世界に誇れる新庄まつりとして発信していきたいと思っておりますので、これからも皆様方の御協力をお願いいたします。

続きまして、新庄市立南部保育所民営化に係る移管先法人の決定について御報告いたします。

市立南部保育所の民営化につきましては、本年2月の市議会全員協議会において、その具体的な内容及び今後のスケジュール等につきまして御説明したところですが、このたび移管先法人を決定いたしましたので、2月の全員協議会から現在までの経過を含めまして御報告いたします。

本年6月下旬に、市報及び市ホームページを通して南部保育所の民営化に係る移管先の募集を行い、あわせて市ホームページに募集要領を掲載いたしました。

募集期間は、7月中旬から8月上旬までとし、その間、応募者に対して募集内容についての説明会及び南部保育所の現地視察を実施しました。8月上旬に応募を締め切りましたが、最終的には応募した法人は1法人のみでありました。

その後、当該応募法人が質の高い保育能力を有し、南部保育所の移管先としてふさわしい法人であるかを審査するため、副市長を委員長とし、南部保育所保護者会を初めとする児童福祉関係団体等から推薦をいただいた方々及び関係課長を委員として、新庄市立南部保育所民営化移管先法人等選定委員会を設置いたしました。委員会では、1次審査として提出書類に基づく書類審査、2次審査して応募法人からのプレゼンテーションに基づく審査を経て、民営化移管先の選定を行っていただいたところでございます。

その結果、委員会より、委員会一致で応募法

人は民営化移管先として適正であるとの報告を受け、委員会での審査方法やその内容、審査結果をあわせて確認したところ、委員会の報告どおりすることが最も適切であるとの判断に至り、このたび民営化の移管先を決定したところであります。

南部保育所民営化の移管先として決定いたしました法人は、新庄市上金沢町の金沢幼稚園を運営しております学校法人金沢学園、代表者は理事長、金澤友治氏であります。

なお、南部保育所の入所児童の保護者に対しては、委員会での選定結果を先日お知らせしたところではありますが、近日中に移管先法人の決定のお知らせを行うとともに、改めて保護者説明会を開催する予定であります。

南部保育所の入所児童とその保護者への配慮が最も重要であるとの認識のもと、今後、金沢学園と十分協議を重ね、南部保育所の民営化につきまして円滑に進めてまいります。

以上、南部保育所民営化に係る移管先法人の決定についての行政報告とさせていただきます。

#### 日程第5報告第14号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について

**清水清秋議長** 日程第5報告第14号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、報告第14号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項

の規定により、同協会の経営状況を報告する書類として平成26年度事業決算報告書を議会に提出するものでございます。

同協会の報告書2ページの決算概要に記載しておりますが、前年度まで予算規模は700万円から800万円で推移しておりましたが、平成26年4月1日に新庄市施設振興公社と統合したことにより、市体育館施設の維持管理業務が新たに加わり、経常収益が1億3,372万488円、経常費用が1億3,203万6,194円と大幅に拡大しております。

なお、同協会の平成26年度事業及び決算については、同協会定時評議員会において承認されたものであり、詳細につきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告とさせていただきます。

**清水清秋議長** 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

#### 日程第6報告第15号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

**清水清秋議長** 日程第6報告第15号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、次に、報告第15号新庄市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして議会に報告する

こととなっております。平成26年度新庄市土地開発公社の決算でございます。

なお、この決算につきましては、去る5月20日に公社監事による監査を行い、5月27日の理事会におきまして御承認をいただいております。

平成26年度の事業につきましては、平成24年度より販売を開始いたしました小桧室2期地区における5区画の宅地分譲のうち、残り3区画につきまして販売促進に努め、うち1区画が売却に至りました。今年度に入りましてからも1区画が売却になり、残る1区画につきましても引き続き販売促進に努めてまいります。

平成26年度の損益につきましては827万6,125円の当期純損失となっております。これは未開発地の売却により民間開発を誘導するとともに、道路等につきまして開発者側で整備した後、市に寄附する予定であったため、原価割れで売却したことによるものであります。

なお、お手元の決算書の1ページから9ページまでが事業報告及び決算の内容であり、10ページ以降につきましては決算附属明細表を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、平成26年度新庄市土地開発公社の決算についての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**清水清秋議長** 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

## 日程第7報告第16号平成26年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

**清水清秋議長** 日程第7報告第16号平成26年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告に

ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 続きまして、報告第16号平成26年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

本比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告し、市民に対して公表することとなっているものであります。

初めに、健全化判断比率についてであります。が、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年度同様、全ての会計が黒字決算でありましたので、数値はございません。

実質公債費比率につきましては、前年度の12.4%より1.5ポイント改善の10.9%でございました。平成21年度に早期健全化基準の25%、平成23年度には起債の許可を要する基準の18%を下回るなど順調に改善されております。前年度は県内13市の中では中位の比率となっておりましたので、今年度も同程度の順位になるものと思われま。

将来負担比率につきましては74.4%となり、前年度の85.0%より10.6ポイント改善しております。これらの数値についても前年度は県内13市の中では中位の比率となっておりましたので、本年度も同程度の順位になるものと思われま。

次に、資金不足比率についてであります。が、繰り出し基準に基づき一般会計から適正に繰り出しを行っておりますので、全ての特別会計で不足額はございませんでした。

算定結果は以上でございます。これまでの財政健全化への取り組みにより順調に改善されております。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**清水清秋議長** 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承願います。

### 日程第8 議会案第5号新庄市議会 会議規則の一部を改正する規則の 制定について

**清水清秋議長** 日程第8 議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

**森 儀一議会運営委員長** それでは、新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを御説明いたします。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により御提出申し上げます。

提出者は、私、議会運営委員会委員長森 儀一でございます。

提案の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議の欠席に関する規定の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、第2条の会議の欠席届と第91条の委員会の欠席届の条文に、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ欠席届を提出することができるよう1項を加えるものです。

また、第130条及び第143条1項は文言の訂正でございます。

施行月日は、公布の日からの施行といたします。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第5号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

### 議案 1 1 件一括上程

**清水清秋議長** 日程第9 議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから

日程第19議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定までの11件を会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行されたことにより、本年10月から国民一人一人に個人番号が付番され、個人番号を通知するために通知カードが郵送されます。

また、平成28年1月から、本人からの申請により個人番号カードの交付が始まります。

これらのカードを紛失等により再交付する場合の手数料について規定するため、新庄市手数料条例について必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、通知カード及び個人番号カードの初回の交付手数料については国が負担することとなっていることから無料となりますが、紛失等により再交付する場合の手数料については国庫補助の対象とならないため、受益者負担の考えから有料とすることとし、国の示す基準額に基づき通知カードの再交付手数料500円、個人番号カードの再交付手数料800円を設定するものであります。

また、個人番号カードは、住民基本台帳カードのかわりとなるものであることから、住民基

本台帳カードの交付手数料を削除するものであります。

あわせて、番号法施行に伴う保有個人情報の開示手数料の減免規定の追加、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び租税特別措置法の一部改正に伴う改正並びに文言の整備を行うものであります。

施行日につきましては、個人番号カードの再交付手数料については平成28年1月1日、それ以外の部分につきましては公布の日であります。

続きまして、議案第51号市道路線の認定について御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、道路網の整備を図り、市民福祉の増進に資するため、市道として認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容といたしましては、7路線について認定をお願いするものであります。

初めに、上八幡原線につきましては、公共施設へ連絡する重要な路線であり、このたび地権者からの同意が得られたことから設定するものであります。

次に、桧町17号線及び桧町18号線、宮内14号線、南沢4号線につきましては、民間の宅地開発により整備された路線であり、市に帰属されたことから認定するものであります。

同様に、北浦1号線及び北浦2号線も民間の宅地開発により整備された路線であり、今般、地権者より寄附申請がなされ、市に帰属されたことから認定するものであります。

次に、議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきましては会計課長より、議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については上下水道課長よりそれぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から賜りました意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいる所存であります。

私のほうからの説明は終わりますが、御審議をいただきまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**清水清秋議長** 続いて、議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を会計管理者兼会計課長高橋 弘君より説明願います。

会計管理者兼会計課長高橋 弘君。

(高橋 弘会計管理者兼会計課長登壇)

**高橋 弘会計管理者兼会計課長** 議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてより議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案について、お配りしております平成26年度歳入歳出決算書をもとに御説明申し上げます。

最初に、決算書45ページの会計別歳入歳出決算総覧をお開き願います。

一般会計と7つの特別会計の合計は、収入済額が271億3,369万1,805円、支出済額が265億6,283万106円となりました。

8会計の予算現額に対する収入済額の合計は97.07%の収入率、支出済額の合計は95.03%の執行率となりました。

続きまして、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

4ページにお戻り願います。

議案第52号一般会計について御説明申し上げます。

4ページの歳入1款市税から6ページの21款市債までの歳入合計は、収入済額が175億6,311

万7,240円であり、予算現額に対する収入率は96.20%、調定額に対する収納率は98.36%となりました。不納欠損額は5,501万1,745円、収入未済額は2億3,714万5,969円であります。不納欠損額の内訳は、1款市税が5,261万1,025円、12款分担金及び負担金が223万5,420円、13款使用料及び手数料が11万4,300円、20款諸収入が5万1,000円となっております。収入済額の内訳は、1款市税が2億1,576万9,671円、12款分担金及び負担金が1,434万5,230円、13款使用料及び手数料が446万3,150円、20款諸収入が256万7,918円となっております。

なお、1款市税の調定額に対する収納率は94.39%となりました。

続きまして、8ページの歳出1款議会費から10ページの14款予備費までの歳出合計は、支出済額が172億8,356万5,219円であり、執行率は94.67%、不用額は4億1,730万114円となりました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は2億7,955万2,021円となっておりますが、一般会計並びに公共下水道事業特別会計においてそれぞれ繰越明許が生じております。

292ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、一般会計の表中、3に記載しております額がただいま申し上げました歳入歳出差引残額2億7,955万2,021円であり、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額は634万8,667円となりました。したがって、それを差し引いた額、表中では5、実質収支額に記載しております2億7,320万3,354円が平成27年度への実質繰越額となります。

なお、公共下水道事業特別会計につきましては、後ほど特別会計事業のときに御説明申し上げます。

12ページにお戻り願います。

議案第53号国民健康保険事業特別会計につい

て御説明申し上げます。

12ページの歳入1款国民健康保険税から11款諸収入までの歳入合計は、収入済額が42億8,246万1,788円であり、予算現額に対する収入率は100.47%、調定額に対する収納率は92.75%となりました。そのうち1款国民健康保険税は、収入済額が11億5,089万1,783円であり、調定額に対する収納率は77.47%となりました。不納欠損額は5,509万6,682円、収入未済額は2億7,957万411円であります。

続きまして、14ページの歳出1款総務費から16ページの12款予備費までの歳出合計は、支出済額が40億5,864万5,053円であり、予算現額に対する執行率は95.22%、不用額は2億363万4,947円となりました。歳入歳出差引残額は2億2,381万6,735円であり、平成27年度への繰越額となります。

続きまして、18ページから21ページまでの議案第54号交通災害共済事業特別会計について御説明申し上げます。

18ページの歳入の1款交通災害共済事業収入から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額と調定額が同額の946万100円であり、予算現額に対する収入率は89.34%、調定額に対する収納率は100%となりました。不納欠損額、収入未済額はございません。

20ページの1款事業費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の946万100円であり、予算現額に対する執行率も収入率と同じ89.34%となりました。不用額は112万8,900円であり、歳入歳出差引残額はございません。

続きまして、22ページから25ページまでの議案第55号公共下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

22ページの歳入1款分担金及び負担金から7款市債までの歳入合計は、収入済額が13億3,714万7,166円であり、予算現額に対する収入率は94.42%、調定額に対する収納率は95.78%

となりました。不納欠損額は186万1,392円、収入未済額は5,703万4,508円であります。不納欠損額の内訳は、下水道使用料の186万1,392円となっております。収入未済額の内訳は、1款分担金及び負担金が475万4,410円、2款使用料及び手数料が1,723万9,098円、3款国庫支出金が3,504万1,000円となっております。

24ページの歳出1款総務費から3款公債費までの歳出合計は、支出済額が13億3,205万9,524円であり、予算現額に対する執行率は94.06%となりました。不用額は1,386万476円となりました。歳入歳出差引残額は508万7,642円となっておりますが、公共下水道事業特別会計において繰越明許が生じております。

ここで295ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、公共下水道事業特別会計の表中3に記載されております額がただいま申し上げました歳入歳出残高508万7,642円であり、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額は356万5,000円となりました。したがって、それを差し引いた額、表中では5、実質収支額に記載されております152万2,642円が平成27年度への実質繰越額となっております。

26ページにお戻り願います。

続きまして、議案第56号農業集落排水事業特別会計について御説明申し上げます。

26ページの歳入1款分担金及び負担金から、5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が8,588万8,362円であり、予算現額に対する収入率は98.69%、調定額に対する収納率は97.21%となりました。不納欠損額は使用料で4万7,565円、収入未済額は分担金が96万1,524円、使用料が145万7,739円、合計で241万9,263円あります。

28ページの歳入1款農業集落排水事業及び2款公債費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の8,588万8,362円であり、予算現額に対す

る執行率も収入率と同じく98.69%となりました。不用額は113万9,638円で、歳入歳出差引残高はございません。

続きまして、30ページから33ページまでの議案第57号営農飲雑用水事業について御説明申し上げます。

30ページの収入1款分担金及び負担金から5款諸収入までの収入合計は、収入済額が3,846万3,816円であり、予算現額に対する収入率は98.49%、調定額に対する収納率は99.25%となりました。不納欠損額はございません。収入未済額は、使用料の29万138円であります。

32ページの歳出1款営農飲雑用水事業費及び2款公債費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の3,846万3,816円であり、予算現額に対する執行率も収入率と同じく98.49%となりました。不用額は58万9,184円であり、歳入歳出差引残額はございません。

続きまして、34ページから37ページまでの議案第58号介護保険事業特別会計について御説明申し上げます。

34ページの歳入1款保険料から10款諸収入までの歳入合計は、収入済額が34億3,229万2,001円であり、予算現額に対する収入率は98.39%、調定額に対する収納率は99.50%となりました。不納欠損額は、保険料の422万5,760円、収入未済額は保険料が1,307万1,683円、負担金が1万9,891円、合計で1,309万1,574円あります。

36ページの歳出1款総務費から8款予備費までの歳出合計は、支出済額が33億7,876万5,486円であり、予算現額に対する執行率は96.86%、不用額は1億965万4,514円となりました。歳入歳出差引残高は5,352万6,515円であり、平成27年度への繰越額となります。

最後に、38ページから41ページまでの議案第59号後期高齢者医療事業特別会計について御説明申し上げます。

38ページの歳入1款保険料から5款諸収入ま

での歳入合計は、収入済額が3億8,486万1,332円であり、予算現額に対する収入率は98.23%、調定額に対する収納率は99.70%となりました。不納欠損額は、保険料が43万790円、収入未済額が同じく保険料が71万2,710円あります。

40ページの歳出1款総務費から4款諸支出金までの歳出合計は、支出済額が3億7,598万2,546円であり、予算現額に対する執行率は95.96%、不用額は1,581万4,454円となりました。歳入歳出差引残額は887万8,786円であり、平成27年度への繰り越しとなります。

以上、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

なお、45ページ以降には会計別歳入歳出決算総覧、47ページ以降には各会計の歳入歳出決算事項別明細書等を添付しておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

これで議案第52号から議案第59号までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

十分なる御審議の上、御認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま説明のありました議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各決算について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員高山孝治君。

(高山孝治代表監査委員登壇)

**高山孝治代表監査委員** 先般の新庄まつりにおき



ましては、台風15号の影響もあり不安定な天候でしたが、宵まつり、本まつり、飾り山車、燦踊祭と盛り上がったのではないかと思います。関係各位の皆様のお労苦に対しまして改めて感謝の意を表したいと思っております。

それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開きいただきたいと存じます。

地方自治法の規定に基づき審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、財産に関する調書及び各基金の運用状況について、新田道尋委員ともども審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、諸帳簿、書類などを照合調査し、関係職員の説明を聴取するなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれ設置の目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから21ページにわたり記載してございます。その主要な点は、22ページ、第6、むすびで言及してございますので、こちらで説明をいたしたいと思っております。

22ページをお開きいただきたいと思っております。

第6、むすびでございます。

平成26年度の一般会計及び各特別会計の総計

の決算額は、2ページの表にございますが、歳入が271億3,369万1,805円で、前年度に比べ6億8,093万9,211円、2.6%の増、歳出が265億6,283万106円で、9億5,760万5,511円、3.7%の増となりました。その結果、実質収支は5億6,094万8,032円の黒字で、単年度収支は2億8,451万4,967円の赤字となりました。

市債残高は224億6,441万3,178円で、内訳は、一般会計143億9,685万8,926円、公共下水道事業特別会計75億7,353万9,184円、農業集落排水事業特別会計4億6,167万2,708円、営農飲雑用水事業特別会計3,234万2,360円で、前年度より1,666万8,026円、0.1%増加と横ばいとなっております。市の財政規模を下回っておりますが、今後は老朽化施設の改修や耐震工事等、多額の建設費が継続して発生します。一時的とはいえ、圧縮幅は鈍るものと思われませんが、注視して行ってみたいと思っております。

収入未済額は、一般会計では市税が2億1,576万9,671円で、前年度に比べますと1,905万7,607円、8.1%減少しました。保育所入所負担金等が大きな割合を占める分担金及び負担金、公営住宅使用料等が大きな割合を占める使用料及び手数料の未済額は1,880万8,380円あり、前年度より139万2,118円、6.9%減少しております。

特別会計では、国民健康保険税が2億7,957万411円で、前年度に比べ2,860万6,675円、1%の減少、公共下水道使用料が1,723万9,098円で、67万5,523円、4.1%の増加、介護保険料は1,307万1,683円で、110万5,710円、9.2%の増加、後期高齢者保険料は71万2,710円で、64万3,780円、47.5%の減少となっております。

全体としては減少傾向にあるものの、収入未済額の圧縮につきましては、歳入確保のためだけでなく、市民の受益者負担の公平性を高める観点からも、改善に向けたより一層の努力を期待するものであります。

平成20年4月1日から施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した実質公債費比率は、平成26年度決算では10.9%、過去3カ月の平均値、前年度は12.4%となる見込みで、前年度より1.5ポイント改善され、地方債を発行する際に県知事の許可を必要としない18%以下となっております。しかしながら、今後は建物の耐震化や老朽化施設の改修等により実質公債費比率が再び上昇することも考えられますので、限られた財源をより有効に活用し、引き続き健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

また、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は90.7%となる見込みであり、前年度より1.0ポイント上昇し、依然として高い水準にあり、弾力性に欠ける財政構造であることは否めず、改善へのさらなる努力を期待するものであります。

全国的な状況を見ますと、ことし8月の政府月例経済報告では「景気は改善テンポにばらつきも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」と、また、同月の山形県経済動向月例報告では「本県経済は一部に弱い動きが見られるものの、持ち直している」と発表されていますが、海外市場や金融情勢の変動等による影響が大きいことから、地方経済を取り巻く環境は不透明感を払拭できないものとなっております。

昨今、人口減少や少子高齢化が進む状況の中、本市においては定住自立圏構想に基づき、ことし6月、新庄最上8市町村が相互に連携・協力し、人口定住の促進、住みやすい地域社会の形成を目的とし、新庄最上定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。今後、定住自立圏共生ビジョンを策定しながら具体的な取り組みを実施していくこととなりますが、本市は中心市として地域経済の活性化に向けて重要な役割を担っていくこととなります。さらに、平成22年度に策定された第4次新庄市振興計画、新庄市

まちづくり総合計画ともあわせ、10年後の目標人口として掲げられている「平成32年3万7,000人」を達成できるよう市民の不安や不便の解消に努め、健全な財政基盤の整備を図りつつ、計画に掲げられた施策、各事業の着実な推進を望むものであります。

次に、別冊の平成26年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書をごらんください。

財政健全化審査意見につきましては、実質赤字及び連結実質赤字は生じておらず、健全な状態であると認められます。先ほども申し上げましたが、実質公債費比率は10.9%であり、早期健全化基準25.0%と比較するとこれを下回っており、良好であります。なお、前年度と比較しますと1.5ポイント改善しております。

将来負担比率は74.4%となっており、早期健全化基準である350%を下回り、良好であります。なお、前年度と比較しますと10.6ポイントと大きく改善しております。

次のページ、経営健全化審査意見につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業、営農飲雑用水事業の各特別会計とも資金不足は生じておらず、健全な状態にあると認められます。

以上が平成26年度一般会計及び特別会計の決算審査の概要並びに健全化の意見でございます。よろしくお願いを申し上げます。

**清水清秋議長** 次に、議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを上下水道課長松坂聡士君より説明願います。

上下水道課長松坂聡士君。

(松坂聡士上下水道課長登壇)

**松坂聡士上下水道課長** 議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

配付してございます平成26年度新庄市水道事業会計決算書をごらんいただきたいと思います。

最初に、2ページをお開き願います。

新庄市水道事業決算報告書により御説明申し上げます。

最初に(1)収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益の予算額合計は11億8,302万4,000円、決算額は11億8,272万2,124円で、予算額に比べまして30万1,876円の減額でございます。

次に、支出の第1款水道事業費用の予算額は11億5,104万1,000円、決算額は11億1,961万494円で、執行率は97.27%でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

(2)資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入の予算額合計は1億3,943万7,000円、決算額は1億3,952万5,474円で、予算額に比べまして8万8,474円の増額でございます。

次に、支出の第1款資本的支出の予算額合計は7億4,309万3,000円、決算額は7億3,929万8,072円で、執行率は99.49%でございます。そのうち、第1項建設改良費は工事の精査等により378万4,286円が不用額となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億9,977万2,598円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してございます。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。

損益計算書について御説明申し上げます。

営業収益においては、前年度比約2,102万円の減となり、営業外収益においては、法改正による会計基準の見直しにより減価償却費等に伴う補助金等の収益化として、新たに長期前受金戻入の項目が設けられたこと等により、前年度比約1億644万円の増となっております。

費用においても、法改正による会計基準の見直しにより、補助金等により取得した資産の償却制度の変更により、前年度比約1億4,342万円増額してございます。経常利益は3,606万3,555円となっております。また、当年度純

利益は2,920万584円、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は8億798万3,601円となっております。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

剰余金計算書でございますが、最初に、利益剰余金として1、減債積立金は、(2)の前年度繰入額を繰り入れ、(4)当該年度末残高は9,477万6,719円となっております。

2の建設改良積立金は、繰り入れ等はございませんので、(4)の当該年度末残高は1億2,417万1,826円となっております。したがって、積立金の合計は2億1,894万8,545円となりました。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

次に、資本剰余金として、これまでに資本として調達いたしました国庫補助金等の内訳でございます。平成27年度への繰越資本剰余金は420万3,780円となっております。

9ページ剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

平成26年度未処分利益剰余金が8億798万3,601円となっておりますので、(1)の減債積立金へ1,000万を積み立て、起債償還に充てることとし、残額の7億9,798万3,601円を平成27年度へ繰り越すものでございます。地方公営企業法の規定に基づき、利益の処分についても議決をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

貸借対照表でございます。資産の部として、固定資産、流動資産、繰延勘定の資産の合計は、126億6,783万3,631円となります。

次に、負債の部でございますが、11ページの負債合計で58億6,382万9,797円となります。また、資本の部として資本の合計は68億400万3,836円となり、負債資本合計は126億6,783万3,631円となりました。

なお、12ページには、法改正による会計基準の見直しに伴い、1会計期間の現金の流れをあらわしており、収入と支出の実態を把握するため、平成26年度の会計キャッシュフロー計算書を記載してございます。また、13ページには、法改正による会計基準の見直しに伴う会計方針を記載しております。

以上が水道事業会計決算書についての御説明でございます。

なお、決算附属書類でございますが、14ページに事業報告書、23ページに収益費用明細書、28ページに資本的収支明細書、30ページに固定資産明細書、32ページに企業債明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算についての説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**清水清秋議長** ただいま説明ありました議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員高山孝治君。

(高山孝治代表監査委員登壇)

**高山孝治代表監査委員** それでは、同じようにお配りしております水道事業会計の決算審査意見書により御報告いたします。

1ページをお開き願います。

地方公営企業法の規定に基づき審査に付されました水道事業会計の決算について御報告申し上げます。

審査の方法は、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表並びに事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書などを照合調査し、関係職員の説明を受けるなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、財務状況及び

経営成績を適正に表示しているか、公共性と経済性が確保されているかに主眼を置いて実施いたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。審査に付されました決算書類及び附属書類は、地方公営企業関係法令の規定に基づいて作成されており、経営成績及び財務状況を適正に表示しており、計数も正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細につきましては2ページから11ページに記載してございますが、その主要な点は12ページ、7、むすびで言及しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

12ページをお開き願います。

平成26年度水道事業会計の決算審査の概要は次のとおりであります。

給水状況を見ますと、給水世帯は1万2,631世帯で、前年度より85世帯増加しております。外国人を含めた平成27年3月末の市内の人口3万7,407人に対する給水人口は3万4,809人であり、前年度に比べ208人減少しております。普及率は93.1%となり、前年度の92.7%より0.4ポイント増加しております。また、総配水量のうち有収水量の占める有収率は84.2%と、ここ数年、同じ割合で推移しておりますが、漏水対策等によりさらに向上しますよう努力をお願いしたいと思います。

経営状況を見ますと、収益的収支は前年度と比べ、平成26年度からの新会計基準に基づく長期前受金戻入等により収益が8,542万6,850円、8.3%増加し、費用は業務及び総係費、企業債支払利息、繰延勘定償却が減少したものの、減価償却費、資産減耗費等により1億4,729万838円、15.7%増加し、当年度純利益は2,920万584円、前年度に比べて67.9%減少しております。

県からの受水費 3 億 5,284 万 8,187 円（税抜き）は前年度より 312 万 2,234 円増加しており、営業費用の 36.1% を占めております。平成 20 年に引き下げが行われておりますが、依然として高い水準にあることから、他の受水団体等と連携しながら負担軽減に取り組んでいてもらいたいと思います。

給水原価と供給単価を比較しますと、1 立方メートル当たりの給水原価は 287 円 84 銭、供給単価は 266 円 75 銭で、給水原価が供給単価を 21 円 9 銭上回っており、前年度の差額 15 円 36 銭と比べると 5 円 73 銭の増加となっております。主な要因は、減価償却費、資産減耗費であります。

なお、過年度の営業未収金は 2,391 万 252 円となっており、前年度に比べて 116 万 6,763 円多くなっておりますので、新たな滞納者がふえることのないよう早期対応に努めていただきたいと思います。

資本的収支においては、前年度と比較しますと資本的収入は国庫補助金、出資金等の増により 9,744 万 4,846 円増加し、資本的支出は新会計基準により開発費の項目が廃止されたことにより皆減となったものの、指野配水池建造築造工事及び上水道施設監視制御設備更新等による建設改良費の増により 2 億 8,295 万 5,816 円、62.0% 増加しました。

以上の結果、資本的収支差引不足額は前年度より 1 億 8,551 万 970 円増加し、5 億 9,977 万 2,598 円となっており、この不足額は過年度損益勘定留保資金等により補填されております。

財政状況においては、資産合計は固定資産、流動資産及び繰延勘定の減により前年度より 23 億 2,194 万 2,640 円、15.5% 減少しました。負債合計は新会計基準により前年度より 58 億 3,833 万 4,342 円増加し、資本合計は借入資本金、資本剰余金の減により、前年度より 81 億 6,027 万 6,982 円、54.5% 減少しました。

平成 26 年度より新地方公営企業会計制度が始

まり、資金の増減を把握するため、新たにキャッシュフロー計算書を帳簿書類として作成が義務づけられたことから、専門的知識を有する職員の養成及び新会計基準に基づく適正な財務処理を進めていき、これからも一層の経費削減と財源確保による水道事業経営の安定化を図るとともに、市民生活に欠くことのできない安心・安全な水道水の安定的な供給に努められることを希望しまして意見といたします。

なお、県内各市の水道事業会計の内容につきましては、平成 23 年度までは意見書の末尾に表示しておりましたが、各市町村とも決算議会前であることから、以降の開示は取りやめておりますので、御了承願いたいと思います。

以上が平成 26 年度水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。よろしく願い申し上げます。

**清水清秋議長** これより、ただいま説明のありました平成 26 年度の各決算を除く議案第 50 号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 51 号市道路線の認定についての 2 件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第 50 号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてお聞きしたいと思います。

この中で、一番重要なと思われるのは、マイナンバー制度と言われる国民共通番号だと思います。

マイナンバー制度とは、国民の個人情報の一つの番号によって結びつけ、活用する制度です。利便性が強調されておりますが、犯罪などの危険性を高め、国民に負担増をもたらすとも言われています。

そういうことから質問いたしますが、10 月 5 日から住民登録している方全員に共通番号をつ

けて、通知カードを世帯ごとに無料で交付するという事です。そのとき、転送不可という簡易書留で発送するとも聞いております。

そこで3点お聞きいたします。

発送するのは誰が行うのか。

2点目は、届かない場合はどのように考えておられるか。

3点目は、戸籍や住民登録のない人、例えばアパート住民が突然いなくなるという場合も、この間、私も見たことがあります。また、在留許可を超えたオーバーステイの外国人もおられるとも聞いております。また、戸籍のない子供もいるときもあります。こういった場合、今まで行政サービスは受けられたと思います。こういった方々が今までどおり行政サービスが受けられるようにすべきと思いますが、どう考えておられるでしょうか。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、今の質問は、マイナンバー制度そのものについての質問ですので、手数料条例に定めて質問願います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 新庄市がやる事業になるわけです。それで、その内容についてお聞きしておく必要があると思うのです。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、手数料の制定についての質問をやってもらわないと、これはマイナンバーそのものの質問の内容だと思しますので、手数料条例について質問願います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 手数料条例の中の、通知カードの再交付にかかわって聞いております。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、質問の趣旨のやり方、マイナンバー制度については前もって議会のほうへ説明してあります。そうした中での一部改正する手数料条例そのものについての議題でありますので、それに絞って質問願います。

**1 番（佐藤悦子議員）** この条例の中に書いてある通知カードの再交付ということについて、つまり通知カードは無料で配付するという事について聞いています。この事務について聞いて

ているのです。

**清水清秋議長** 暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 開議

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、この議題は、手数料条例再交付そのものの、申請された場合の手数料条例の手数料の制定なんです。佐藤議員の質問しているのは、マイナンバー制度そのものに対しての質問なわけ。これは手数料条例の再交付とかいろいろ申請された場合の手数料の制定なんです。マイナンバー制度そのものは前もって説明して、協議会等でもいろいろあって、佐藤悦子議員の質問はこの議題にはそぐわない。

佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** さきに議案第50号の説明のときに、番号法に基づいて、国民一人一人に1月から個人番号をつけて、1月からは個人番号カード交付が始まるという説明がありました。そして初回の交付は無料であると、再交付は有料にするという説明がありました。住基カードのかわりに個人番号カードを住民に無料で配付することを目的にしているんだという説明がありました。

この議案を見たときになるほど思ったのは、通知カードがまず無料で、市民皆さん個人ごとに番号をつけて無料で市が配付するという事になっております。そのことについて今お聞きしたいと思って聞いているんです。それがやられたときに市民が、これが実は個人情報保護などの問題でどうなのかということになるわけです。そのときに発送するのは市ではないと聞いております。また、届かない場合どうするのかということが問題になっています。ほかのある市では20%届かないかもしれないと。この対応が新庄市にやらせられるということも聞いております。それをどのようにして届くようにする

のかということで、窓口となる新庄市の負担は大変なものになると思います。

また、個人的にはこの通知カードが住民票になっていないような形の方も何人かおられるわけです。こういう方々の公共サービスが今までではあったと聞いております。それが今度はこの通知カードを持っていないと、番号が書いてあるものがないと行政サービスが受けられないのではないかという心配もされております。そういうことはないのか。市民の立場からこれは重要なことだと私は思うんです。それでお聞きしているんです。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、この議題は、先ほど申しました手数料そのものに対しての交付申請受けた場合の手数料の扱いの一部を改正する。佐藤悦子議員の質問は、そういうふうなマイナンバー制度そのものに対しての質問なんです。この辺を一緒に議論しないように、質問しないようにしていただきたい。

佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 私は議長にお聞きしたくて質問しているのではないです。市民の……

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、いいですか、佐藤議員の質問はこの議題にそぐわないから議長がきちっと今、あなたの質問はこういうふうな内容ですよと言っているのであって、これを取り上げてはいけません。議事進行いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** ほかになしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

## 日程第20 決算特別委員会の設置

**清水清秋議長** 日程第20決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第52号から議案第60号までの平成26年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計利益の処分及び決算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置したいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

## 決算特別委員会委員の選任

**清水清秋議長** これより、ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において全議員を指名したいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどよろしくお願いたします。

## 日程第21 議案の決算特別委員会、常任委員会付託

**清水清秋議長** 日程第21議案の決算特別委員会、常任委員会付託を行います。

議案の委員会付託につきましては、お手元に

配付しております付託案件表のとおり、それぞれしくお願いいたします。  
 れの所管の委員会に付託いたしますので、よろ

### 平成27年9月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
決算特別委員会 議案（9件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第53号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第54号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第55号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第56号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第57号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第58号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について</li> </ul>
産業厚生常任委員会 議案（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○議案第51号市道路線の認定について</li> </ul>

清水清秋議長 1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

#### 議案6件一括上程

清水清秋議長 日程第22議案第61号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から日程第27議案第66号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算6件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、



議案第61号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から議案第66号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第61号から議案第66号までの平成27年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

予算書1ページ、議案第61号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ5,772万7,000円を追加し、補正後の総額を156億8,061万6,000円とするものであります。

8ページからの歳入についてであります、14款国庫支出金に平成28年1月よりスタートします個人番号カードの交付に係る個人番号カード交付事業費補助金を新たに計上しております。

また、15款県支出金に、新規要望に対応した多面的機能支払推進事業費補助金を増額しており、21款市債には、このたびの補正に充てる一般財源として臨時財政対策債を計上しております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

まず、1款から10款を通して人件費に係る予算の補正を計上しておりますが、4月の人事異動等に伴う各款の調整によるものであります。また、各款を通して平成27年度に繰り越した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る事業と重複した事業について減額補正しております。さらには、市民から寄せられました相談などに対応したものを初め、学校や保育所、各種施設や道路、側溝、流雪溝などの維持補修や機能強化に係る経費をそれぞれ計上しております。

歳入で説明いたしました個人番号カード交付

関連の事業費を2款総務費の戸籍住民基本台帳費に新規に計上し、また多面的機能支払事業費を6款農林水産事業費において増額補正しております。

10款教育費におきましては、新庄小学校外構整備事業費など、教育環境の充実や教育の場の安全確保、施設の利用環境の充実を図るための経費を盛り込んでおります

続きまして、29ページの特別会計ですが、議案第62号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第65号介護保険事業特別会計補正予算までの4特別会計及び議案第66号水道事業会計補正予算につきましては、今年度下半期のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります、各会計の詳細につきましては財政課長から説明させますので、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**清水清秋議長** 財政課長小野 享君。

（小野 享財政課長登壇）

**小野 享財政課長** 議案第61号一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,772万7,000円を追加し、補正後の総額を156億8,061万6,000円とするものでございます。

2ページから、第1表歳入歳出予算補正としまして各款各項の補正予算額並びに補正後の額を掲載しております。

次に、5ページ、第2表地方債補正でございますが、いずれも増額補正となりまして、消防施設整備事業債につきましては緊急防災・減災事業債の活用によるもの、小中一貫教育校建設事業債につきましては補助事業の交付決定に伴うものでございます。また、臨時財政対策債につきましては、補正予算の一般財源とするもの

として補正いたします。

8ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でございますが、2項1目総務費国庫補助金に個人番号カード交付事務費補助金118万7,000円と、同じく事業費補助金1,314万円を新たに盛り込んでおりますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成28年1月からスタートします個人番号カード交付に向けた関連事務にかかわります補助金計上でございます。

続く3目衛生費国庫補助金以下の国庫補助金につきましては、それぞれ事業の内示及び交付決定に伴う減額補正となります。

15款県支出金でございますが、2項3目衛生費県補助金に地域自殺対策強化交付金を計上しております。5目農林水産業費県補助金のうち多面的機能支払推進事業補助金324万円につきましては、新規要望に基づく増額計上となります。

9ページ、6目土木費県補助金につきましては内示による減額、続く7目消防費、災害に強い地域づくり市町村総合支援事業費補助金につきましては、県事業の廃止に伴う減額となります。

20款諸収入4項4目雑入のうち地域介護福祉空間整備等施設整備費補助金返還金につきましては、事業者の事業縮小に伴う返還金となります。

21款市債につきましては、地方債補正に対応した補正内容としております。

続きまして、11ページからの歳出について御説明いたします。

まず、一般会計全般にわたりまして、4月の人事異動に伴う人件費に係る予算の補正を計上しております。また、平成26年度国の補正予算に伴い、3月に議決いただきました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る事業

と重複しておりました9事業について各款で減額しております。

各款の主な補正内容につきまして御説明いたします。

13ページをごらんください。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード交付に向けました関連事務に係る事業費1,390万4,000円を計上しております。

15ページに移りますが、3款民生費におきまして、国の返還金として1項4目障害者自立支援費におきましては所要額を超えました負担金の返還、続く5目老人福祉費におきましては、歳入で御説明しましたとおり、介護保険施設に係る国庫補助金の返還金を計上しております。

17ページ、中段になりますが、4款衛生費でございます。1項7目斎場費につきましては、火葬炉の計画修繕などに係ります修繕料348万9,000円を増額補正しております。また続く2項1目清掃総務費におきまして、国及び県補助金の内示に伴います合併処理浄化槽設置に係る2つの補助金、合わせて316万5,000円の減額補正をしております。

18ページからの6款農林水産業費でございますが、18ページ下段の1項5目農地費におきまして、多面的機能支払交付金418万8,000円を計上しております。

20ページをごらんください。

20ページからの8款土木費におきましては、修繕料を中心といたしまして、まちづくり会議など地域市民から寄せられました道路、側溝、流雪溝の改修要望に伴いまして、できる限り配慮しております。この土木費中、2項2目道路維持事業費につきましては2,435万円を増額したのを初めとしまして、21ページ中段になりますが、4項3目公園費、管理事業費に442万7,000円、下段となります5項1目住宅管理費、事業費におきましては市営住宅の修繕料として

合わせて474万円を計上しております。

22ページに入りますが、6項1目除排雪費の除排雪車借上料につきましては、4月に除排雪対応した経費分の増額補正となります。

続く、6項2目雪総合対策費につきましては、この冬の雪対策として、あらかじめ水上がり解消のための修繕料等の増額補正を行っております。

23ページ中段からの10款教育費でございますが、まず、1項2目事務局費におきまして、4月からのスクールバスの運行形態の変更によりまして日々雇用職員賃金を増額しまして、あわせて委託料の減額を行っております。

この10款教育費におきましても、各施設につきまして機能強化に係る経費を計上しております。24ページとなりますが、2項1目小学校費の学校管理費の修繕料に日新小学校の融雪施設の修繕料を中心に増額しておるほか、工事請負費につきましては、新庄小学校の給食室周辺の外構整備に係る経費を盛り込んでおります。

25ページ下段からの4項社会教育費におきましては、2目の市民プラザ費にトイレの洋式化と温水洗浄便座の整備費を、続く4目図書館費に防犯監視カメラの設置費を増額しております。

26ページの5目市民文化会館費におきましては、除雪機械の購入費を増額補正しております。下段の10目わくわく新庄費におきましては給湯室へのガステーブル設置の経費などを計上しております。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、特別会計でございますが、予算書29ページをごらんください。

議案第62号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおおの2,483万3,000円を追加しまして、補正後の予算総額を45億8,512万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、33ページをごらんくださ

い。

補正内容につきましては、歳出におけます26年度事業に係る国への返還金、これらについて歳入で前年度繰越金を充当した補正内容としたところでございます。

35ページをごらんください。

議案第63号公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,431万7,000円を追加し、補正後の予算総額を15億3,524万7,000円とするものでございます。

39ページをごらんください。

歳出内容につきましては、職員給与費の減額のほか、老朽化に伴う施設の修繕や消費税納税に係る経費の増額を計上しております。これらについて、前のページになりますが、38ページの歳入において一般会計繰入金と前年度繰越金により充当しているというところでございます。

41ページをごらんください。

議案第64号農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出のおおの112万7,000円を追加し、補正後の予算総額を8,341万3,000円とするものでございます。

44ページをごらんください。

歳出の補正内容につきましては、職員給与費及び老朽化に伴う施設施設の増額補正となります。これに伴い、歳入において一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

45ページに入りますが、議案第65号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおおの5,767万2,000円を追加し、補正後の予算総額を36億2,643万9,000円とするものでございます。

48ページをごらんください。

歳入につきましては、全般にわたり職員給与費の増額に伴う財源調整を行っておりますが、最後の49ページの9款繰越金に前年度繰越金を計上しております。

歳出におきましては、この繰越金の計上に伴いまして、51ページをごらんください。5款1項基金積立金におきまして介護保険給付費準備基金の増額補正を組んでおります。

以上が特別会計の補正内容となります。

続きまして、議案第66号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の新庄市水道事業会計補正予算書1ページをごらんください。

このたびの補正内容につきましては、一般会計と同様に人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

第2条における収益的支出の補正において55万7,000円を減額し、第3条における資本的支出の補正におきまして5万9,000円の増額をしております。第4条におきまして議会の議決を経なければ流用できない経費でございます職員給与費につきまして既決予定額を49万8,000円減額しまして、補正後の額を5,802万7,000円とするものでございます。

以上が一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算案の主な内容でございます。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第66号までの補正予算6件については委員会への付託を省略し、10月14日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

## 日程第28議員派遣について

**清水清秋議長** 日程第28議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しておりますとおり、議会報編集委員6名を山形県市議会議長会主催の議会報研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議会報研修会に議会報編集委員6名を派遣することに決しました。

## 散 会

**清水清秋議長** 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす10月1日木曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時18分 散会

平成27年9月定例会会議録（第2号）

平成27年10月1日 木曜日 午前10時00分開議  
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員 兼監査主査	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局長  
農業委員会  
事務局長

小松 孝  
眞見 治之

農業委員会  
会長

星川 豊

### 事務局出席者職氏名

局長 東海林 智  
主査 沼澤 和也  
総務主査 三原 恵  
主査 早坂 和弥

### 議事日程（第2号）

平成27年10月1日 木曜日 午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1番 小嶋 富 弥 議員
- 2番 小関 淳 議員
- 3番 佐藤 悦子 議員
- 4番 佐藤 卓也 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成27年9月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 市長3期目の当選にあたって 2. 新庄まつりについて 3. 学校教育と子育て支援について	市 長 教育委員長
2	小 関 淳	1. ふるさと納税の現状と今後の方針について 2. 市立図書館の現状と今後の方向性について	市 長 教育委員長
3	佐 藤 悦 子	1. 生徒一人一人を大切にした教育について 2. 市の公的職場における雇用拡大・安定化について 3. 住宅リフォーム助成制度の拡充で市民の仕事を増やす 取り組みについて 4. 財政難を理由に削られた福祉の復活・充実について	市 長 教育委員長
4	佐 藤 卓 也	1. 3期目の市政運営について 2. 学校の改修・改築について 3. 道徳教育について 4. ライフスキル教育について	市 長 教育委員長

## 開 議

清水清秋議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は6名であります。

質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

### 小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に小嶋富弥君。

（17番小嶋富弥議員登壇）

17番（小嶋富弥議員） おはようございます。

今定例会最初の一般質問を行います。議席番号17番、起新の会の小嶋富弥であります。ひとつよろしく願い申し上げます。

中秋の名月も過ぎ、日一日と秋が深まる季節となりました。まさに実りの季節であります。

さて、私が今定例会において通告いたしました事項は3点でありますので、それらの順に従

いましてお尋ねいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、市長3期目の当選についてであります。

任期満了に伴う9月6日告示、13日の投開票において、対立候補者を下し、見事3選を果たしました。まことに御苦労さまでした。心からお喜び申し上げる次第であります。

今回は多くの市民の有権者が、8年ぶりの選挙戦でしたので両候補者の主張にしっかり耳を傾け、よりよいと思った候補者に1票を託し、自分たちの暮らしを考えた行動を示したのではないのでしょうか。

新庄市の市民は、これから4年間、市政運営のかじ取りを山尾市長に託すわけであります。長く安全・安心で暮らせるためには、行政として雪対策、人口減少対策、定住・促進・雇用問題、医療・福祉・教育・子育て等々の市民のニーズに応えるために解決を急ぐ課題もたくさんあります。当然のことながら、これらを解決するために財政の確保も必要であります。

また、申すまでもなく、当市は最上地域の中心都市です。ですから、市長は圏域で構成しているところの広域事務組合の理事長としての役割もあります。まさに最上8市町村のリーダーであらねばなりません。

圏域で生活する人々の将来のためにも、おのおの自治体の7町村との連携、定住・自立圏の推進がこれからとても重要でありますし、期待も大きなものがあります。

昨日、日程第1において市長の就任挨拶を賜りましたが、改めまして今定例会一般質問の初日の冒頭で、二元代表制の議会でも市民から負託を受けた議員といたしまして市長3期目の当選に当たり、新庄市を元気にします、さらなるステップアップに向けた山尾市長の豊富と決意をまずお伺いいたすものであります。

次に、発言事項2番目の新庄まつりについて



質問をいたします。

何といたっても新庄まつりは、当市最大の行事であり、県内外に誇れる財産でもあり、また、宝でもあります。

この祭りは、古くから新庄市だけでなく、最上地方圏域を巻き込んだ行事でもあるわけであり、一つの例をとりますと、郡内の小・中学校が夏休み以外に祭りのため学校を休みにすることであり、これらのことをよそから来た方々にお話を申し上げますと、非常にびっくり驚きます。まさによそでは考えのつかないことなのでしょう。

このように、いにしへの祭りを綿々と継承されてきた新庄まつりも、ことしは260年の節目を迎えました。ことしの日程は平日のみでありましたが、51万人の人出とあります。このように多くの人出で25日の本まつりは特別に夜間の運行回り、例年にも増してけんらん豪華な歌舞伎場面、物語部門の山車とお囃子は見応えのあるお披露目でありました。平日の祭りでも51万人の人出があったにもかかわらず、大きな事故もなく終了したことは、関係各位の大きな努力がもたらした結果ではないでしょうか。

その中でもここ数年、市の職員が駐車場の案内、交通整理に、まつり運営に一生懸命汗を流して頑張っていることも、安全で安心なまつりができることにも私はつながっているものと思います。

市長の行政報告でございましたが、これらを含めことしの新庄まつり、260年祭の検証と評価をお伺いいたすものであります。

これとあわせて、この新庄まつりが10年後、100年後も長く続くために、伝統を守りつつ、発展のため、新たな挑戦も勇気を持って踏み出すことも必要ではないでしょうか。

ユネスコの無形文化遺産に来年、登録が期待されますが、今、これらの問題として少子化が顕著であります。今は20町内の若連が自分たち

の町内の心意気を高め、切磋琢磨しながら努力しておりますが、町内によっては人手不足、財政難の問題で維持できなくなることも残念ではありますが予想されます。せっかくユネスコの登録が実現し、期待して多くの内外の方々が新庄を訪れたとき、山車が減ったり、引手の子供の数がばらばらでは、祭りの活気や魅力が失われます。ましてや経済の波及効果も望めません。維持できる今こそ、対策準備が大切ではないでしょうか。

ことしから、祭りの実施組織も実行委員会になり、多様な議論ができるようになったと思います。新庄市長は、実行委員会の名誉会長でもあります。これらの祭りの継承、さらなる発展をどう図るのかお伺いいたします。

それでは、発言事項の3番目の学校教育と子育て支援について質問いたします。

まず、全国学力・学習状況調査についてであります。

文部科学省は、8月25日、小学校6年生と中学3年生を対象にした4月に行った全国学力学習調査の結果を公表いたしました。

新聞報道によれば、山形県の成績が全般的に低下傾向、県の教育委員会は、全科目で1ポイント以上上回ることを目標として掲げておりましたが、クリアしたのは小・中学校の理科、中学校の国語Aの問題の3教科。小学校6年生の算数に至っては、前年度の全国21位台から40位台になったそうであります。

よって、吉村美栄子知事は、このことは県全体で立ち向かわなければならない深刻な課題と語り、この結果を受けて県教育委員会は、早急に仮称として学力向上プロジェクト会議を開催する方針を打ち出しました。

過度な点数優先主義にならぬように文部科学省は、教育委員会に対し市町村別、学校別の成績の公表を禁じてきましたが、2014年度の調査から、教育委員会の判断で公開可能といたしま

した。学校別の平均正答率はまだ公表されていません。今年度の結果を受けて、ここで当市の結果と検証を詳しくお聞きするとともに、今後の対策をお尋ねいたします。

次に、小学校児童の放課後や休日における自転車に乗るとき、ヘルメットの使用、着用についてお伺いいたします。

秋の交通安全県民運動がきのうで終わりました。最近、児童が自転車に乗っている際、安全のためヘルメットを着用していない児童が多く見受けられますが、当市以外の市町村ではしっかりヘルメットを着用している姿が多く見受けられます。

新庄市では、教育の柱として命の尊厳、大切さを教えておるわけであります。交通事故対策も同じ命を守ることに変わりがないのではないのでしょうか。危険から身を守り、児童・生徒の交通安全確保に向けたヘルメット着用の徹底指導を市としてはどのように対応、対策が図られているのでしょうか、これらのことについてお伺いするものであります。

次に、定住人口の確立に対応した子育て支援の環境整備に関する質問であります。

市の活力を高め、安全・安心で子育て、人づくりできる地域は政治の喫緊の問題であることは申すまでもありません。

新庄市では、子供たちが雪の日や雨の日でも元気に遊べる施設として、県内の類似施設の先駆けとして平成12年に現在のところに屋内型の遊び場としてわらすこ広場を開設いたしました。冬期間も開放的で思いっきり安全に遊べるのでとてもありがたく、喜ばれる施設なわけであります。

一時、事業者の都合により休止いたしました。再開を求める声が大きくあり、市長の英断によって平成20年に再開して今日に至っております。来場者は乳幼児、小学校低学年の子供が多いわけで、その子の保護者がついてくる

のはもとより、祖父母と来るお子さんも多いと伺っています。

そのように子供の遊び場としても喜んで活用されているだけでなく、今や子育て中心の若い世帯の方々や、転勤して知り合いのいない子育ての若いママさんたちが情報交換、また交流の場として活用されている重宝な施設であるわけであります。

評判を聞き、県内の多くの自治体が、新庄市のこの施設を参考にし、東根市、天童市を初め、他の市町村がそれの上に行く施設が県内自治体間の競い合いのようにできているのも事実であります。

県内の先駆けのわらすこ広場における大型遊具は、開店時のままであります。大型遊具は、国産でなく輸入品で大きな金額と承っておりますが、子供たちも何年も同じものでは飽きることであり、また、遊具の傷みもあります。遊具の更新、再構築は必要ではないのでしょうか。

また、子育てに励む方々のためにもさらなる整備については、どのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

以上が私の通告の質問であります。御答弁のほど、よろしく願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

このたび、新庄市長として3期目を迎えさせていただきます。この選挙戦を通じまして、市民の皆様、多くの方々から励ましや御指摘、そして、新庄未来に対してのさまざまな思いをお聞かせいただきました。

いろんな話、御意見を胸に刻みながら、この3期目の初日となります9月30日を身の引き締まる思いで迎え、改めて全力投球で市政に邁進

してまいりたいと考えております。

それでは、御質問の3期目に向けての私の豊富と決意を述べさせていただきます。

今回の選挙戦では、一人一人の市民の皆様にごできるだけ多く2期8年の取り組みと3期目への決意を訴えてまいりました。

私の3期目の最大のテーマは、新庄に暮らす人を大切にすまちなづくりです。やはり新庄が元気になるためにはそこに暮らす人々が元気であることが必要であります。そのため、私は、「人行き交うまち」、「人ふれあうまち」、「学びあえるまち」の3つをこれまでどおりの大きな柱に据えて今後の市政に臨んでまいります。

議員の皆様も御承知のとおり、去る6月25日に新庄最上定住自立圏の形成に関する協定を締結いたしました。まずは、最上7町村とともに少子高齢化、人口減少、働く場の確保、医療などそれぞれが同じ課題を共有しておりますので、これらの課題を解決し、この新庄最上地域がさらに発展するよう中心市として先導的役割を果たしてまいります。

中でも特に重要な課題は人口減少問題と捉えております。本市の人口減少については、自然減のほか、高校卒業後、進学や就職で本市を離れ、その後、戻ってくる若者が少ないことが大きな要因となっております。

今後、人口減少に歯どめをかけるための対策としては、まず、働く場の創出が最も重要な対策になると考えています。そのため、企業誘致に取り組むとともに、地元企業の振興や新規就農者支援などを通じて魅力ある仕事を創出する事業を展開してまいります。

さらに、高齢化の一層の進展により、今後、需要が見込まれる医療、介護分野での人材確保に向けた取り組みを推進してまいります。中でも私が強く訴えてきました看護師養成機関の設置につきましては、早急に取り組むを進めたいと考えております。

今年3月末の高校生の就職状況を見ますと、男子の最上管内への就職割合が60%弱であるのに対し、女子の最上管内への就職割合は40%以下と大変低い割合になっています。この看護師養成機関を設置することにより、県立新庄病院の改築を見据えた医療や介護分野での人材確保、働く職場の確保ができるものと考えております。最上7町村、そして、山形県の協力をいただきながら必ず実現したいと考えております。

また、雪対策は本市の重要な課題の一つであります。転出される方の大きな理由の一つに雪の問題があります。私はこれまで冬期間の交通を確保すべく市道除雪に特に力を注いでまいりましたが、今後も8月に設置いたしました「新庄市雪と暮らしを考える連絡協議会」での市民や事業者の意見を反映させながら、高齢化社会における雪対策を強化してまいります。さらに流雪溝の整備もあわせまして一層の雪対策の充実に努めてまいります。

また、子育て問題や教育環境の一層の充実も重要な課題であります。これまで市立図書館との連携による学校図書館の機能充実により、読書好きの児童・生徒をふやす取り組みを実施しており、その効果が着実にあらわれてきておりますので、今後も継続強化してまいります。

子育てに関しましては、保護者、地域、企業などと連携しながら働きながら子育てしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

このほか、選挙活動の中で訴えてきたことも含めさまざまな課題が山積しておりますが、今後、事業を具体化させていく中でお話しさせていただきたいと考えております。

市民の皆様、そして、議会の皆様と手を携えながら、私たちのふるさと新庄市の魅力をさらに磨き上げ、本当に力強く元気なまちをつくり出していくために誠心誠意取り組んでいく覚悟であります。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

次に、新庄まつりについてであります。新庄まつりの検証と評価というように、1カ月前祭のちびっこ山車まつり、25日の夜に260年記念山車行列を実施し、市内外から大勢の観光客が来訪され、事故もなくまつりが成功裏に終えましたこと、改めて関係各位に感謝申し上げます。

今年度より運営体制を見直し、祭り関係団体の実務担当者が主体的に企画、運営事業を担うことができる新庄まつり実行委員会を4月16日に設立し、祭り団体の意見を十分に取り入れながら検討を重ね、祭り当日に備えました。PR活動では、新たに山形市のさくらんぼまつり、湯沢市の七夕絵灯籠まつりなどに出向くほか、天童、東根、銀山温泉組合への旅行企画の商談なども行いました。また、25日の記念山車行列のPRのため、新庄最上管内への新聞折り込みや大型スーパーへの臨時販売所を設置し、PRに努めました。

おかげさまで、アビエス内観覧席については、24日と同様の入りを見ることができました。また警備体制については、市職員及び山車連名理事も増員し、連携を強化するとともに、山車に位置情報システムのGPSを設置するなど、安全な山車運行に努めてまいりました。

昨年来の課題でありました環境整備として、仮設トイレを10基増設するほか、商店会連合会と連携し、34店からトイレ協力店として参加いただきました。

ごみ処理については1カ所ふやし6カ所に、アビエス内ではごみ箱を10個設置するほか、スタッフも配置し、ごみの回収や分別等の呼びかけも行い改善に努めました。

また、大学生ボランティア8名によるアビエス内での観光客の案内、物販などの協力をいただいたほか、最上総合支所長からも9名の協力を得、官民一体となった祭りにすることができました。

実行委員会では、既にことしの祭りの評価と来年に向けての検討課題に取り組んでおり、市におきましても、引き続きユネスコ無形文化遺産候補にふさわしい祭りとなるよう、地域の皆様とともに、取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援、よろしく願いいたします。

また、新庄まつりの山車行事については、全国33県の「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産として提案されており、来年の11月に審議が行われる予定となっております。

今後、新庄まつり実行委員会において祭りの継承、発展について議論を深めてまいります。実行委員会に提案する事項を審議する3つの専門部会において協議してまいります。具体的には、神輿渡御行列に参加する子供や山車の引手不足の解消や祭りの期日、運行時間の見直し、後継者育成などの課題については、行事部会において協議してまいります。また、振興部会では、PR活動はもとより、ユネスコ登録を見据えた新たな誘客方策や他のユネスコ登録候補団体との連携についても協議してまいります。また、運営部会では、祭り当日の安全運行を第一に、より効率的な運営について協議してまいります。

いずれにいたしましても、今年、実行委員会へと組織がえし、委員は構成団体から選出されておりますので、市としても実行委員会の主体性を尊重しながら情報提供などを行い、積極的に支援してまいりたいと考えております。

学校教育と子育て支援の2番については教育長より答弁させていただきます。

最後の屋内子供の遊び場としての県内市町村の先駆けであったわらすこ広場についてですが、平成19年度からの休止期間を除き平成12年の開所以来、延べ70万人近くの方から御利用いただいております。

御質問のありましたわらすこ広場の遊具につ

きましては、随時知育玩具などの追加を行うとともに、平成22年度には既存大型遊具の点検修繕を、平成24年度には小規模遊具の追加更新を行いました。このたびの平成26年度国補正予算の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を財源とする平成26年度繰越明許費予算において、新たな遊具を整備することとしており、現在、その準備を進めているところであります。

さらに、当該繰越明許費予算において、現在の子育て世代の方が数多く利用していると思われるソーシャルネットワークワーキングサービスSNSを活用しての子育て支援のための情報発信事業の準備も進めております。

わらすこ広場はもちろんのこと、併設しております新庄市地域子育て支援センターや各種子育て支援施策の事業内容や利用拡大に向けての周知をより一層推し進めるとともに、コミュニケーションツールとしてのSNSの特性を利用して、子育てサークルなど関係団体同士の関係強化が図られるよう努めてまいります。

また、新庄・最上地域において全天候型の大型児童遊園はわらすこ広場のみであることから、郡内の利用者数も年間6,000人となっております。そのため、新庄最上地域定住自立圏による連携事業の一つとして、わらすこ広場の広域利用をさらに推進するための検討を現在行っております。今後もわらすこ広場が本市のみならず、新庄・最上地域の子育て支援のシンボリックな施設として利用者の方々からさらに親しまれるよう、事業の推進を図ってまいります。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** 私のほうから、全国学力学習状況調査の市の成績の結果と検証ということについてお答えいたします。

この調査の目的は、児童・生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検

証し、改善を図ることと、各学校の授業改善に役立てることです。

また、結果の公表については、御指摘のとおり、教育委員会の判断で公表することが可能となりました。

しかし、調査により測定できる数値については、学力の特定の一部分であることや学校における教育活動の一側面であり、あたかもそれが児童・生徒の学力の全てと受けとめられないように配慮しなければなりません。また、序列化や過度な競争が生じないように十分配慮することが求められています。

新庄市においても、以上の趣旨を踏まえるとともに、小学校では小規模校の学校もあることから、数値を公表することが個人の結果を特定されるおそれが生じるために、数値による公表は行っておらず、学力調査及び学習状況調査については、県や全国の平均と比較してどのような状況であるかという視点で各学校に公表するように伝えております。

今年度の結果について、まず学力調査について、小学校6年生では国語A、Bともに県や全国平均よりも若干低い結果となっております。算数A、Bについては、県や全国平均よりも低い結果となっております。理科については、県平均とほぼ同じですが、全国平均よりも高い結果となっております。

中学校3年生では、国語A、Bともに県や全国平均よりも上回る結果となっております。数学A、Bについては、県や全国平均よりも低い結果となっております。理科については、県平均を下回るものの、全国平均よりも高い結果となっております。小・中学校ともに算数、数学に課題があると捉えています。

また、学習状況調査については、小・中学校ともに自尊感情や規範意識が県や全国平均よりも高い結果となっております。新庄市の教育の最重点である命の尊厳を根底に据えた心の教育の

成果と捉えています。

また、読書への興味、関心についても県や全国平均よりも高く、市が進める読書教育の成果と捉えています。

反面、家庭学習の時間や携帯、スマートフォンの使用時間、テレビやビデオの視聴時間に課題があり、家庭と連携しながら改善していく必要があると捉えています。

新庄市においては、現在、各学校に分析、整理を行ってもらい、成果と課題を明らかにして毎日の授業改善に生かせるように取り組んでいるところです。

また、市で予算化していただいているNRTの結果や各学校の教育活動における児童・生徒の活動の様子なども把握し、多面的な視点から学力を捉え、学校訪問の際に各学校を支援したり、施策に反映させたりしながら子供たちに力をつけてまいります。

2つ目の児童のヘルメット着用の対応ということでございます。

児童の交通安全については、各学校で時期を踏まえて指導を繰り返し、意識の高揚と危機管理能力の育成に努めています。特に児童の動きが盛んになる4月や日没が早まる9月、降雪期に入る11月、長期休業前などについては発達段階を踏まえた指導を行っています。

ヘルメット着用については、平成20年6月の道路交通法改正により、幼児及び13歳未満の児童に対する着用努力義務が施行され、転倒時の頭部保護から各学校でも着用について保護者へ呼びかけを行ってきたところです。

各学校では学校だよりで着用を呼びかけたり、PTA総会の場で説明し、PTA活動に位置づけたりしながらヘルメット着用について取り組んでいます。また、市のPTA連絡協議会でも取り組むなど、市内小学校全校が同じ意識で取り組むところまで高まってきました。

着用率については、学校によって異なります

が、自転車に乗る児童全てがヘルメットを着用する学校もあるなど、市内の小学校の着用率は高くなっています。教育委員会としても校長会議の場で話題にしたり、11月14日の教育の日を活用してヘルメット着用を呼びかける場面を設定したりするなど、命を守るヘルメット着用の運動が推進されるよう学校を支援してまいります。以上でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきました。ありがとうございました。

市長さん、きょうは随分いいネクタイ締めていますね。なぜかと申しますと、きょうはネクタイの日だそうです。44年前に業界がきょうをネクタイの日と定めておるわけでした、市長さんがそういうことを意識してお締めになって、勝負ネクタイでも締めているのかなというような思いでいました。

市長、3選に当たりまして、きのうからきょうも決意も述べました。また、市長が訓示を行ったこともきょうの新聞報道でございました。

今回の市長選挙は、いろいろな場面で議会の議員の約3分の2が、13名という方が市長を支持いたしました。議会は政党政治ではありませんので与党も野党もないかと思えますけれども、それぞれ支持した重みもしっかり受けとめていただいているのではないかなと思っているわけでありまして、今後、市長を中心とした執行部の皆さんには、議会側によりよい情報なり説明を強くお願いして、そして、名実ともに執行部と議会は両輪のごとくというようなことでやってもらいたいと思います。ややもすると、現場を余り見せないで、物によりけりですけれども、常に現場にいて、例えば現場でそういう議論する場合は現場で議論してもいいのではないかなと思うわけでありまして、何回か現場見ないとわからないなんて常任委員会にもありますので、

やはりそういったことは丁寧にひとつやって、目的は職員の皆さんも市長も私たち議員も同じなわけです。いかにこの地域、新庄市がよくなればいいというような目的でございますので、ぜひ今後も私どもも4年間、お世話になるわけですので、どうかひとつ丁寧な議会運営を執行部の皆さん、お願いしたいと思います。

抱負でございますのであえて御答弁は私は要らないかと思えます。

そこで、新庄まつりについて申し上げます。ちびっこ山車、ことし、やって大変よかったですね。これも毎年やったらいかがでしょうか。ということは、14団体の事業所なりやったんですが、わずかな補助金であれだけお子さん方、6,000人も保護者も含めて出るということで、あそこのアビエスでなくてすぽーていあでもいいと思えます。緑化フェアのとき、あそこでやって非常に山車出て人気を醸しましたので、あそこら辺だと余り夏の暑いとき、休むところもあるわけで、あの辺あたりに持っていくといいんではないかということなんです。

なぜかといいますと、出品した方々に聞くと、いろんな保育所とか、立場が違いますけれども、そんな方々が一堂にあそこに集まって新庄まつりを盛り上げるということも、新庄まつりの伝統をいくためにも子供たちにも大変よろしいことではないかなと思っているわけでございますので、そういったこともひとつ考えていただけるのかいけないのか、お願いしたいと思います。

前回の議会でも、新庄市のお祭りの経済効果は幾らかということで、26億円だというような大づかみの話ですけれども、今度はこういった経済効果が伴うことでありますので、ぜひ本当に実態、どのくらいお金が動いてそれが本当に波及効果が地域にもたらすかということも、ざっくりでなくてもある程度、専門機関あたりでも調査してもこれからいいんでないかと思えます。市長はかねがね100万人とおっしゃって

いますので、単純な計算で倍にはいかないと思えますけれども、100万人来たら50億円の経済効果があるというようなことではないかと思えますので、ひとつその辺の分析はいかがなされるのかということもお聞きいたします。

あと、ちょっと気になったのは、新庄まつり、新庄市長が名誉会長、あと商工会議所の会頭さんが会頭で、もろもろの方々がアビエスに入っていくんですけども、やはりお客さん、金出してあそこ、観覧席で待っているわけです。そのとき、あそこの案内が、名誉会長山尾新庄市長、商工会長、入りました。皆さん、盛大な拍手でお迎えくださいみたいなことでなく、やはりおもてなしの心で、あそこは市長が肅々と入場なされて、そこでもてなしの歓迎の言葉なんかあそこで言うべきでないのかなということですね。やはりお客様をもてなす、来たという観点をもう少し發揮していけば、お客さんも新庄市長がみずから私どもをお迎えなされるということが私はいいいんではないかなと思っております。

また、いろいろトイレとか、またGPSの話をなされました。GPSは好評であったと思えますので、ぜひ今後も続けていきたいなと思えます。

あと、燦踊祭も26日も大変にぎやかになって定着しつつあるんですけども、あそこのオープニング開会式に、議会の代表として議長が大変御難儀かけて出席しているわけですけれども、少なくとも一体となったお祭りを出すためには、私ども議員にも開会式、オープニングあたりにも参加してもらおうような御案内も私は必要ではないかなと考えますけれども、その辺のあり方がやはり私は問われると思えますので、そこら辺のお考えをお聞かせ願えればありがたいと思えます。

あと、子供の少子化ですね、今からやはり今後の対策をやっていくかないと、新庄まつり、い

ろんな協賛のことがあります。これ8月12日の山形新聞の社説ですけれども、「ユネスコ世界を見据えた伝統に磨き」とあるんですけれども、座ったまま伝統を守れる時代ではないと。世界に誇れる祭りとして1000年先にも受け継いでいくためには不断の努力が必要だと。260年祭は、新庄市民、最上地域住民の魂のよりどころとして祭りをさらに磨き上げる契機にしたいというようなこともございますので、まさに私も同感でありますので、少子化対策を踏まえて、また各町内の財源確保にもぜひやっていかないと、100万人集まれと言っても金も出さない、金も出さないって失礼ですけれども、金も援助していかないと限界があると思いますので、特にことしのお祭りはよかったですよ、本当にけんらん豪華で。やはりそれは260年祭ということでお聞きするところによると、50万円の財源がかなりインパクトあるということは否めないわけで、人形の数も5体あったり6体あったり、今までないくらいの頑張りようだったと思いますので、その辺も含めまして御答弁いただきたいなと思います。

時間がないですけれども、もう一つは、市の職員の発想が大変今回よかったと思うんです。この職員の発想で巾着1,000個をつくって完売したそうでございます。今までにない職員が、実行委員会になった、私はそういう契機ではないかなと思っておりますので、その辺も含めて職員のレベルアップという点、どのように御苦労なされたか、ひとつ御答弁をお願いしたいと思っております。

**荒川正一商工観光課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 商工観光課長荒川正一君。

**荒川正一商工観光課長** いろいろと御評価いただきまして、ありがとうございます。

6つほどあったんですけれども、上のほうからということで、まず、ちびっこ山車まつりのほうですが、御難儀いただきまして今まで二度、

三度ありましたが、今までで最高の出来ばえで、さらににぎやかさが出たのではないかなと。少子化の中ではありながらも、次世代の継承者ということでもとてもたくましく思ったところがあります。これにつきましては、なかなかこれまでの経過を踏まえますと、毎年となってくると、楽でないという部分がありました。検討の余地はあると思うんですけれども、大きなイベントと重なったときの相乗効果ということで意義を見出してまいりたいというふうに考えてございます。

経済効果につきましては、さまざまな観点、宿泊者数、土産物の売れぐあい等々から勘案しまして、科学的に一応積算しているつもりでございます。ことしにつきましては25億8,000万円ということで約2%減ということではじいておりますが、この形も統計的なものもありますので、この科学的な形の中での継続をやりたい。

あと、パレード、先導のほうの入場時の場合のスタイルですけれども、これは実行委員会の中の各部会の中で議論してまいりたいというふうに思います。

GPSにつきましては、これはとても評判がよろございまして、さまざまな形の中で使えらる。観覧客が初めてきた方も、今、パレードの前ですけれども山車は今どこにいるんだということ聞かれる方もいらっしゃいますので、そのような場合でも案内所のほうで活用できるということで、今後の活用が幅がさらに広がるのではないかなというふうに思っております。

燦踊祭、オープニングの御案内のほうのお話をいただきました。こころはこちらのほうで善処させてもらいたいというふうに思います。

あと、グッズのほうですけれども、実行委員会になりまして今まで以上に議論が出ていいもののがつくれたのかなというふうに思っております。260年祭をステップにユネスコに向かって



ということでいいアピールができたと思いますので、これからもさらにその辺はアイデアを募りながらステップアップしたいと思います。

少子化問題につきましては、ことしも新庄藩内のお祭りだったということがありまして、最上地域全体の小学校の方々にボランティア体験応援ということで引手の募集をかけました。その中でも9名、保護者6名合わせて15名の参加を得たということもありますので、この辺、次世代の担い手ということもありますので、その辺のチラシも含めながら継続してやってまいりたい。それが力になっていくものだというふうに思っております。

**17番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番（小嶋富弥議員）** 実行委員会というフットワークいい制度ありますので、行政のほうでひとつこういう点も真剣にやってもらいたいと思います。

いろいろ聞きたかったんですけども、持ち時間がそろそろですけども、最後に、わらすこ広場の遊具の件で、新たな遊具を具体的に市長のほうから導入ということで、わかる範囲内でどのようにどのくらいのものかお聞かせ願いたいと思います。

あと、SNSソーシャルネットワークの拡充というのは、余り私もこういうのは詳しくないですけども、もう少しどのようなことをSNSと言っているか教えてもらえば、なおありがたいなと思います。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、板垣秀男。

**清水清秋議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 初めに、わらすこ広場の遊具でございますが、先ほど市長が申しました地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、そちら500万円を使いまして遊具

を購入することになってございます。

皆様御存じのとおり、わらすこ広場については、子供が走り回れるという特色もございますので、余りスペースの大きなものではなく、どちらかといえば、子供が自分たちで工夫して自分たちでいろんな遊びができるような遊具を購入したいというふうに考えてございます。

それから、SNSでございますが、簡単に言ってしまうと、いわゆるインターネットの簡易版というようなことで考えていただければいいかと思っております。今、母親の方々がよく使っているツイッターですとか、スマートフォン、あちらのほうで使えるような情報発信のシステムだというふうに考えていただければよろしいかと思っております。

**17番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番（小嶋富弥議員）** ぜひ県内先駆けの施設でありますので、ひとつお願いしたいと思えます。

あと、一問一答でないのですが、ヘルメットの件についてお伺いします。

これ、聞くところによりますと、学校によってかなりばらつきがあるんですね。やっぱり一生懸命やっているところは徹底する。保護者が自分の子供や孫に買ってかぶれと言っても、私だけ、僕だけしかかぶっていないからとかぶらないケースも結構あると伺っていますので、その辺をひとつ教育委員会のほうで、ある程度、いい事例をいろんな会議の中でお示しして徹底するように御努力をお願いしたいと思います。

私の時間も終わりますので、これで終わります。どうも御答弁いただきましてありがとうございました。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

### 小関 淳議員の質問

清水清秋議長 次に、小関 淳君。

(4番小関 淳議員登壇)

4 番(小関 淳議員) 穆清会の小関でございます。

市長、3期目の御当選、まことにおめでとうございます。小嶋議員の質問の中にもあったように、支持した13人の中には入っていない1人ですが、市民福祉の向上のために質問を一問一答方式でやらせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

まず最初に、ふるさと納税の現状と今後の方針についての質問をさせていただきます。

大企業や人口の多い都市と人口減少や景気低迷などによる地方の現状はさまざまな面において、年々、格差が広がっています。その格差を幾らかなりとも是正するための施策の一つとして、平成20年に創設されたふるさと納税制度は、是非論も含めて全国的な話題となっています。

最近の報道によると、ことし上半期で天童市への寄附額は、皆さんも御存じだと思いますが、およそ11億円となっており、全国の自治体の中で最も多い金額となっています。

新庄市でも以前から取り組んできていますが、縣市町村課のデータによりますと、平成26年度は約2,547万円、市の成果表だと2,548万円となっておりますが、2,547万円であり、最上8市町村の中では最上町が2億4,000万円となっておりその数字にはかなりの差があります。

我が市のふるさと納税制度への取り組みにつ

いては、さまざまな要因があるにしても、真剣さや熱意不足の感は否めないのではないのでしょうか。

そもそもふるさと納税制度を積極的に進めるということは、市が設定したさまざまな事業について市以外に住む支援者から寄附を求めようとするものです。

そして、その寄附金を市民の福祉向上につなげていこうと、そういうものです。その上、この制度は、寄附のお礼、いわゆる返礼品として地元の米や農産加工品、また、工業団地で生産される製品なども消費の拡大に大きく貢献できるというもう一つの重要な側面を持っているわけですから、さらに、この制度に積極的な自治体では、寄附金が増大することによって雇用の促進にもつながっていると聞いています。全国的に地方の疲弊と人口減少問題がクローズアップされている中で、新庄市が定住を促進していくためには子育て環境の整備はもちろん、雪問題や雇用問題などさまざまな課題を解決していく必要があります。その課題解決の一助となる可能性を持っているのがこの制度ではないのでしょうか。市では、これまでこの制度をどのように捉え、どのような意識を持って進めてきたのか。また、今後はどのような考えを持ってどう進めようとしているのかを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税、平成20年度からということで市ではどのように捉え、どのような意識を持って進めているのかということではありますが、ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという思いを実現するため、税負担を軽減することにより、寄附しやすくなるよう創設された制度で、出身地でなくても第

2のふるさととして考え、応援したいと思う方も利用できる制度と理解しております。

新庄市を応援しようとする人々からの寄附金を活用し、寄附者の意向を反映した施策を推進し、魅力あるまちづくりに活用しております。

また、地元産品を全国に知っていただく絶好の機会と捉えております。これまでふるさと納税寄附者に対するお礼品として、山形牛や新庄産米などを送ることで、遠方にながらも新庄市の魅力を感じてもらうため、お礼品の拡充や全国紙掲載などの情報発信により、本市へのふるさと納税につながるよう方策を講じてまいりました。

お礼品は昨年度に比べ37品目ふやし、現在では54品目となっております。ふるさと納税の申し込みの際に、新庄ふるさと応援隊の加入も兼ねており、加入された新庄ふるさと応援隊に年3回の会員情報誌の送付や過去寄附者へふるさと納税の御案内を送るようにしてつながりを保つ仕組みとなっております。

平成26年12月には、ふるさと納税ポータルサイトの最大手のふるさとチョイスに登録し、インターネットでの受け付けを開始し、平成27年4月からクレジットカード払いを導入したことにより、寄附額は大きく伸び、今年度は3カ月で前年度1年間の寄附実績を超えております。

新庄市のふるさとチョイス内のユーザー閲覧数は平成27年4月から平成27年9月までで1,782自治体のうち、113位と全国ではある程度の順位に位置しておりますが、寄附金額、寄附件数ともに県内の他の市町村に比べて下がるのも事実です。

今後はふるさと納税を通して地元産品の一層の振興はもとより、新庄市にさらなる関心を深めていただけるよう特産品の魅力をより伝えられる方策を講じ、全国の方々に新庄市を知ってもらえるようなPR手法の導入等も図ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** それでは、再質問をさせていただきます。

先ほども平成26年度は2,547万円、最上町が2億4,000万円となっていると。その差というのはどこに原因があると考えていますか。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 最上町の例として2億何がしというふうなことがありました。当然、一自治体として新庄市とかなりの差があるなということは実感してございます。中身につきましても、天童市につきましても、大きな要因としてサクランボというふうなことがあるというふうに思いますし、最上町につきましても、主にやっぱり肉と米というふうなことで、そのお礼品につきましてもメインが新庄市と同じというふうなことで、何か特別なことをやっているのかなというふうなところもいろいろなところから情報を得ているところですけども、それほど同じようなことをやっているということが、状況としてはあると思います。

一つとしては、やはり東京方面でのふるさとの出身の方に対するつながりというのが、かなり最上町、深いところがございますので、そこから辺の方々から応募になっているということが一つあるかと思えます。

あと、インターネットサイトの中でふるさとチョイスということが先ほどあったと思えますけれども、このふるさとチョイスについては1,700何がしの全国のほとんどの自治体の方が加盟されております。その中で新庄市につきましても、当初から5,000円からという寄附が多かったというところがあります。現在のところも5,000円と1万円、いろいろ段階ございますけれども、少額から受け付けてきたというところ

ろがございませす。ほかのところを見ますと、1万円以上というふうなことがございまして、どうしても牛肉とかというところになりますと、半分くらいのお礼品というふうな相場になってございませすけれども、やはり1万円以上寄附していただかないと該当しないということがございませす。実際のところ、ふるさとチョイスの中では5,000円からということではなかなか肉のところが出てこないというところございまして、そういったところもちょっと原因があるのかなというふうには思っています。

あと、インターネットでの写真撮影につきましては、当初から職員が機材を持ち込んで撮影していたというところがあります。当然、プロが撮影したものに比べまして見劣りするところございませす。こういったところにつきまして今回、補正予算のところでは、いわゆる業務委託料の中で撮影というふうなところを盛り込んでおりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうには考えているところございませす。

そういったところをインターネットサイトににつきましても、なるべくそういった人気商品が前に出るような形でできないかというふうなところを模索していきたいと考えてございませす。そういったところがちょっと差として出てきているのかなというふうには考えてございませす。以上ございませす。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 長々と答弁をいただきましたが、今、何点かの差がついた理由をおっしゃっていただきましたけれども、私はそれだけじゃないと思っています。

冒頭に申し上げたように、真剣味が足りなかったんじゃないかと思うわけでは。以前、議会で山尾市長が、ふるさと納税よりももう少し前のふるさと納税の卵的なものが全国で行われていて、自治体の主要な事業にそれを充てられる

よ、いかがですかと市長に質問した際に、市長、どのように答えたか記憶ありますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今のところ、記憶はございませす。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 私は、その答弁をいただいて非常にショックを受けたんで記憶しているんですが、物乞いをするような、そういうことは積極的にはしたくないと、そういうふうには、議事録を見ていただくとわかると思ひませすけれども、私はそういう姿勢がこの金額に反映されているのではないかと。もっともっとリーダーとしてももっと強くこれは住民の福祉向上につながるんだからこれは積極的にやっいてこうという姿勢であれば、この数字は恐らく丸が1つ違っていたのではないかなと思ひませす。

ふるさとチョイスというサイトにも登録して今現在は頑張っいていらっいやるということなので、それはそれで評価したいと思ひませす。

先ほど冒頭の質問で申し上げたように、返礼品のところでは工業団地の企業と返礼品の意見交換とか、情報入手のための会議みたいなものは持たれたことはありますか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 商工観光課のほうと連携とりながら、今回6月からですけれども山形はさくらんぼ鶏ということでお礼品として追加したところございませす、これについても徐々にこれが欲しいというふうなところから来ていてございませすので、そういったところが該当するというふうなことであるとすれば、ふやしていきたいというふうには思っています。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 今、工業団地の企業と

いろいろそういう話し合いを持たれたことがあるかと聞いています。もう一度。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 商工観光課とそういった情報を通じてやっているというふうなことで、間接的にはございますけれども、工業団地内の企業とそういったところでの連絡調整をしているというふうなところになります。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 協議を持ったということでもいいんですか。協議を持ったということでもいいんですか。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 全体の企業と連絡協議会等とやっていることでございませぬけれども、該当している業者とは連携してというふうなところでございます。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** これからやっぱり工業製品なんかも返礼品の中に入れていただいて、積極的にふるさと納税制度を活用していただければと思います。

そういう返礼品なんかのメリットもあると。あと交流にもつながるというふうなことを先ほど冒頭に申し上げましたが、そういうふうな認識は持っていましたか。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 当然、地元の物産が売れると、売れるというか、返礼品として提供できるというふうなことはそれだけの売り上げにつながりますので、新たな雇用が生まれたりすることもあるかというふうに思います。

また、以前は何百万円というふうな単位でござ

いましたけれども、それが何千万、億単位になりますと、やはり事務量も相当なものでございますので、そういった形での市としての職員の臨時雇用をふやすとか、そういったところでの効果は出てくるかというふうに考えてございます。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 認識はしていただいているようなので、ぜひふるさと納税制度を積極的に進めていただければと思います。

ふるさと納税はこの辺で終わりますが、成果表にふるさと納税制度に関することの成果ということで、平成25年度と比較して寄附件数、寄附額とも大幅に増加したと。市を広範にPRすることはできたと。成果表というのはこういうことなんだというのがよくわかる表現ですけども、まだまだ積極性が足りない、真剣味が足りない私は思いますので、ぜひ一生懸命これから市民福祉向上のために頑張ってください、積極的にやっていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

市立図書館の現状と今後の方向性についての質問をしたいと思います。

以前にほかの議員からも質問があったかと思いますが、今回は少し視点を変えて私なりの質問をしたいと思います。

市立図書館の1日の平均来館者数は約320人、年間にしておよそ10万人弱の市民が利用しています。しかし、最上の中心市にある図書館にしては、最上郡内で1つだけですよね、図書館。中心市にある図書館にしてはスタッフの対応などには満足できているという市民が多いのですが、施設全体は手狭さと不便さを感じているという市民も少なくないようです。特に駐車スペースについては10台、正確には13台ですが、今、隣家の壁が崩れていて危険で1台分が使えません。障害を持った方々が来られたときのスペー

スが2台を引くと、10台。とめやすいかという  
と、非常に狭くてとめにくいという現状があり  
ます。市では周辺の公共施設の駐車場を利用で  
きる、してくださいということですが、でき  
るとしてはいますが、それぞれの施設ごとにさ  
まざまなイベントが指定管理者さんによって一  
生懸命開催されており、図書館利用者が駐車す  
ることによって本来のそこの利用者が駐車でき  
ないケースもあると聞いています。さらに、隣  
の郵便局にも図書館利用者が駐車しているケー  
スもあると。

このような現在のさまざまな状況を考えてみ  
ると、日々懸命にサービスを提供している指定  
管理者にとっても、大切な利用者にとっても、  
この施設での図書館運営は恐らく限界にきてい  
るのではないかと感じます。

そこで、市と教育委員会は市立図書館の現状  
をどのように把握しているのか。また今後、ど  
のような対策を講じて市民の安全性と快適性と  
利便性を確保しながら市民の知的要求を満足さ  
せ、誰もが気軽に利用できる図書館にしてい  
こうとしているのか考えを聞かせてください。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、市立図書館の現状と  
今後の方向性についてお答えいたします。

初めに、図書館の現状についてですが、昨年  
度の貸し出し人数は3万1,862人、貸出冊数は  
15万91冊で、前年度と比べてそれぞれ2.1%減、  
1.6%減と若干減少していますが、議員がおっ  
しゃるように、入館者数は11%増の9万6,227  
人となっております。これはレファレンスで訪  
れる来館者が前年度の3倍になったため、図  
書館職員のほとんどが司書の資格を持って業務  
に当たっているというのが要因と考えられます。

また、課題でありますけれども、議員がおっ  
しゃるように、駐車スペースが少ないというふ  
うなことが課題でありまして、これは今、広げ

ることができないというふうな状況であります。  
近隣の障害学習施設に空きスペースがあれば利  
用できるように調整を図っているところですが  
けれども、限界があるということも事実でござい  
ます。これについては、図書館を建設した当時か  
らの課題でありまして、あの庭園というか、昔  
の武家屋敷のあの庭園をそのまま保存するとい  
うふうなことの代替として駐車スペースが少な  
いということがございまして、庭園のある図書  
館ということでの魅力というのもあの図書館の  
最大のメリットというか、そういうことに感じ  
ているところです。

また、室内も当然、あの敷地内でおさめると  
いうことで広くない状況ではありますけれども、  
図書館以外で図書館の本が手にとれるように平  
成21年10月から移動図書館を実施しております。  
車に800冊ほどの本を積み、市内の保育所や小  
学校、学童保育所、障害学習施設に月1回から  
2回、読者のジャンルに合った本やリクエスト  
の本を入れかえながら、その場で本の貸し出し  
も行っております。今後とも指定管理者と協議  
しながら、誰もが気軽に利用できる図書館とな  
るようにさまざまな工夫を行ってまいりたいと  
考えております。以上でございます。

**4 番(小関 淳議員)** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番(小関 淳議員)** 今、教育長の答弁の中  
で、これ以上、駐車スペースを広げることでは  
できないと。あのすばらしい庭園があるという  
ことは、魅力の一つだということの中身の答弁だ  
ったかと思えます。

現状はそうであるし、その魅力も私は理解で  
きます。やっぱり庭の巨木などを見ていると、  
やっぱりこういう庭園がある図書館はないな  
というのは、幾ら私でもわかります。

ただ、やっぱり駐車スペースが狭い。私、調  
べました。13市の中で一番少ない駐車台数なの  
が寒河江市30台、村山市などは甌葉プラザの中

にあるので150台、尾花沢市はどうかというと41台、10台というところはどこにもないと。先ほど質問にも含めましたように、隣の施設、郵便局ですけれども、御迷惑がかかっているという認識はありますか。

それで、今後、どういうふう改善していくのか。

あとは、歴史資料館を利用してくれという案内も出ていたかと思いますが、図書館には、子連れ、小さな子供を連れてというか、親子が歴史資料館から歩いてくると。図書館を利用すると。借りたい本、あるいは紙芝居があったと。帰りはどういうふうな状態で帰ってくるかとか、いろいろ大変なことが想定できるわけですね。その辺、どういうふう把握しているか聞かせてください。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 駐車場のスペース、狭いというのは以前から皆さんから御指摘のあったところでありまして、それに加えて、近隣のトラブル、郵便局にとめたということでトラブルになっているケースも把握しております。

そういったことで改善の方法ということでございますが、物理的にはあのスペースしかないということでありますので、駐車場を広げるには庭をつぶすか、また近隣の土地を購入するかということになるかと思いますが、そういったことについては今のところ、手を出せない状況ではございます。

また、歴史センターの利用に際しまして、子連れで歩いてくるということは、そういうことが実際にあれば、非常に大変だろうなということでは認識はしております。

ただ、先ほど教育長の答弁にもありましたように、おとし、8万5,000人であった入館者数が、昨年、9万6,000人ということで非常にふえております。これまで昭和63年に図書館に

建てて以来、あの状況でございますので、近隣の方であれば、図書館の駐車場が狭いというのは御認識いただきながら利用していただいているのかなと思っております。以上です。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 現状では駐車場のスペースもいたし方ないということだと思いますけれども、やっぱり図書館利用者数が9万6,000人になったと、ふえたと成果表にも載っていましたが、私は、あの場所でなければ、あの場所じゃない別の場所であれば、9万6,000人どころか20万人近くも利用者数のはね上がるんじゃないかなと思うわけです。何がネックになっているのか、手狭なんですよ。駐車スペースが10台しかないという、考えられないんですよ。それで最上の中心市宣言をしているんですよ。もう少し知的な部分も整えていかないと、中心市宣言だけじゃ新庄市はというクエスチョンマークがついてしまうんじゃないかと。そういう意味で私は申し上げているんです。どこか別の場所をとという考えはありませんか。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 別の場所というところではございますが、新たに施設を建てるということになると、非常に大きな予算がかかってくるということでございます。その手狭な図書館、それをカバーするためにいろんなところに出向いて図書館の本を持って行って、そこで図書館、擬似的な図書館ということで店を広げて利用者の拡大を図っているところでございます。新たな施設、建てられれば一番いいと思います。ただ、駐車場の台数も広いからといって13市の中では貸出冊数が多いかということ、そうでもないという傾向もございまして、駐車場だけが全てではないと思いますが、そういった職員と創意工夫をしながら、図書館の本をなるべく多く

の方に手にとっていただけるように工夫をしてまいりたいと思っていますところでございます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 新設をすれば、もちろん、すさまじいお金が、予算がかかると。それは当たり前ですよ。そういうがちがちの発想からもう少し抜け出していただいて、既存の公的な建物でも民間がやっている、運営している建物でも、そういうスペースがあれば幾らでもできると思うんですよ。どんどんどんどん財政が厳しくなってきた、財布がどんどん小さくなっていくというのは、これから間違いなく進んでいくわけですから、そしたらアイデアと発想力というか、そういうことで解決していくしかないと思うんですよ。

余り固定観念というか、そういうことにとらわれず、もっと柔軟な発想で考えていただければと思うんですが、先ほど移動図書館、非常に頑張っていたいて非常に評価も高いことを伺いました。そういう活動もすばらしいと思いますが、図書館活動全体としては、やっぱり今のスペースでは非常に限界があると思うんですよ。真剣に考えていただければと思います。

それで、さっき、駐車台数と本の貸出冊数は相関性がないというふうな答弁だったかと思いますが、相関性ありますよ。ここにしっかりデータで載っています。市民の方々から10台のスペースで、狭いスペースで怖くて駐車できない。いっぱい聞いています、そういう話も。考えていただきたいなと、真剣に考えていただきたいなと思います。

先ほど教育長さんの小嶋委員への答弁の中で、読書教育の成果も上がっているということで非常に流れとしてはいい流れがあるわけですよ。それを駐車場のスペースをあの狭さでいいんだというところでストップさせちゃ本当に残念じゃないですか。本気で考えていただきたいと思

います。

私、いろいろ調べたんですけども、先ほどわらすこ広場の話があったんですけども、わらすこ広場のワンフロアの中に余分なスペースがあります。400坪、四百数十坪あるそうですが、そういうことは御存じでしたか。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 そういうスペースがあるかないかというのは、私のほうでは認識しておりませんでした。ただ、先ほど議員が言ったように、今のスペースで限界、民間の施設ということで質問いただいたときに、そういうわらすこ広場、そういったこともあるのかなと。わらすこ広場のスペースにつきましても、空きスペースがあったのであそこに持っていったという経緯もございましたので、質問の趣旨はそういったところもあるから利用してはどうかということでの御質問かということで理解をしたところでございます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) そういうことでございます。大体4階のフロアが八百数十坪あるそうです。今、わらすこ広場で使われているというか、契約している部分が350坪、年間の賃借料が1,800万円ですよ。それにプラスアルファあるか、そこまで調べていませんけれども、交渉次第では隣に四百数十坪あいている。今の図書館の総延べ床面積が四百数坪、経費もかなりかかっている、修繕費もかなりかかっていると成果表で出ていますよね。ぜひ交渉というか、話を聞いてみるというふうな方向性はあるでしょうか、ないでしょうか。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 議員御指摘のように、建物のスペースについては1,327平方メートル、



400坪ちょっとということかと思えます。

ただいまわらすこ広場の空き状況について今、議員から御指摘をいただいたばかりなので、少し持ち帰って検討してまいりたいと思えます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ検討していただければと思えます。この図書館のことについて今、質問をしていますが、さまざまな波及するメリットというか、そういうものが予想されます。あのビルの中には、御存じのように、スポーツ施設もあると。もちろん、さっきの小嶋議員の質問にあったように、わらすこ広場もあると。音の遮へいを完璧にすれば、ここに移動することもいいのではないかと。駐車スペースについても10台しか確保できない現状、それよりは幾ら使ってもいいような駐車スペースがあるのでぜひ考えていただきたい。

さらに、市長がおっしゃっている中心市街地を活性化しようという趣旨でおっしゃっているんだと思えますが、まちなか暮らしの総合エリアという、いろんな商業施設だけじゃなくてまちなかにいろんな公共施設とか福祉施設、いろんな施設を入れ込んで中心地を活性化していこうという、おっしゃったと思うんですけれども、ずっとおっしゃっていると思うんですけれども、その一つの実践例としてこれはうまく実現できればの話ですけれどもまち全体も活性化できるんじゃないかと私は思うわけです。これに答弁をとというのも大変でしょうから、いずれにしても、前向きに市民が本当に利用しやすいように柔軟な発想を持って選択をしてほしいなと思うわけでございます。

年間1,800万円の賃借料というのは、非常に高額に思えます。でも、そこに図書館を併設することによって、恐らく賃借料が倍になるという話ではないと思えます。1,800万円の賃借料をちょっと超えたぐらいで全てのフロアが利用

できる。私はそういうふうなイメージを持っているんですけれども、ぜひオーナーの方と交渉してよりよい方向を探っていただければと思えます。

いずれにしても、何度も言いますが、地方自治法第2条第14項の部分を本当に再認識いただいて、わかっていますよね、皆さん、わかっていますよね。言ってもらいますか、言ってもらいますか。地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げなければならないと。何度も申し上げております。ぜひそのような観点から柔軟に考えていただいて、市民の福祉向上につなげていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

## 佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党の一人として一般質問いたします。

初めに、安倍自公政権は、9月19日、安保法制戦争法の採決を強行しました。戦争法は、日本国憲法に真っ向から背く憲法違反の法律です。圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官を含むかつてない広範な人々から憲法違反であるという批判が集中していま

す。

安倍首相は、国会の多数の議決が民主主義だと繰り返していますが、今年の総選挙での比例の支持はわずか17%でした。選挙制度によって6割を超える議席を得ただけです。世論調査で6割を超える国民の反対だという意思を踏みにじり、憲法違反の法律を強行することは、民主主義という日本国憲法が立脚する民主主義の根幹を破壊するものです。

私たちは憲法違反の戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義と民主主義を取り戻すために国民共同をつくり、安倍政権の妥当を呼びかけてまいります。

私たちは憲法9条を守り、憲法を生かす政治を進めてまいります。

住民を苦しめる悪政から住民生活を守る防波堤となる自治体づくりが求められています。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、通告の質問に入ってください。

**1 番（佐藤悦子議員）** 本題に入ります。

1番として、生徒一人一人を大切にされた教育について伺います。

その一つは、小中一貫校は、学校の統廃合を進めるためのものではないかということです。

小学校の高学年としての活動は、一人一人に自己肯定感を育てる一つの重要な活動だと考えます。小中一貫校では中学校の高学年、中学2年と3年ということですが、が中心になるのでその活動が保障されない、小学校の高学年の活動が保障されないという問題があります。

日本の子供たちは自己肯定感が低いと言われております。小学校としての教育を充実させるべきではないでしょうか。沼田小学校の改築については、単独で早期改築をすべきではないでしょうか。市長の見解をお聞きします。

2つ目としては、無料学習塾の開設についてです。

村山市で、ひとり親世帯や就学援助世帯を対

象に土日や夏休みを中心に年40日程度、3時間ぐらいずつ元先生や大学生のボランティアに講師になってもらい市内で2カ所、無料学習塾をやっているそうです。去年は国の補助が230万円、市の持ち出しは70万円程度だったそうです。関係者に大変歓迎されているということです。

新庄市でも生活保護世帯も含めて低所得の世帯にこのような応援をすべきではないでしょうか。

2つ目の大きな質問は、市の公的職場における雇用拡大、そして安定化についてです。

①として新庄市の正職員数は、8年前は346人でした。今年度は287人でした。59人も削減されました。一方、嘱託職員数のほうは、この間、62人もふやされています。若者の不安定雇用を促進するのではなくて、正職員として採用を進める施策が必要ではないかと考えますが、御見解を伺います。

②として、地産地消の割合を高めるためにも学校給食の民間委託ではなく、自校直営の給食がよいのではないのでしょうか。そうすれば、地産地消の拡大もしやすくなり、地域創生の重要な内容である地域内循環を促進することになるのではないのでしょうか。

③として、新庄市の保育所の正採用職員の割合はどうなっているのでしょうか。新庄市の保育所の保育士の正採用化を進めていくべきではないのでしょうか。

④として、公契約条例をつくって民営化や民間委託、指定管理制度による人件費の低下を防ぎ、雇用の安定化を図る指導をすべきではないのでしょうか。

大きな3番目として、住宅リフォーム助成制度の拡充で市民の仕事をふやす取り組みについてお聞きします。

住宅リフォーム事業は、予算の7倍から8倍もの事業を生み出す経済効果抜群の事業であります。新庄市でも予算がふえており市民から歓

迎されております。地域内循環を高めるために予算拡充をしていくことが必要ではないでしょうか。

そこで、具体的に①として市独自に畳がえや屋根のペンキ塗りなどにも補助を拡大して、市民の仕事をふやすようにすべきではないでしょうか。

②として、商店街の活性化のためにも空き店舗対策だけではなく、現在、事業を行っている商店の改築、改装に補助をして、市民の仕事を応援する仕組みも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

4番目の大きな質問ですが、財政難を理由に削られた福祉の復活・充実についてお聞きします。

新庄市の財政逼迫を理由に、市民の皆さんの福祉が削られてきました。しかし、この数年、財政状況が改善されてきました。

一方、国の悪政の中で年金が下がり、さまざま増税と物価値上げに市民は苦しんでいます。今こそ温かな福祉として家計を温める福祉として充実すべきではないでしょうか。

その中の例として1つは、障害者の福祉タクシー券を充実すべきではないかということです。新庄市は、県内最低の支給となっていますが、これをどう見ておられるかお聞かせください。

2つ目は、80歳以上のタクシー券補助を復活すべきではないかということです。

3点目は、福祉灯油についてですが、1枚当たり金額の引き上げや対象の拡大はどう考えておられるかお聞きします。

4点目として、紙おむつの支給について、介護度2の方にも必要な方がおられます。そういう方にも支給をしている市がありますので、新庄市でも考えるべきではないでしょうか。

⑤として、はり灸マッサージ券についても高齢者を励ますという意味で復活すべきではないかと考えます。

では、よろしく申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めの2つのほうは、教育に関することについては教育長より御答弁させていただきたいと思えます。私のほうからは、市の公的職場における雇用拡大・安定化の①ということで、正職員のことについてお答えさせていただきます。

市の職場における雇用拡大・安定化についての御質問でございますが、御承知のとおり、職員体制につきましては、定員管理計画に基づく各年度の職員数の目標を掲げ、施設の民営化や指定管理者制度による施設管理、業務の部分委託など行政サービスの多様化を基本に、組織のスリム化と効率化を進めてまいりました。

市の限られた資源を有効に活用する上では、市民を初め、民間の活力、人的資源の活用が重要な要素であり、これらの資源を効果的、かつ効率的に活用することで、多様な市民ニーズへの対応や公共サービス水準の維持、向上につなげるとともに、民間雇用の創出等を図ってきたものであります。

これらの取り組みの結果、平成26年度の職員給与等の人件費につきましては、平成20年度と比較して約4億8,000万円の削減が図られ、これを事業費に振り向けておりますが、平成27年度の総職員数に占める正規職員の割合では62.3%と20年度と比較して12.4%の減少、嘱託職員につきましては19.5%で、13.4%増加しております。嘱託職員がふえた理由といたしましては、障害を持つ児童、またはその他、特に配慮が必要な児童への対応や延長保育の実施に伴う保育士の大幅な増、さらには地域おこし協力隊や個別学習指導といった新たな行政ニーズに対応してきた結果であります。

今後の職員の配置につきましては、業務の質や責任の度合いなどを勘案し、正規職員が担うべき役割と嘱託臨時職員が担う役割を明確にした上で、より効果的、効率的な配置をしてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

学校給食の地産地消につきましても、教育長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

市の保育所の正採用職員の割合ということですが、市の保育所の職員配置につきましては、ことし4月1日現在の状況で、正規職員の割合が31.1%、嘱託職員が60.8%、臨時職員が8.1%という割合になっておりますが、行政報告で報告いたしましたとおり、南部保育所を平成28年4月に民営化する予定で、現在、その作業を進めております。民営化されますと、現在、南部保育所にいる正規職員が中部保育所、泉田保育所のほうに回ることができますので、来年4月には正規職員の保育士の割合が増加いたしますが、新規に採用する保育士の人数、平成27年度末に退職する保育士の再任用の状況によってもその割合は変わってまいります。

また、移管先法人には新たな雇用が生まれますので、民間の雇用拡大・安定化につながっていくものと考えております。

市の保育士の採用につきましては、児童数の状況や国、県の政策的な動向を注視しながら、ことし3月に策定いたしました定員管理計画に基づき計画的な採用を進めてまいりたいと考えております。

次に、公契約条例であります。御質問では、公契約条例をつくり人件費の低下を防ぐ指導との御質問ですが、公契約とは、国や自治体が公共工事や委託事業、民間に発注することですが、ここに自治体独自に労働者の賃金などに制限などを設けるのが公契約条例であります。

この公契約条例の制定は、千葉県野田市が全国で初めて制定したもので、公契約に係る業務

の質や労働環境の確保及び向上を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するという目的については、理解をしているところです。

しかしながら、本市の公共事業の発注に当たっては、賃金、就労時間などの労働基準の遵守を基本にしており、これまで不正な労働条件に関する情報は寄せられておりません。また、民営化や民間委託の契約、指定管理の協定の締結においては、適切な人件費の確保を図るよう指導を行っており、今後とも公共サービスにおける労働環境や雇用の安定を目指してまいります。

次に、住宅リフォーム助成制度の拡充に市民の仕事をふやす取り組みについてお答えさせていただきます。

住宅リフォーム助成制度の目的は、住宅改修による住環境の向上と地域経済の活性化を高めるものとして、平成23年度より県の支援策を活用し、実施してまいりました。これまでの4年6カ月間の実績については、件数で延べ724件、補助金額は約1億2,000万円、その対象工事金額では約15億7,000万円を上回るものとなっております。

このことにより、市内事業者の受注額向上はもとより、地域内の経済環境にも十分な効果を発揮しているものと考えております。

また、このほかにも新庄市合併浄化槽設置整備事業や浄化槽水環境保全推進事業などの合併処理浄化槽設置による水環境保全に向けた支援策も講じており、これらの事業についても順調な実績を上げてきております。

さらに、今年度は地方創生事業の一環として、新庄商工会議所と連携し、9月1日より20%のプレミアムがついた新庄市かむてんプレミアム建設リフォーム商品券事業を、地域活性化、地域住民生活等緊急支援事業の一環として鋭意実施しています。

これは個人はもとより事業者の方も利用できる

ますので、商店のリフォームなどにも使っていただけるものと考えております。

また、リフォーム工事などを行う事業者につきましても、市内の事業者の方であれば、誰でも登録が可能でありますので、個人経営の畳店やペンキ屋さんでも御登録いただくことで、より効果的な営業活動に御活用いただけるものと考えております。

また、商店街活性化のために実施している商業地域空き店舗等出店支援事業は、平成20年度より行っており、平成26年度まで12件の出店があります。今年度も既にこの制度を活用した出店が1件あり、また、相談件数もふえてきておりますので、今後ともこの制度の周知を積極的に行い、商店街全体の活性化を図ってまいりたいと思います。

最後に、財政難を理由に削られた福祉の復活・充実についての御質問ですが、財政難のため、市民の皆様方には我慢をしていただき、御不便をおかけした経緯がございます。

市民の皆様方の御理解と御協力をいただき危機的状況を脱し、財政難を乗り越えることができました。御質問にもございますように、ここ数年、少しずつではございますが、財政状況が改善されてきております。しかしながら、安定した歳入の確保が保証されているわけではなく、公共施設の改修、改築等大型事業を控えており、今後も気を引き締めた財政運営を行っていかねばならない状況には変わりございませんので、御理解をお願いいたします。

障害者、高齢者のタクシー券の充実・復活についての質問でございますが、当市におけるタクシー券の補助の内容は、支給対象者を身体障害者手帳1級と2級、療育手帳A、精神福祉手帳1級をお持ちの方々としており、いわゆる重度障害をお持ちの方々を対象としております。助成額は1枚につき330円で、年間12枚から15枚を支給しております。

また、リフトつきタクシーでの輸送を必要とする障害者手帳1級と2級の方には、重度身体者移送サービス助成事業として、1枚につき2,000円の助成券を年間12枚支給しております。

さらに、自家用車を所有し、自動車税の減免を受けている方については、燃料代の助成として1枚330円の給油券を年間12枚支給しております。

重度障害をお持ちの方の移動費用の助成については、これらの中から各自の生活様式に合ったサービスを選択していただき、御利用になれます。

県内の状況を見ますと、給油代やリフトつきタクシー代、タクシー利用代を助成していない自治体もございます。各自自治体の財政状況によりサービスの内容等にも違いが生じてきている状況と理解しております。

なお、80歳以上へのタクシー券補助につきましては、高齢者の足の確保という観点から、市内交通網の整備も課題と考えており、定住自立圏も考慮し、他の自治体の取り組みなどを研究する必要があると思います。

福祉灯油につきましては、昨年度、住民税非課税の高齢者世帯や障害者世帯及びひとり親世帯などの家計負担の軽減を図るため、緊急対策として灯油購入費助成事業を実施いたしました。779世帯からの申請があり、所得の低い世帯の経済的支援が図られたものと考えております。

本年度も地域活性化地域住民生活等緊急交付金を活用し、灯油購入助成事業を実施する方向で考えておりますが、この冬の灯油価格の動向を見きわめ関係課と協議いたしまして助成金額を決定したいと思います。

また、対象者につきましては、一昨年、昨年と同様に、住民税非課税の高齢者世帯や障害者世帯及びひとり親世帯などを考えております。

紙おむつ支給の御質問ですが、市が紙おむつを支給している方は、介護認定による介護度3

以上の低所得者で、常時失禁状況の方を対象としております。今後、要介護認定者数の増加に伴い、支給対象者も増加することも予想され、介護給付費全体に影響がございますので、現時点では現状の制度を維持していきたいと考えております。

はり灸マッサージ券の支給については、平成16年度に対象範囲、事業効果を考慮し、事業を廃止し、現在に至っております。

御質問にある福祉サービスの拡大や復活等は、今後、ますます進む高齢化社会への喫緊の課題と捉えておりますが、財政状況が改善されてきたとはいえ、歳入の確保が安定しない状況に変わりはございません。

このような状況でございますので、当面は現在の制度を維持していきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。壇上からの答弁とさせていただきます。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** 私のほうから3点お答えいたします。

まず1点目、小中一貫教育は、自己肯定感を低下させるのではないかという御質問でございます。

小中一貫教育については、9年間の教育課程の中で、子供をよりよく育てるための手だてとして全国各地の自治体で取り組まれております。特に子供の発達が2年ほど早まっていると言われ、思春期におけるさまざまな課題への対応や豊かな心づくりにも効果があるとされています。

子供たちの自己肯定感を育てることは、新庄市でも心の教育に位置づけ、小学校高学年だけでなく、小学校1年生から中学校3年生までの全学年で大切にしていかなければならないものと認識して教育活動に取り組んでいます。

内閣府がまとめた「平成26年版子供・若者白書」では、日本の若者は自分に長所があると答

えた割合が、アメリカやイギリスなど諸外国が80ないし90%ぐらいであるのに対して、68.9%と自己肯定感が低い数値になっています。

しかし、全国学力・学習状況調査によると、新庄市の小学校6年生と中学校3年生については、同年代の県や全国の児童・生徒よりも高い数値にあり、諸外国に引けをとらない結果となっています。これは9年間の中で異学年や異年齢など多くの人とかかわりながら、多様な教育活動を展開できる小中一貫教育の成果であると捉えております。

今年度開校した萩野学園については、9年間を4・3・2の3つのブロックに分け、発達段階に応じた教育活動を行っており、小学校高学年のみならず、1年生から9年生まで一人一人を大切にした教育活動を行っています。

沼田小学校については、築50年が過ぎていることから、早急に校舎建築を進めなければならないものと考えており、地域の方や保護者の方の御意見をいただきながら、新庄市が進める小中一貫教育が実現できる学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

2点目の無料学習塾の開設はどうかという御質問でございます。

一人一人を大切にした教育については、まずは学校現場で行う教育の充実が基本であると考え予算措置を行ってまいりました。具体的には、配慮を要する児童・生徒支援のための個別学習指導員及びスクールカウンセラーの中学校への配置や巡回相談事業の実施、豊かな心を育てる読書教育の充実のための地域コーディネーターの配置、教職員の事務負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保するための手だてとしての校務用パソコンの設置などに取り組んできたところです。

新庄市で行われている休業日の児童・生徒への教育支援については、地域の方や山大エリアキャンパス最上の協力をいただきながら、学校

で地域学習を行い、あわせて学習支援もしていただいたり、夏期休業中に新庄市立図書館において教員OBの方による学習会を開催したりするなどの取り組みが行われています。このような取り組みも含め、休業日における教育活動がさらに充実されるよう研究してまいります。

3点目の学校給食の地産地消の件でございます。

学校給食の地産地消については、平成26年3月に策定された「新庄市食育地産地消推進計画」に基づき、各学校で積極的に推進しています。地元でとれた食材が学校給食に取り入れられることによって、食に対して興味関心を持ったり、食文化や食材の旬を知ったり、地域の産業について学んだりすることができます。さらに、地元食材を生かした郷土料理や行事食を味わうことで、郷土を愛する心を育むことにもつながっています。

新庄市の学校給食における地産地消については、山形県でも高い利用状況にあり、積極的に地産地消に取り組んでいると言えます。給食食材の発注については、各学校に配置されている栄養教諭や学校栄養職員が行っていることや、献立作成についても市の献立検討会で行われていることから、直営、民間の調理形態によらず地産地消が行われております。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） どうもありがとうございます。

最初に、一人一人を大切にしたい教育についてですが、私は、沼田小学校という規模、大きさを考えたときに、沼田小学校は沼田小学校としての早期改築すべきだと思います。小中一貫教育は、それはそれで緩やかな連携というか、一環というか、それは否定するものではありません。しかし、建物まで一緒にしての大規模な小

中一貫校にするのは、子供一人一人を大切にしたい教育とは逆行するものだと思います。いかがでしょうか。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 先ほど教育長のほうから答弁申し上げましたように、新庄市といたしましては、小中一貫教育、これを推進しているわけでございます。各中学校区においてそれを実現するための施設整備、そういった観点から今後、沼田小学校についても改築について検討してまいりたいというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私は学級、学年の子供たちの人数が1人になってしまったとか、本当にわずか過ぎて子供たちの交流などなかなかしにくくなったときには、やっぱりもう少し人数いたほうがいいかなということでの統廃合というか、学級合わせるとするのは悪いものではないと思っています。

でも、沼田小学校のように、あるいは北辰小学校のように、明倫中学校のように比較的大きな学校では、行事そのものをやることもそれぞれ大変であります。子供の一人ずつの活躍の場を考えたときにも、やはり少なくならざるを得ないんです。そういう意味では、一人一人の子供の活躍の場を保障して一人一人に自己肯定感を持たせていくという、そういう大きな目標に立ったときには、私はできるだけ小さな学校であるべきと考えますし、そういう意味では、沼田小学校は単独でやるべきだということを申し上げて、まずはここではこれ以上は追及しません。

次に、無料学習塾についてです。親にお金が

ないために塾に行きたくても行けないという子供がいました。低所得世帯であっても、本人の希望や意欲さえあれば、学力を伸ばせる援助の場が必要だと思います。そういう意味では村山市のようなやり方を恒常的にできるだけ力を丁寧に尽くしていく、そういうやり方をぜひやってもらいたいものだと思いますが、もう一度お願いします。

**長谷部 薫**学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋**議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫**学校教育課長 先ほど教育長の答弁にもございましたように、これまで一人一人の子供を大切にした教育については、学校教育の場の中で取り組んでまいりました。その手だてにつきましては先ほど答弁したとおりでございます。

低所得者世帯への学習支援につきましては、その個人情報等もありまして低所得者の児童・生徒を集めて学習塾を開くことが、子供の心に逆にマイナスになることも考えられますので、学習機会の提供ということも考えながら、どのような形態にしていったらいいのかということも含めまして、子供の学習機会の場の充実を含めて研究してまいりたいというふうに思っております。

**佐藤信行**成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

**清水清秋**議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

**佐藤信行**成人福祉課長兼福祉事務所長 低所得世帯というふうなお話もございましたので、私のほうからも多少お答えさせていただきたいと思っております。

ことしの4月から生活困窮者自立支援事業というものが始まってございます。その中には必ずやらなければならない必須事業のほかに任意事業がございまして、その中に学習支援事業というのがございます。これは恐らく村山市でや

っているのもこの事業であろうかというふうに思っているところなのですが、残念ながら、新庄市では今年度、これを採択しておりません。

ただ、今年度から始まった事業でもございますので、これから他市の状況を研究しながら、さらに教育委員会とも連携を深めながら、少し先ほど学校教育課長のほうから配慮しなければならない重要な点もございまして、その辺も研究しながら一応考えてみたいというふうに思っているところです。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋**議長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) ありがとうございます。

次に、正職員の数の問題などについて、市の公的職場における雇用拡大安定化についてお聞きしたいと思います。

正職員の数が59人、8年間で削減された一方で、嘱託職員数は62人もふやされた。現場では仕事の責任が重くなり、仕事が多くなっていると私は職員の方からお聞きしていますが、そういう認識ございますか。

**野崎 勉**総務課長 議長、野崎 勉。

**清水清秋**議長 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉**総務課長 職員数が減少したといえども仕事は変わってございません。その仕事の量については民間委託なり、指定管理者制度なり、公共サービスの担い手の多様化という方法でこれまで振り向けしてまいりました。そういった意味では、総量としてそれほど変わらないのかなという思いはございます。ただ、責任の度合いとして、以前、400人前後おったときの職員数と今現在、290人を割っておるわけでございますので、やはり正職員としての責任は重いものになっているだろうというふうに認識しております。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋**議長 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) 先ほどの市長の一般質



問に対する答えだったかと思いますが、高校を出て帰ってくる若者、新庄に帰ってくる若者の中で、男の人に比べて女性が少ない割合ということで、市長の方針の中だったかと思いますが、看護師などでふやしていきたいんだという、女性の仕事をこの地域にふやしていきたい、戻ってくる人をふやしたいという、そのお考えは、私はいいと思います。

そこで、公的職場で女性の職場というのは何なのかと考えてみますと、保育士だったり、あるいは調理師だったりが多いように思います。男性もちろん、おられますが、女性の職場が多いです。そこが臨時とか民間委託はもちろん、ほとんど臨時のようにお聞きしていますし、市の職員として正採用として女性の職場がもっと確保されていいはずだと思います。子供を産む女性がふえてほしい、若い女性をふやしてほしい。そう考えたとき、市として若い女性を正採用として市民のために働いてもらおうと、こういう場を私は考えていくのが一番大事なんじゃないかなと思うんです。

かつて市長は、議員時代だと思いますが、市役所は地域で一大企業の一つだと、こうおっしゃっていたような気がします。一人一人の責任は今、重くなっているというお話がありました。そういう意味で、低賃金で不安定な雇用では結婚も子育てもしにくいんです。せめて新庄市内で公的な職場で嘱託職員になる部分を正採用に変えてもいいんじゃないかと私は思うんです。そうすることで、子供を産みやすい条件がこの公的職場からつくっていくことが考えられるんじゃないかと思いますが、どうですか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** まず、採用状況でございますが、当市の新規職員採用で男女の別で採用してございません。それは御認識のとおりであろうと思います。

その上で、議員御指摘の女性の多い職場としての保育士の採用、どうだというお話でございます。保育士につきましては、ここ数年、計画的に毎年度、採用してございます。そういったことで、今後も定員管理計画に従って採用を継続してまいりたいと思いますが、退職者等との兼ね合いもございますので、そこは定員管理計画の計画に基づく採用を行ってまいりたいというところでございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 先日、私のところに自営業をやっている方が生活苦になったという相談がありました。かつてはこれほど売れないということはなかったと。最近になって特に本当に売れなくなってしまって、それで生活苦に陥ってしまったという相談を受けました。とてもそんなふうになりそうな方ではなかったんだと思います。

それは、なぜか。市の職員の皆さんが低賃金に下げられたということもあるでしょうし、人数が減っている。そうすると、食堂に行っても食べなくなったり、弁当持ってきて、あるいは飲みに行かなかったり、そういうふうになってきている、そういう人が減っているということも地域の自営業の方々の収入、売り上げにかなり響いているんです。そうすると、本人の安定した人生設計を築けるという点でも本採用って大事だと思いますし、地域内のお金の循環、これを進めていき自営業者などの仕事をふやしていく、物が売れるようにする、そのためには、やっぱり正採用の仕事をふやさなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。市として臨時、パートなどをふやしていくんでなくて、正採用をし、みずからふやしていくということが大事なんじゃないかと思いますが、そういう考えはないか、もう一度お聞きします。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 もちろん、あり余る財源があれば、それは本採用で採用していきながら地域経済ということもあるわけでございますが、限られた財源の中でいかに効率的にサービス提供を行っていく体制を組むかということを考えますと、正規職員だけでこの行政サービスを維持できるかというふうなものは、根源的なところで今のところ、できないだろうというふうに思っています。それは民間の力であったり、事業者さんの力であったり、いろんな多方面の力をおかりしながら行政運営を進めていく必要があるんだろうと。そういった面では、市の職員が行ってすぐ事業を行っていく、直営だけで行っていくというのは、少し無理があるのかなというふうに思っています。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 若者の安定した雇用につながるような採用できるように今後、考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度の拡充についてお聞きします。

今年度、9月1日から20%の補助プレミアムがついた建設リフォーム事業があって、これが何でも使えるということで大変すばらしいことをやっていただいていると感じます。来年度以降の取り組みについては、どう考えておられるかお伺いします。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 プレミアム建設リフォーム券ということがありましたので、これは地域消費喚起型ということで国の交付金を用いながら地域の活性化、消費を喚起するだけでなく建設関係、建築関係、64店舗の加盟店を得ていますが、この方々のお仕事を……。

1 番（佐藤悦子議員） 来年度のことです。

荒川正一商工観光課長 これを今回は大きく1億というふうなことで広げておりますので、今のところ50%、さらに50%を全部満了の事業といたしまして完結させたいというようなことで、来年度につきましては、今年度に集約したいというふうに思っております。来年度のことは、現在の時点では考えておりません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市民の仕事をやっている方々は、毎年生きているわけです。そして、どうやって仕事を確保していくかと考えているわけです。そういう意味では、来年もどうやって住宅リフォーム助成をできるようにしていくかという点で考えていただきたいと思います。これは要望ということになると思います。

次に、4つ目の質問に移ります。特に福祉タクシー券の支給についてですが、県内最低という認識はあるでしょうか。先ほど給油券のことを言っておられました。給油券がないところがあるなんて言っていましたが、実はその基本となるタクシー券の基本になる金額が、ほかの市を見ると、330円というところは一つありません。大体タクシーの基本料金相当に近い500円とか600円とかです。ほとんど全部そうでないですか。

それと枚数、36枚というのが東根と尾花沢なんです。あと13市は24枚というのが6市、26枚が1市、18枚が3市、36枚が2市もある。新庄市は12枚か15枚という状態です。この最低という、県内最低という福祉タクシーの状況、これ御認識していますか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 福祉タク

シー券の1枚当たりの金額、単価につきましては、新庄市の場合、330円、これはおっしゃるとおり、確かに県内では最低でございます。

それから、枚数でございますけれども、12枚、15枚というランクでございますけれども、これについてもこれ以上少ないというところはちょっと確認しておりませんが、12枚というところはほかにもございます。ただ、そういったところでは、金額の単価がそれより上回っているということでございます。

そういう意味では、最低といえれば最低なんです。ただ、先ほど市長答弁にもありましたように、給油券がない、そういった自治体もございますので、一概に全体として最低というふうには私は考えておりません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 12枚というところはない、ありません。どこがあるんでしょうか。ほかの市は18枚が3ということで、最高36枚、大方は24枚であり、12枚とか15枚というのはほかにもありません、13市の中で。どこにありますか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 申しわけございません。確かにございませんでした。12枚というのは、さらに追加するというところがございました。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 財政の質が県内13市の中で中間ぐらいになったとこの間、監査委員からも指摘があったような気がします。しかし、市民は、これは全国であります。年金が下がって介護保険料や医療保険料が上がって高齢者の貧困ということが深刻になっております。こ

れは障害者も同じだと思います。その結果、産直をやる農家の方の声で売り上げが減っていると言われてます。自営業者の方は、さっき言ったように、信じられないほど売り上げが減っていると言われてます。景気の冷え込みとなっています。地域内の高齢者や障害者にタクシー券の充実や紙おむつの支給などの温かい福祉で、少しでもそういった貧困と言われるような方々にお金が回る、必要なものが回る、こういうふうにするべきでないかと考えるんですが、どうでしょうか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 市民の非常に厳しいという生活に対して、行政として幾らかでも助成をするというふうな方向でございませけれども、これは一つ福祉の分野だけで考えることではないのではないかというふうに私は思っております。全体的な財政のバランスの中でこういうふうな現在、運用しているところでございまして、これにつきましては、やはり市民からの御意見でありますとか、そういったものをもう少し吟味してから進めてまいりたいというふうに思っているところです。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 交通弱者と言われる障害者や高齢者の移動手段の遵守のために、私が今言っているようなタクシー券の充実ももちろん必要だと思いますし、さまざまな施策が必要だと思いますが、その中でワゴン車を確保して前日の夕方までに予約があれば、家まで迎えに行き目的地まで100円で送迎するという制度があると先日、お聞きして、新庄市でもこういうのがあるといいなど。いろいろ施策、必要です

が、交通弱者の悲願としてもう少しいろいろ検討すべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 交通政策につきましてはうちの課のほうで担当してございます。その中で、新庄最上定住自立圏構想の中で近接町村も含めまして交通体系につきまして今、議論しているところでございます。そうした中で、議員おっしゃるようなところについても今後、検討していかなければならないのかなというふうに考えてございます。以上です。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時58分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 佐藤卓也議員の質問

**清水清秋議長** 次に、佐藤卓也君。

(6番佐藤卓也議員登壇)

**6番(佐藤卓也議員)** それでは、本日4番目に質問させていただきます市民・公明クラブ、佐藤卓也です。市民の皆様の視点に立ち質問させていただきます。

今回の一般質問は、たくさんほかの議員の方、質問していただくことが多く、それだけ市民の方が重要な、そして、関心のある質問事項が多いと思いますので、懇切丁寧な御答弁をよろしくお願いいたします。

特に今回、私は教育面のハード面、ソフト面を中心にお聞きいたし、一問一答方式でよろし

くお願いいたします。

まず1番目の質問です。市長選を勝ち抜き3期目に入った山尾市長の市政運営についてお伺いいたします。

雇用の場の確保や交流人口の拡大、さらに人口減少問題という多くの問題を抱えております。この多くの課題について、昨日の所信表明もお聞きいたしましたが、これからどのように取り組まれていかれるのか改めてお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

3期目の市政運営にということですが、本日、午前中、小嶋市議の御質問で3期に向けての私の豊富を述べさせていただきましたので、市議の御質問につきましては、要旨にあります雇用の場の確保と交流人口の拡大について少し詳しく私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

雇用の場の確保であります。高卒女子の最上管内の就職割合が低いことから、その対策の一つとして看護師養成機関を設置することについて午前の答弁で申し上げましたとおりであります。特に若者の地元定着や女性が働きながら子育てできる環境の整備が重要であると考えております。例えばお子さんが熱を出したときに仕事を急に休めないなどが大きな課題となっておりますので、これらを支援するファミリーサポート制度の充実拡大を進めてまいりたいと考えております。

また、女性に関しては、出産を機に退職をせざるを得ないような状況の方もおります。それまで築き上げてきたキャリアや技能が生かせなくなるというようなことは、地域にとっても大きな損失になります。

このため、今後、検討いたします看護師養成

機関の中で、離職した方が再就職に必要な新たな知識、技術を習得するための再教育、いわゆるリカレント教育なども考えながら、女性が子供を産み育てながら働き続けられるような仕組みをつくっていきたいと考えております。

また、産業振興においては、企業立地等雇用促進奨励金制度をさらに継続して、雇用の確保に努めるとともに、これまで取り組んできました振興事業をベースに地元企業の要望等を取り入れながら、個々の企業が独自性を出せるような支援をしてまいりたいと考えています。

また、高速交通網のさらなる整備に取り組み、企業活動が一層活発になるように努力してまいります。

交流人口の拡大につきましては、やはり市民の誇りである「新庄まつり」を施策の中心に据えて力を入れていきたいと考えております。

特にインバウンド事業につきましては、ことしの新庄まつりに65名の台湾からのお客様が見えられたということで、一定の成果を実感しております。

また、ユネスコ無形文化遺産に登録されることにより、外国人観光客の増加が予測されますので、観光パンフレットの多言語化を進めたり、主にホテル、旅館向けに指差し対話カードを作成したりして、外国人観光客の方々を迎えるための準備も整えております。

これらは施策のほんの一部ではありますが、これまで2期8年でまいてきた種をもう一度育て上げ、職員と一丸となって「元気なまち・新庄」を実現するため邁進してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

最後なので随分和やかな雰囲気ですけれども、厳しい質問をさせていただきます。

先ほども小嶋議員も質問されたとおり、所信

表明も聞きましたので、大体の市長の政策なりはお聞きいたしました。

その中で1つだけ問題がございます。それは今回選挙をしまして、その中で投票総数1万9,946人、そのうち、市長に投票した方が1万2,079人、相手方には7,712人となっております。パーセンテージでいえば38%、向こうの方に入っているということは、これは批判票と受けとめなければなりません。特にこれは市長は、いろんな方、マスコミ等には批判票とは受けとめないとおっしゃっていますが、これを批判票としっかり受けとめて市政運営をしなければ、今後、非常に大変なことになると思います。これからしっかり施策を進めていく上で批判票としっかり受けとめ取り組まれていく覚悟がおりなのか、まずそれをひとつ伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 受けとめ方はさまざまあるかと思いますが、批判票と受けとめるか、選挙というのは非常に複雑なものだと思っております。人がかわりますと、相手候補がかわりますと、これまで応援してくれていてもそちらに行くということは多々あることでありまして、決して全てが批判票ではないと。その裏づけといたしましては、争点のない選挙だというふうなことがあったというふうに私は思っております。ですから、2期8年の中でやってきたことについては、自信を持って今後も進めていきたいというふうに思っております。

ただし、全てが100%、私のやっていることがいいというふうに思っているわけでもございません。それにつきましては、ここの議論の場で政策を展開していただくということによって、さまざまな今後の施策のあり方等は、議員の皆さんから大きく指摘いただきたいというふうに思います。まさしく二元代表制であるということでもありますので、議会の中でおかし

い、いいというふうなこと、非常に選挙は難しいということ、半分は親戚、たまたまこちらの応援をしてもそちらになるということで非常に難しい。私としては、政策の強い批判票だというふうには受けとめていないというふうに答弁させていただきたいと思えます。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。それ以上、突っ込んで意味がないので、市長のこれからの市政運営を楽しみに、私たちもしっかりそこら辺は質問をして議論を深めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、2問目の質問に移させていただきます。教育についてのハード面についてお伺いいたします。

市有施設耐震化実施の状況は、全ての小・中学校の校舎や体育館において、平成22年度から診断、設計、改修を優先的に行っており、平成25年度では耐震改修が終了いたしました。本年度は県内発の施設一体型小中一貫校である萩野学園が開校いたしました。学校は、児童のみならず地域の方々のコミュニティーの場所や防災拠点としても重要な施設であります。

しかし、耐震化は終えたものの、築50年近くなる学校や体育館の老朽化が今、目立ってきております。そこで、体育施設の今後の改修や改築についてどのように考え取り組まれていかれるのかをお伺いいたします。

また、改修や改築するとなれば、多額の建設費用が必要となり、しっかりとした財政計画を建てる必要がありますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** 学校の改修、改築について私のほうからお答え申し上げます。

新庄市小・中学校の校舎及び屋内運動場につ

いて進めてまいりました耐震化事業は、平成27年4月の萩野学園開校とともに耐震化率100%を達成いたしました。このことは、地震に対する安全性を高め、子供たちが安心して学べる環境づくりの基本的部分を整備することができたと考えています。

一方で、議員からの御質問にあるように、建築後、50年を経過しているものや今後、5年以内に築後40年以上になる施設がふえてまいります。建物を含めた電気設備や機械設備などの老朽化対策、多様な学習内容、学習形態に応じた教育環境への対応など、今後の重要な課題であると捉えています。

今後の学校施設の整備に当たっては、新庄市の教育の柱に小中一貫教育を据えていることから、各中学校区において小中一貫教育校として整備することを基本として進めていきたいと考えています。

小中一貫教育校は、法的に来年度から施行を予定している義務教育学校との名称になります。この義務教育学校としての施設整備は、建設計画から開校までに長い時間を要することや、相当額の財政的負担を伴うことなどから、財政負担の平準化を図り、そして、各学区での学校、保護者、地域の皆さんの御意見をいただきながら今後の計画を立てなければならぬと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。全体としてはそのような形だと思えます。

それでは、個別的に伺いたいんですけども、多分私が書いている築50年近くという学校は、私が住んでいる沼田小学校、明倫中学校、北辰中学校地区、まず明倫地区だと思います。その沼田小学校がかなり古くなっておりまして、体育館の雨漏りしかり、トイレの悪臭しかり、

非常に大変な状況になっているのは御存じだと思います。ですから、そこら辺の改修をするに当たり今後、教育長が申されたとおり、どのような形にしたいのか、そこら辺の計画があるのか、もしあったらそこら辺の改築の方法なりの考えをお聞かせください。

**森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。**

**清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。**

**森 隆志教育次長兼教育総務課長 沼田小学校につきましては、確かに昭和38年に校舎、それから昭和39年度に体育館という形で既に50年以上経過しております。ただいま議員御指摘のように、いろいろ設備についてもふぐあいが生じていることは十分認識しております。先ほど教育長から答弁申し上げましたように、やはり明倫中学校区としての小中一貫教育、それに基づいた形での改築、これを検討してまいりたいと考えているところでございます。**

**6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。**

**清水清秋議長 佐藤卓也君。**

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。改築となれば、先ほどの萩野学園もことし、開校したように、かなり長い時間もかかります。そうした中で地域の方々にもしっかりとしたそういう計画をお示しして知らせる必要があります。その中でも平成24年12月に多分沼田小学校から要望書が出ていると思いますけれども、その回答もまだ来ておりませんし、また、明倫地区推進協議会のほうからでもそういうお話も多分ございますので、そういう地元の方々にもしっかりと、もしそういう考えがあるならば、お知らせしてこういう考えでありますよということを伝える必要がありますけれども、今後、そういう考えはあるのかどうかお聞かせください。

**森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。**

**清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。**

**森 隆志教育次長兼教育総務課長** 確かに今、議員御指摘のように、平成24年12月、沼田学区のPTA関係者、それから地元の区長方々から要望書をいただいております。

具体的な回答といえますか、そういった形では申し上げておりません。その平成24年といえますと、萩野地区の小中一貫教育校に着手したばかりでございます。議会等でも沼田小学校の改築についていろいろ議論があったわけでございますけれども、その中でも萩野地区の小中一貫教育校が終わった段階でまた計画してまいりたいといった経緯がございます。沼田小学校の改築については待ったなしの状況であることは認識しておりますので、そういった機会を捉えながら地元の方々に説明してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

**6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。**

**清水清秋議長 佐藤卓也君。**

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。ぜひ地元の方、そして周りの方々にもしっかりとした説明をしていただいて、進めていただきたいと思います。やっぱりこれは時間がかかることですし、最低5年かかると言われております。でも、中に入っている小学生、中学生の不平等を少しでもなくしてあげたいと私は思っております。片一方では新しく、片一方ではトイレなんかも御存じのとおり大変な中では、そういったハード面のことをなるべく小さくしてあげたい、負担を小さくしてあげたいのは皆さん同じですので、ぜひとも強力に進めていただきたいと思います。

その中でも先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、小中一貫校を制度化する改正学校教育法が多分来年の4月から施行されると思います。それに当たって多分まだ正式には出ていないと

は思うんですけども、その中で改築する建設費なんかもまだどのような形で出てくるのか、検討なされるというのか、というのは、それが小中一貫校が認められれば、ある程度の補助金なりを活用できるのではないかなと思うんですけども、そこら辺はどういうふうに試算しているのか、よろしくをお願いします。

**森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。**

**清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。**

**森 隆志教育次長兼教育総務課長 学校教育法の改正によりまして、いわゆる第1条学校といえますか、小学校、中学校、それと同等に義務教育学校が来年の4月から正式に施行されます。それに合わせまして国庫補助の対象としても義務教育学校の新設、新築については2分の1、改築については具体的に多分今の状況であれば10分の5.5の補助率での助成というふうな形になろうかと思っておりますけれども、今後、具体的な政令等、これから出てくるというふうに伺っておりますので、その辺で検討してまいりたいと思っております。**

**6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。**

**清水清秋議長 佐藤卓也君。**

**6 番（佐藤卓也議員） わかりました。**

また、財政面のほうが多分大変だと思います。かなりの多額の資金が必要です。また、新庄市中期財政計画、平成27年度から31年度には、このいわば小中一貫校の建設のものが一切のつかっておりません。これはかなり市債も発行するでしょうし、大変な事業だと思います。ですから、この中期財政計画にのっていないものをもう一度上げるとなれば、財政のほうはかなり厳しいと思いますが、財政課のほうでどのように検討なさっているのか、それともこれからなさるのか、お伺いいたします。

**小野 享財政課長 議長、小野 享**

**清水清秋議長 財政課長小野 享君。**

**小野 享財政課長 ただいま中期財政計画と施設の改修、改築についての御質問でございます。このたびの中期財政計画の中における学校施設の取り扱いにつきましては、まず萩野学園の建築及びそれに伴う附帯工事、これが5年間の中の初期に生じると。次には日新中学校の大規模改築がございますので、いろいろそれを財源的に張りつけした結果、この5年間の中では金額としては明倫学区の、いわゆる小中一貫校に関する経費は盛られなかったという状況でございます。**

ただ、今、おっしゃいますように、いろいろな状況、変更されるということもございますので、それはローリングしながら計画を見直すという余地はございますが、基本的にはこの5年間の中では萩野学園の整備とそれから日新中学校の大規模改修、これに集中していきたいと考えております。

**6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。**

**清水清秋議長 佐藤卓也君。**

**6 番（佐藤卓也議員） 財政のほうとも向き合ってしっかりと学校のハード面の整備をしていただきたいと思っております。**

また、沼田小学校に限らず、先ほど言ったとおり、五、六年後には新庄小学校のほうも50年たちますので、そこら辺も一体となって考えていただいて改築、改修をしっかりと進めていただき、子供たちに負担をかけるのではなく、しっかりとハード面の整備をしていただきたいと思っておりますので、そこら辺をよろしくお伺いいたします。

次に、3番目の質問に移らせていただきます。

道徳教育のことについてお伺いいたします。道徳教育とは、道徳的な心情を育て、判断力、実践意欲を持たせるなど道徳性を養う教育のことですが、現在、学校で行われている道徳教育については、学習指導要領に規定されており、



道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うものであると示されております。つまり、国語科や社会科といった教科の授業や特別活動といった教科外活動においても道徳教育が行われているものと位置づけられていますが、新庄市ではどのように道徳教育を考え、指導を行っているのかをお伺いいたします。

論語の一文に、大学の道は明德を明らかにするにあり、民に親しむにあり、自然にとどまるにありとあります。学ぶときは自発的に学ぶことは重要であり、学ぶとは明德を明らかにすること、学びの本質は徳を学ぶこととっております。社会は自己と他者でできており、自己中心になると孤独になります。社会に出て困らない立派な人になるには、人から何かしてもらったらありがたいと感じ、感謝の関係を築き、自分も他者を尊重して人に尽くそうとする徳を身につけ実践することが大切になるのが一番の財産になると説いております。

そこで、授業等において論語の学習などを取り入れ徳を今の時代こそ、学ぶことが重要と感じますが、御見解をお伺いいたします。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、道徳教育についてお答え申し上げます。

道徳教育については、新庄市の教育で大切にしている心の教育に不可欠なものと考え、各学校では週1時間の授業はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて取り組んでおります。

また、学校以外の場も道徳教育を行う場と捉え、家庭や地域と連携したり、幼稚園や保育所、小・中学校や高等学校、特別支援学校などの異校種間の連携も図ったりしながら、学校や地域の特色に応じた取り組みを行っています。

道徳の授業については、小学校では低中高学年ごと、中学校では1年から3年生までを通した内容項目があり、それぞれの内容項目に含ま

れる道徳的な価値について気づき、自分の生き方を考える学習が行われます。また、その学習には主に読み物資料が多く使われ、その中の主人公の行動や心の動きを考えながら学習を進めています。

論語の内容そのものを道徳の時間に教えることはできませんが、人を思いやる仁や友情、信頼に通じる信などの五徳やさまざまな孔子の教えなどは学年の発達段階に応じて教材として活用することは可能であると思います。

また、道徳教育は、全ての教育活動を通じて行われますので、読書の時間に活用することも考えられます。道徳扱う教材については、論語も含め児童の発達段階や特性などを考慮し、子供たちが感動を覚える魅力的な教材を開発していただきたいと学校訪問の折には伝えております。

また、教育委員会でも今年度から道徳の教科化を見通して市の教育研究所に道徳教育を学ぶ研修会を立ち上げ、全小中学校で研修を深めてもらっているところです。

学校図書館における論語や孔子に関する図書の拡充については、各学校の実態に応じて希望図書を入れていきますので、各学校の希望調査を優先して配本していきたいと考えております。以上でございます。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

図書館の内容については質問しなかったんですけども答弁いただき、ありがとうございました。

また、私たち市民・公明クラブでは、鶴岡市在住であります五十嵐絹子先生なんですけれども、図書アドバイザーの方をお呼びして今回、萩野学園のほうにもしっかりとした図書館づくりをさせていただきました。ですので、しっかりとした図書を、市長もおっしゃいましたとお

り、図書館の充実、まして図書の充実は必要だと思っております。

まして、先ほども議員の一般質問にありましたとおり、読書好きの方がふえているとなれば、しっかりと充実する必要があります。そこで、論語でなくても図書館の図書数をしっかり充実する必要がありますけれども、そこら辺をしっかりとすべきではないでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 学校図書館の図書冊数の充足につきましては、毎年、予算化していただきまして、小・中学校合わせまして300万円ずつという形で各学校の児童・生徒数に配分しております。

また、標準冊数につきましても国で学級数に応じて何冊という形で定められておりますので、その冊数に近づけるような形で市のほうでも取り組んでおります。小学校につきましては、100%を達成するような冊数と、中学校につきましては70%程度の達成率ですので、今後、中学校の冊数の増加と、あと古くなった本につきましては、やっぱり配本をしながら整備するという必要がございますので、子供たちのニーズや今現在の時代の情勢に合わせた本等も含めまして、よりよい図書については整備をしてまいりたいというふうに考えております。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋** 議長 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

その図書なんですけれども、今、市立図書館とも一生懸命連携して、多分データ化している借りたり貸し出ししたりしていると思います。

その中で市立図書館で私も論語なりのものを調べていきました。その中で、論語といえはなかなか難しいので、子供たちが漫画だったりイ

ラストが入ったりするものが借りられればいいかなと思って伺ったんですけども、正直1冊しかございませんでした。やっぱり「子曰く」とか書かれていれば、子供たちはわからないでしょうし、今はなるべくわかりやすいような論語だったり、孔子の言葉だったり、しかもそういう昔の方々が教えていただいたことをしっかり今こそ学ぶ必要があると思います。ですから、図書数なり、論語なりというものをしっかり入れて予算措置をし、財政のほうともかけ合せてふやしていき、新庄市の子供たちのためにしっかりとしていくべきだと思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 大変大事なことだと思って捉えております。子供たちの心を育てることにつきましては、さまざまな図書がございまして、例えば低学年であれば、心温まるような絵本とか、高学年になりましたら論語もそんなんですけれども三国志等の読み物とか、日本の古典の平家物語というような形で、幅広いジャンルのものを学校のほうでも対応して入れております。

中学校につきましても、さまざまな社会情勢に関する図書とか、これまでの偉人に関する図書等も発達段階に応じて入れておりますので、より子供の心が育つような図書については、図書館担当者もございまして、その中で市立図書館のアドバイスもいただきながら充実させてまいりたいというふうに考えております。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋** 議長 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。しっかりと取り組んでいただいて、そして、子供たちが読みたい本なり、そして、子供たちの心を育てるしっかりとした読み物をそろえていただいて充実させていただくようお願いいたします。

次、最後になりますけれども、4番目の質問になります。学力と呼ばれる頭の中で覚えたり、理解したり、考えたりする能力と我慢、けじめ、積極性など自分自身をコントロールする能力や挨拶、思いやり、コミュニケーションなど人とうまくかかわる能力をあわせて行動する能力を含めてライフスキルと言います。道徳や特別活動は、ライフスキルとは呼ばないものの、扱う内容はライフスキル教育と幅広い部分で重なっております。

しかし、全教育活動を通じて伸ばすと言っているけれども、学習内容が明確になされていなかったり、道徳的実践力という言葉があるものの、実践イコール行動するという部分に道徳の弱点があるという指摘もございます。

そこで、行動する能力、ライフスキルを市としてどのように教育し、充実させていくのかをお伺いいたします。

また、生徒を教える先生方のスキルアップのためのライフスキル研修が重要と考え、今後、充実させる必要があると考えますが、お考えを伺います。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、ライフスキル教育についてお答え申し上げます。

人とうまくかかわって生きていく能力は、よりよく生活するためには必要な力であり、変化の激しいこれからの社会を担う子供たちに必要な力である生きる力そのものであります。

生きる力は、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、みずからを律ししつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を指しています。

この生きる力を育成するためには、児童・生徒の発達段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和

のとれた教育を行うことが必要です。

市議のおっしゃるライフスキル教育と同じようにコミュニケーションをとりながら良好な人間関係をつくる手法はさまざまあり、各学校でも積極的に取り入れているところです。

本来、このような力は生活の知恵やコツとして親から子へ、年上の者から年下の者へ、友達同士の交わりの中で体験的に、経験的に身につくものでした。

しかし、少子化や近隣関係の希薄化、価値の多様化、ゲームの普及による集団遊びの減少などからその力を身につける機会が極めて少なくなっている現状にあります。そのため、各学校において意図的、計画的に取り組むことが必要となっております。

ライフスキル教育と同じように、人とうまくかかわる力を育てる手法にソーシャルスキルトレーニングやグループインカウンターなどがあり、各学校でも研修会が行われております。また、新庄市で進めている小中一貫教育やふるさと学習についても、9年間の中で多くの人とかかわる機会を積極的に取り入れながら、子供たちの生きる力を育てています。以上です。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。教育委員会のほうでも今の現状は把握していると思います。ですから、先ほども教育長が申したとおり、今、現状はかなり変わっておりまして、それこそ3世代家族があればいいんですけれども、今は核家族、核家族でもいいかもしれません。申しわけないんですけれどもやっぱりひとり親の方々も新庄市、多いと思います。昔ですと、自分のおじいさん、おばあさんですら、6人兄弟、10人兄弟はいっぱいいいて、そういうことが自然に学べたと思います。しかし、今の時代は1人であることが多く、ましてや地域ではそういう環境がなかなか育たないのであれば、学校

でそういうものを育てていく必要はかなり多いと思います。

また、家にいる時間よりも学校にいる時間のほうがかなり長いと思います。その中でしっかりとした道德の教育、ライフスキル教育をして、子供たちが一番欲しい能力を育てていくべきだと思います。そこを中心として学校で教えるべきだと思いますが、市としてはしっかりとその教育を意識してやっていかれるのかお伺いいたします。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 各学校教育の中での位置づけについての御質問でございましたが、大変大事なことだと認識しております。

ただし、ライフスキル教育につきましては、教科等には指定されておりませんので、時間割の中で何曜日の何時間目にそれをやりますという形ではできないところがございます。

ただし、さまざまな場面で取り入れることは可能でございます。例えば学校活動の中で年度初めに人間関係づくりを行うとか、あと教科の中でグループ学習を行う中でよりよい考えを分かち合う中で、それぞれの関係性を高めていくとか、あと、地域学習の中で地域の方とかかわる中で異年齢の交流を通してさまざまな人のかかわりを豊かにするとか、先ほど教育長が述べました小中一貫教育の中で、9年間の中で異学年の子供たちとのかかわりの中で、昔の縦社会の群れで遊ぶような活動もそういう中でできることはございます。

また、キャリア教育の中でも子供たちの人間関係力というのが一つつける力としてありますので、その中でもできますし、あとは学校の中の休み時間の遊びの中や清掃活動など、さまざまな場面の中で機を捉えて学校では毎日がライフスキルという活動になっておりますので、その中で子供たちのよりよい関係づくりを高めて

いくことは可能であると考えております。

**6 番 (佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋** 議長 佐藤卓也君。

**6 番 (佐藤卓也議員)** わかりました。さまざまな機会を捉えて一生懸命やっているということですので、しかも、それはわかりました。しかし、やっぱりそこら辺を意識することによってかなり違ってくると思います。ですから、新庄市に生まれてよかった、新庄市の子供はやっぱり違うなど、ほかに出ても一味違う考えを持っていて協調性がある、そして、自分の意思を出せる、そういう市民、そういう児童を育てるのが私たち大人の大事なところだと思いますので、しっかりとした教育をしていただきたいと思います。

また、子供を教える先生方のスキルアップが非常に大事だと思います。ですから、ライフスキルやる上でのライフスキルを教える方の先生たち、教員の方々のそういう研修などはしっかりなさっているのでしょうか、お伺いいたします。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 まず、先ほどの新庄市ならではのことがございましたので、1点、先ほども一般質問の中で出ました新庄まつりがございまして、これについては、やはり祭りを通して子供たちがいろんな形のかかわりの中でそういうスキルを学んでいくというのは、新庄市ならではのものではないかなと思います。ですから、それについては新庄市に生まれた子供が、他町村にはないスキルを身につけることは無限の可能性あるのかなと思っております。

また、職員研修につきましては、各学校に聞き取りをしましたところ、多くの学校でやられておまして、あるいはいろんな子供がおりまして、素直に謝ることができない子供とか、そういうすべがわからない子供も中にはおります

ので、その子供によりよく指導できる教師のスキルを上げていくことは大事であるというふうに認識しているところでございます。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。しっかり教える方がそういうことをわからないと、子供さんたちにもしっかり教えられませんので、そこら辺の教育、教員の研修なりをしっかりとさせていただきたいと思います。

また、私たちもそうなんですけれども、保護者と一緒の取り組みも必要だと思います。これは一人ではできません。ですから、社会全体でいくときにも保護者と一緒に取り組む必要がありますけれども、保護者と一緒に取り組む施策などがあつたらお教えてください。

**長谷部 薫学校教育課長** 議長、長谷部 薫。

**清水清秋議長** 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫学校教育課長** 学校教育の中で保護者と一緒になった取り組みにつきましては、例えばPTA活動の教育講演会等を活用しまして、そのような話を聞いたり一緒に活動に取り組んでいくなつてというような取り組みは可能でないかなと思っております。

また、市全体としましては、社会教育分野になります家庭教育の中でもそういう形によりよい子育ての中でのかわり方とか、そういう形については発達段階を通じて取り組んでいくことは可能であると思いますので、よりよい取り組みについては、今後も研究してまいりたいというふうに考えております。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。今、PTAでの取り組みもなかなか出席率も低くて大変だと思っておりますけれども、子供たちを育てる一番の重要課題でございますので、しっかりと取り組んでいただき、施策を充実させていただき

たいと思います。

また、どうしてもやっぱり新庄市にはないと思うんですけども、小1プロブレム、これは授業中、座ってられない子が続出したり、また小中一貫校では中1ギャップですね、環境の変化に対応できない子がいたり、また高校生になると、高1クライシスという言葉がございます。これは合格できたのにすぐ中退や不登校に陥る方もいらっしゃるということもございますので、そういう方々がやっぱり少しでも少なくなるように、そのためにもしっかりとした行動する能力を充実させていくことが必要でありますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

では、以上で質問を終わります。

その前に、今回はかなり教育のハード面、そしてソフト面を伺わせていただきました。最後に私の質問は、今回初めてですので、ぜひとも山村教育委員長に私からの道徳の教育について一言答弁をいただければと思います。よろしくお願いたします。

**山村明徳教育委員長** 議長、山村明徳。

**清水清秋議長** 教育委員長山村明徳君。

**山村明徳教育委員長** 発言する機会をいただきましてありがとうございます。

今、道徳の問題が起きていますけれども、やはり新庄市は生きる力をどういうふうに育てていくか、そして、それぞれの地域に合った、いわゆる中学校区ごとに今、心の教育、頑張っているわけですけども、そういう中学校区の特徴に合った生きる力をどう育てていくかというのが課題になっております。

そんなことで、各学校では本当に苦労して頑張っているわけですけども、なかなか成果が上がらないという現実もあります。そういう意味で、教育委員会では、教育研究所を中心として研修を組んだり、あるいは各学校との連携教育といたしますか、教育委員会と学校が連携する、

そういう手だてをとりながら頑張ってきているわけですので、これからもより道徳教育が充実する、そしてスキルアップにつながるように頑張っていきたいと思います。

そんなことでよろしくをお願いします。

## 散 会

**清水清秋議長** 以上で本日の日程を終了したので、散会いたします。

明日2日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後2時42分 散会

平成27年9月定例会会議録（第3号）

平成27年10月2日 金曜日 午前10時00分開議  
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員 兼監査主査	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局長  
農業委員会  
事務局長

小松 孝  
眞見 治之

農業委員会  
会長

星川 豊

### 事務局出席者職氏名

局長 東海林 智  
主査 沼澤 和也  
総務主査 三原 恵  
主査 早坂 和弥

### 議事日程（第3号）

平成27年10月2日 金曜日 午前10時00分開議

#### 日程第 1 一般質問

- 1番 高橋 富美子 議員
- 2番 叶内 恵子 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ



平成27年9月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	高 橋 富美子	1. 有権者の投票率向上の取り組みについて 2. 高齢者のボランティアポイント制度の推進について 3. 障がい者支援について 4. 市民の利便性向上について	市 長 選挙管理委員会委員長
2	叶 内 恵 子	1. 中小企業振興条例について	市 長

## 開 議

**清水清秋議長** 皆さんおはようございます。  
ただいまの出席議員は18名でございます。  
欠席通告者はありません。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**清水清秋議長** 日程第1 一般質問。  
これより2日目の一般質問を行います。  
本日の質問者は2名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。  
なお、質問時間は、質問、答弁を含め1人50分以内といたします。

### 高橋富美子議員の質問

**清水清秋議長** それでは、最初に高橋富美子君。  
（12番高橋富美子議員登壇）  
**12番（高橋富美子議員）** おはようございます。  
市民・公明クラブの高橋富美子です。どうぞよろしくお願いいたします。  
山尾市長におかれましては、3期目の当選、まことにおめでとございます。市政のさらなる発展と新庄最上地域のリーダーとして、思う存分手腕を発揮されますことを御期待いたします。  
それでは、通告に従いまして一般質問をさせ

ていただきます。

1点目は、有権者の投票率向上の取り組みについてお伺いいたします。

近年、若者を初めとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題です。

愛媛県松山市では、2013年7月の参院選で全国で初めて大学内に期日前投票所を設置し、全体の投票率が下がる中、20代前半の投票率を2.72ポイント上昇させる大きな成果を上げました。その後、選挙の啓発活動を行う学生を選挙コンシェルジュと認定し、選挙CMの作成、啓発物紙の企画、配布、選挙広報をPRするための選挙カフェの設置など、投票率向上を目指し、選挙と協力して積極的な運動を展開しております。

こうした先進事例を受け、本年の統一地方選挙では、低迷する若者の投票率アップを目指し、大学キャンパス内に期日前投票所を設置し、選挙の啓発活動を推進する動きが松山市を含め12大学で見られました。

そのほか、大学、キャンパス内に限らず、期日前投票所を通勤者が多く利用する主要駅の構内に設置した長野県松本市の事例や、交通の利便性にすぐれたショッピングセンター内の通路に設置した広島県福山市の事例など、各自治体における積極的な取り組みが注目をされております。

そこで、本市における投票率の推移と投票率向上に向けてどのような取り組みをされているかをお伺いいたします。

次に、選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が6月17日の参院本会議で全会一致で可決、成立しました。公布から1年後の来年6月19日に施行されますので、来年夏の参院選が国政選挙では初めて適用される見込みです。

18歳選挙権の実現で新たに有権者となる18歳、19歳の未成年者は全国で約240万人です。これは全有権者の2%に当たります。日本で選挙権年齢が変更されるのは、1945年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女となって以来、70年ぶりです。世界191カ国地域のうち、18歳までに選挙権を付与しているのは176カ国地域となっており、92%に上っています。未来を担う若者の声をより政治に反映させていくことが期待されています。来年、18歳、19歳を迎える現在の高校2年、3年生などの未成年者が投票を初めて体験することになります。若者の政治参加への意識を高めるため、教育現場における主権者教育が必要と考えます。本市における取り組みをお伺いいたします。

続きまして、期日前投票宣誓書についてお伺いいたします。

平成25年9月定例会においても質問いたしましたが、期日前投票所の独特の雰囲気の中で宣誓書に記入するのは大変緊張するとの声があり、投票所入場券の裏面に期日前宣誓書を印刷することで、期日前投票される方が事前に宣誓書を記入できることで投票の円滑化が図られると考えます。今後の導入について再度お伺いいたします。

2点目に、高齢者のボランティアポイント制度の推進についてお伺いいたします。

高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっています。

そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国、自治体の連携による取り組みが求められています。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加促進施

策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。その際、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、関係機関等がよく連携をとりながら進めることが重要です。高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして多くの自治体でポイント制度が推進されています。

本市においても、元気高齢者ボランティアポイント制が始まりました。先月よりボランティアの登録開始、11月より活動がスタートとなっております。推進状況と今後の取り組みなどについてお伺いいたします。

3点目に、障害者支援についてお伺いいたします。

障害者の方が不便を感じる事のない生活をするためには、切れ目のないサービスと支援が必要であると考えます。本市における相談窓口の現状と体制についてお伺いいたします。

また、障害者やその家族が将来を見据えて不安を抱かれることの一つに就職先の問題があります。行政の果たす役割がとても大きいと考えます。特別支援学校の卒業生などに対する就労支援の現状はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

4点目は、市民の利便性向上についてお伺いいたします。

市民生活に役立つ情報を掲載した「新庄市ガイド・新庄暮らしの便利帳」は発行から4年が経過しており、内容の変更もあることから、今後の発刊予定などについてをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、高橋市議の御質問にお答えさせて

いただきます。

選挙に関することにつきましては、選挙管理委員会のほうから答弁していただきますので、高齢者ボランティアポイントのほうから答弁させていただきますと思います。

全国的な取り組みとして広まってきております高齢者のボランティアポイント制度についての御質問ですが、当市においても、今年度より元気高齢者ボランティアポイント制度の実施に向け準備を進め、現在、最終段階に入っております。

この事業は、介護保険法に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通し地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者の社会参加活動を通して介護予防推進、生き生きとした社会をつくることを目的とした取り組みでございます。言いかえればみずからの健康ボランティアを通すことによって、みずからの健康を守っていこうという自主的な活動を導入するということであります。

市内在住の65歳以上の方にボランティア登録を行っていただき、ボランティア活動を行っていただき、活動の種類や内容によりポイントを付与し、年度ごとに活動ポイント、評価ポイントが年間上限6,000円、月額500円程度の交通費として想定しており、翌年度に還元させていただきます。

結果といたしまして、本来、介護保険が5万9,000幾ら、6万円ぐらいになるわけですが、1割を自分の力で介護保険を削ることができる、そういう意欲的なほうに役立てていただければ大変ありがたいと思っております。当面、軌道に乗るまでは福祉部門に限った活動に限定して取り組んでいく考えでありますが、将来的には活動範囲を福祉に限定せず、多方面への活動を期待するところでございます。準備が整い次第、広報活動などを行い、事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、障害者支援についてであります。障害者の相談窓口の現状、体制についてありますが、現在、障害に関する各種相談については、市役所窓口のほか、障害者総合支援法に基づく相談支援センターの運営を市内の事業所2カ所に委託して実施しております。

このセンターでは、社会福祉士や相談支援専門員を配置し、障害のある方、その保護者や介護者などからの御相談に応じ、障害福祉サービスの利用など必要な情報提供や助言などの支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行っております。

また、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害サービス利用のための相談等を行い、サービス等利用計画案を作成している新庄市指定の相談事業所も市内に6カ所ございます。

さらには、身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員6名と知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談者2名を配置し、障害者やその保護者などへの各種相談に応じ、必要な援助を行っております。なお、障害者の新規就業や既に就業している方の職場定着及び日常生活、社会生活に関する相談や支援については、山形県において設置した最上障害者就業生活支援センターにおいて実施しており、当市とも連携した活動を行っております。このように、市内各所に相談窓口を設置し、障害者の地域生活を支援する取り組みが行われています。

次に、学校卒業後の就労についての御質問ですが、特別支援学校においては、その人の特性に応じた進路指導が行われておりますが、その過程において学校や保護施設の要請に応じて児童相談所や養護施設、特別支援学校などとの連携のもと、就労や生活に関する相談、支援などを行っております。

特に福祉的な就労や生活を目指す生徒に対しては、卒業前においては、障害福祉サービスの利用手続についての支援を行い、卒業後におい

ても、各関係機関と連携をとりながら継続した支援を行っております。

福祉施策における就労支援の具体的なサービスについては、一般就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労意向支援事業や一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業があります。特別支援学校の卒業後においては、障害者の個々のニーズや特性に応じて新庄市や障害者就業生活支援センター及び公共職業安定所などの各関係機関と連携した支援を行っている状況にあります。

次に、市民生活の利便性の向上の「暮らしの便利帳」のことでありますが、「暮らしの便利帳」は電話帳を製作する民間会社が、当該自治体と協定を締結し、発行しております。協定により作成に際しての業務分担を行います。一連の経費は製作会社が地元企業から広告を募ることで確保する仕組みとなっております。

本市は平成20年に1回目、その後、平成22年に更新版を発行し、その後は、御指摘のとおり発行しておりません。

その理由といたしまして、広告料確保の難しさが挙げられます。議員もおっしゃるように、この種の出版物は掲載情報の更新が重要であり、可能な限り、短いサイクルでの更新が望ましい一方、経費を広告に頼ることから、協賛事業所に多大な負担をかけることとなります。事業平成22年の更新時には断れるケースも多くあり、また、平成18年に制定された本市有料広告制度が現在ではすっかり浸透しており、広報紙の発行や本庁舎入り口の庁舎案内板設置などに際し多くの事業所から既に毎年、広告料をいただいている現状にあります。

これらを踏まえ、継続的な更新が難しいとの判断から「暮らしの便利帳」発行は行っておりませんが、今後の発行予定も考えておりません。

しかし、「暮らしの便利帳」最新版の有無について現在も問い合わせいただくことがあり、医療機関などの民間情報も含めたまとまった資料として重宝であることも認識しております。

このため、これまで述べました状況やICTを活用したサービス展開が今後、ますます主流化することなどを考えあわせ、ホームページでそれが実現できないか検討しているところであります。この春、リニューアルしたホームページには、暮らしの便利帳というボタンがあり、現在は分野別に行政情報を探せるようになっております。民間情報などはまだ掲載できておりませんが、ホームページの民間情報掲載の可否やルールを検討しながら、この部分の充実を図りたいと考えております。現時点ではこの点に注力しながら、広報紙などの紙媒体の活用も研究したいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。  
**矢作勝彦選挙管理委員会委員長** 議長、矢作勝彦。  
**清水清秋議長** 選挙管理委員会委員長矢作勝彦君。  
**矢作勝彦選挙管理委員会委員長** 選挙の投票率・啓発・宣誓書などについての御質問でありますので、私のほうから答弁申し上げます。

選挙の投票率については、全国的にも下落傾向が続いており、例えば平成24年に実施した衆議院議員総選挙では、全国平均の投票率は59.32%でしたが、昨年12月実施の衆議院選では52.66%と約6.7%下落しています。

本市の状況を見ますと、平成24年の衆議院選で63.24%、昨年の12月の選挙では59.71%と約3.5%下落していますが、全国平均と比較では約7%上回っておりますし、また下落幅についても全国平均で6.7%減少していますが、本市の場合は3.5%の減少にとどまっています。

議員御指摘のとおり、本市において同一選挙の比較では下落傾向にありますが、短期的な投票率の推移を見ますと、昨年の12月の衆議院議員選挙では59.71%、4月の市議選では62.02%、

市長選挙では65.97%と、選挙は違いますけれども短期間で比較しますと上昇しております。

次に、選挙権が20歳から18歳に引き下げられたことについてであります。公職選挙法の改正により、来年の参議院議員通常選挙からの適用になります。この改正は、若者の参政権を広げることで若者の政治参加を図り、民主主義をさらに発展させる観点からその意義は大きいと言われています。

また一方で、18歳に達した選挙運動が可能となり、また選挙権のない17歳の高校生が学年内で混在するなど法の適用がそれぞれ異なるところでもあります。

このようなことから、高校の授業などで選挙制度や選挙の意義を学ぶ主権者教育に取り組むことがますます重要になると言われております。

このため、5月に行われました県内13市の選挙管理委員会委員長会議でもこのことが議論になりまして、高校での主権者教育の充実について県教育委員会に要望することなどを県選挙管理委員会に依頼したところであります。

この主権者教育にあわせて選挙の啓発、特に若い世代の啓発についても早い段階からの取り組みが大切であると考えております。このため、市の選挙管理委員会では、中学校への生徒会役員選挙への記載台、投票箱の貸し出しや小・中学校を対象にした選挙啓発ポスターコンクールの開催、また県の選管と合同で高校生を対象とした出前講座を実施しているところでありますし、今後におきましても、市内大型店での街頭啓発も含め丁寧に取り組んでいきたいと考えております。

次に、期日前投票の宣誓書であります。本市の場合、入場券のバーコードを読み込んで宣誓書を打ち出しております。この宣誓書には、打ち出しの段階で宣誓年月日、住所、生年月日、当日、投票できない理由が記載されていますので、御本人の内容を確認し、署名すればすぐに

投票ができます。県内では山形や鶴岡市などははがきの裏面に印刷するなどして宣誓書の事前配布を実施しておりますが、期日前投票する人は全員手書きで住所、氏名、生年月日、投票できない理由など4項目、5項目、書く必要があります。それから名簿対照して投票することになります。

選挙の投票では、やはり本人確認が基本になります。実際別の入場券を持って期日前投票に来る方もいらっしゃいますので、御本人に住所、生年月日を再度確認いただいた上で署名をもらい、投票日当日に名簿対照でトラブルがないよう十分に注意して本人の確認を行う現行のやり方を継続してまいりたいと考えております。

この期日前投票については、利用率が伸びており、さきに行われた市長選では不在者投票も含め6,577人の投票があり、投票総数に占める割合は約33%を占めるまでに伸びております。この制度をさらに周知して投票率の向上につなげていきたいと思っております。

また、今回の市長選においても、市議選挙と同様、投票終了時間を1時間繰り上げて実施しましたが、特に問題もなく選挙執行したところであります。来年度は参議院議員通常選挙、山形県知事選挙が予定されていますが、これらの選挙の投票終了時間の繰り上げについても委員会として今後、検討してまいりたいと考えております。以上です。

**12番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番（高橋富美子議員）** 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、選挙、投票に関してなんです。新庄市の新有権者は、来年、およそ何名ぐらいになるのかをお伺いします。

**小松 孝選挙管理委員会事務局長** 議長、小松孝。

**清水清秋議長** 選挙管理委員会事務局長小松 孝君。

**小松 孝選挙管理委員会事務局長** 来年、新たに選挙権を付与される人数ということでございますけれども、今回の公職選挙法の改正で選挙権の年齢、20歳から18歳に引き下げられたところでもあります。

実際、その対象となってくるのがことし4月1日、17歳になる人、その方については、皆さん、高校卒業しますので全員対象になってくるということになります。それで、4月1日現在、ことしのですけれども、16歳の方が来年の4月に高校3年生になりますので、その方のうち、投票日に18歳になった人が選挙権が出るというふうになっておりますので、実際転出の関係もありますけれども恐らく400人程度になるかと考えているところであります。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**1 2 番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。

先ほど、選挙管理委員長のほうから、今回の18歳に向けての主権者教育の中で出前講座のお話がありまして、新庄市においても高校生を対象に出前講座をされているというお話がありました。今までに何回ぐらいの講座をされたのでしょうか、お伺いいたします。

**小松 孝選挙管理委員会事務局長** 議長、小松孝。

**清水清秋議長** 選挙管理委員会事務局長小松 孝君。

**小松 孝選挙管理委員会事務局長** 出前講座についてでありますけれども、どうしても冬場に開催するというケースが多くございまして、今年度はまだ実施しておりません。昨年度、平成26年度の場合ですけれども、ロータリークラブに出前講座をしまして選挙制度全般について御説明を行ったところであります。その前の年、平

成25年度になりますけれども、そのときは、県選管と合同で新庄南高で選挙の意義とか選挙制度全般について行っているというところでございます。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**1 2 番（高橋富美子議員）** あと、先ほどお話をさせてもらいましたけれども、高校生の主権者教育はもちろん必要ですが、中学生、また小学生の段階からということで先ほども御答弁いただいたんですけれども、中学校、小学校に関して再度、主権者教育、これから考えているようなことがあれば教えていただきたいと思っております。

**長谷部 薫学校教育課長** 議長、長谷部 薫。

**清水清秋議長** 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫学校教育課長** 小学生、中学生の主権者教育につきましては、主に社会科の授業を通して行われることが多いと存じ上げます。

例えば小学生につきましては、身近なところで市議会の働きを知るという授業が6年生の場でございまして、市長や市議の皆様について選挙で選出されているということや、市議会の様子とか議員方の活動等について学習する時間がございます。

中学校につきましては、一步踏み込みまして公民の分野で国会の働きとか政党の仕組みとか、それから選挙制度についてより詳しく学びまして、日本の選挙制度について学ぶ時間がございます。

なお、高校につきましては、9月30日に報道されておりますが、政治参加を促すための副教材の配付が出されまして12月中に各高等学校に届きまして、公民の時間に活用されるということが出ておりました。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 先日、横浜のある小学校での話が載っていたんですけど、選

挙フォーラム、また選挙の仕組み、今、長谷部課長のほうからお話しありましたけれども、選挙の仕組みを学んだ後に、小学校6年生がデザート選挙という模擬投票を行ったそうです。立候補者は6年生で、自分が好きなプリン党であったり、ミカンゼリー党とか、ショコラ党とかと候補者が自分のデザートのよさを思い思いにアピールして投票するということなりました。それで、小学校の最後の給食のデザートにここで一番投票が多かった方のプリンとかショコラとかを食べるということで、大変楽しみながら模擬投票が行われたということでした。

先ほどもあったんですが、投票箱とか記載台を本物の資材を使ってというのがありました。また、埼玉の小学校でも大学生が中心となって選挙の出前授業を行って、小学校6年生、模擬投票するわけですがけれども、大学生が総理大臣役になって自分の思いを語り、一つのテーマをリアルに表現しながら、その演説を聞いて小学校6年生が自分の思いを感じて、また争点とかをいろいろ思いながら自分の中で1票を投じるというのがありました。

新庄市においては、先ほどお話にありましたように、公民の授業であったり、中ではやっているとは思いますが学校の生徒会の投票とかもあるんですが、そのほかにもしできたらこのような取り組みも入れてはどうかと思うんですが、再度、お伺いします。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 選挙につきましては年齢が引き下げられましたので、小・中学生につきましてもより自分に近いものというところからこれから捉えられていくのかなと思いますので、さまざまな機会を捉えまして選挙の大切さや参政権については学びながら、活動を通しながらより選挙が身近にできるように、きちっと政治に参加できるような資質を育てていく工夫を研

究してまいりたいと思います。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋** 議長 高橋富美子君。

**1 2 番（高橋富美子議員）** あと、選挙の投票の啓発ということですが、成人式における選挙の啓発とかは、新庄市ではどのようにされているのでしょうか、お伺いします。

**小松 孝** 選挙管理委員会事務局長 議長、小松 孝。

**清水清秋** 議長 選挙管理委員会事務局長小松 孝君。

**小松 孝** 選挙管理委員会事務局長 成人式の啓発のことでありますけれども、毎年、成人式の際に選挙の啓発冊子、結構厚い冊子になるんですが、そちらのほうをお配りして啓発のほうに努めているところであります。以上です。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋** 議長 高橋富美子君。

**1 2 番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。

やはり先ほどから若年層の投票率が下がっているということで、直近の衆議院、参議院選挙では20代、33%、30代、42%、他の世代では50%以上から見ると、本当に低い。ただ、新庄市においては、投票率は全国から見ると上がっているというお話、また期日前投票も30%以上にふえているということで、これからはしっかり投票率の向上につなげていってほしいと思います。

それでは、続きまして、元気高齢者ボランティアポイント制度について、先ほど答弁いただきましたけれども、高齢者福祉だよりによりまして、今後の流れということで9月からボランティアの登録が開始されたということが載っております。9月中には何名の方が登録をされたのでしょうか、お伺いします。

**佐藤信行** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。



清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 おはようございます。今のところ、登録はないというふうに思っております。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) 1件もなかったということなんでしょうね。問い合わせとかはあったんでしょうか。9月からということは1カ月あったんじゃないでしょうか、募集期間じゃないですけども。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 報告をもらっていないということです。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) 報告をもらっていない。ということは、こちらは社会福祉協議会での登録になるので、把握はされていないということでしょうか。

あと続きまして、同じことなんですけれども、9月中に登録者がゼロ、掌握されていないということなので何とも言えませんけれども、これからやっぱり広報活動というか、せっかくこういうすばらしい取り組みがこれから始まるわけなので、もう少し啓発活動について何かあったらお示しをください。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 広報活動としまして社協だよりでの周知活動、募集があるわけですが、それとは別に社会福祉協議会の

ほうで把握しておりますボランティア団体、これが約46団体で974名ほど在籍がございます。もちろん、65歳以上の方がいらっしゃらない団体がございますので、もっぱら高齢の方がいらっしゃるボランティア団体が対象にということになりますけれども、そういった団体に対してぜひということでボランティア登録をお勧めするというふうなことも考えてございます。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) それでは、本当にいい取り組みだと思いますので、しっかりと社協とも連携をとっていただいて、11月より活動スタートということになっておりますので、ほかの市町村におくれをとらないようによろしくお願ひしたいと思います。

最後に障害者支援について、先ほど御答弁いただきましてさまざまな取り組みをお伺いしました。

私がちょっと相談を受けた方なんですけど、息子さんの就職についてでした。なので来年あたり卒業されるのかなと聞いていたんですが、まだ入学したばかりのお子さんでした。今から卒業のことを心配しなきゃならない状況なのかなと切実な思いをしました。先ほどはしっかり取り組みができているというお話なんですけれども、こういう相談を受けるということは、まだまだどこに行ったらいいかわからないような方が中にはいらっしゃるのかなとも思います。

それで、いろんな窓口があって本当に充実はしていると思うんですけども、その辺のところをしっかりと障害者の方に寄り添った施策をお願ひしたいと思います。

きょうはいろいろお話を伺いまして、本当にこれからの新庄市の市政、地方創生ということをうたわれておりますけれども、本当にまだまだ大きな課題がいっぱいあるんだなと思います。今後ともしっかりと執行部の皆様とともに頑張

ってまいりたいと思います。きょうは本当にありがとうございました。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 叶内恵子議員の質問

**清水清秋議長** 次に、叶内恵子君。

(2番叶内恵子議員登壇)

**2番(叶内恵子議員)** 議席番号2番、叶内恵子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。少々長くなりますが、おつき合いたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

2040年までに896の自治体が消滅すると予測した日本創成会議の人口減少問題研究部会の座長である増田寛也総務大臣の、いわゆる増田レポートの発表がありましたことは、記憶に新しいものであります。

この発表は私の仕事である不動産の業界においてもセンセーショナルなものであったことは言うまでもありません。この提言が地方創生という考え方に大きな影響を与えたとされています。

昨年5月8日にこの、いわゆる地方消滅リストが公表された後、政府は6月14日に地方創生本部の設置方針を表明しました。このことと前後して経済財政諮問会議は、50年後に人口1億人台維持との数値目標を打ち出し、9月3日にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、同月29日にまち・ひと・しごと創生法、第187回臨

時国会に提出され、11月21日に成立の運びとなりました。

これに基づき12月26日には、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、今後5年の目標や施策、基本的な方向性が国から提示されました。これを受け、新庄市においてもみずからの総合戦略策定が進められているかと思いません。2040年、25年後の未来です。新庄市の人口は2万7000台になると予測されています。

地方創生を議論する中で喫緊の課題として認識されているものは、少子化対策、それから若年層及び生産年齢の人口流出の回避であると思いません。

私の知人の娘さんが新庄市内の高校を卒業し、県内の短大に進学しました。その娘さんが地元が好きで就職先も地元を希望していました。仮に地元で就職先が見つからなくても自宅から通える範囲の就職先を探していましたが、見つかることができず、結局関東方面に就職せざるを得ませんでした。その娘さんは、地元に残りたかったけれども仕方がないと言って新庄を離れていきました。

平成26年度の最上地域内への高校生の就職者割合を見ますと、特に女子の場合が平成25年度の53%から39%と著しく下落しており、県外への就職者割合が平成25年度の34%から45%と上昇しております。この数値を見たときに、実際に新庄最上に人がとどまらないということであらわしていることがわかり、それと同時に、大変驚きました。これを何とか回避したいという思いは、大多数の市民の共通のものであると感じております。

私はそういう意味で、中小企業並びに小規模事業者の振興策が大変大事だと考えています。そして、そのことが先ほど申し上げましたこの地域の人口の流出をとめ、そして、この新庄最上の地域を活性化するものと考えております。

私の不動産の仕事を通してこの地域がじわ

じわと衰退していると感じるのですが、地域の活性化に必要なものは何であるかを考えたとき、経済に端を発しているのではないかと思いました。

仕事がないと感じてしまう、仕事がないから地域外に行くしかないと感じてしまう。人がいなくなるから結局実際に人手不足になり、仕事がなくなるという負の連鎖をいかにして断ち切るかということが必要なんだと思いました。この負の連鎖を回避するためには、雇用の場を安定的に提供していくことが重要である点は論をまたないと思います。

冒頭に述べましたまち・ひと・しごと創生に関する政策を検討するに当たっての原則というものがありますが、この原則においても、地方において仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立することで、地方へ新たな人の流れを生み出すとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すことが重要であるとしています。このことから、仕事、雇用が最も重要であるという認識を示していると解釈できます。

さて、それでは地方において雇用を安定的に供給し、その社会経済に重要な役割を担ってきたのはどこでしょうか。それは中小企業だと私は思っています。日本全体においては、企業数の99.7%、従業員数の69.4%を占めています。山形県の場合はさらに比重が高まり、企業数の99.1%、従業員数では84.4%が中小企業となっています。新庄市においても、全企業における中小企業の割合は、私の試算によると、99.9%、雇用は94.7%となっております。いずれにしても、100%に近い数値で中小企業が占めています。

このように、今後の新庄市の地域社会を考えるに際して雇用の受け皿として、また安定した税収を考える上でも新庄市が中小企業小規模事業者を積極的に支援することが重要であると考えます。中小企業はさきに申し上げましたとお

り、まち・ひと・しごと創生法との関連でも重要な位置を占めていると考えておりますが、これに関して市としての中小企業小規模事業者に対する認識について本日はお伺いしたいと思っております。

昭和38年に中小企業基本法が成立しましたが、この基本法においては、中小企業振興における地方自治体の役割は副次的なもので、中心的な役割を与えられていたわけではありませんでした。しかし、平成11年の中小企業基本法の改正により、地方自治体も中小企業政策に対して施策策定から実施までを行う責務を有することになり、地方自治体もそういう問題意識を持たざるを得なくなったと認識しています。

さらに、平成22年6月には中小企業憲章が閣議決定をされています。現在、これらに基づき中小企業振興条例というものが平成27年1月現在のデータですが、30都道府県、117の区市町で設定されています。確かに新庄市では、中小企業のための各種補助金や金融制度があります。時宜に応じ対応してきた当局を評価するものでもありますけれども、しかし、これはあくまでも制度であって、拘束力のある条例ではありません。これまでのスポット的な施策を継続的、系統的にその成果を上げるためには条例が必要ではないかと考えます。

近年、中小企業振興条例が急速に広がっている背景として次の3つの理由が挙げられると考えています。

1つ目は、地域経済の活性化が重要な課題となっているということです。これまでは地域経済の活性化という点では、大企業の誘致が用いられることが多かったのではないのでしょうか。ですが、大企業の誘致が現実的に難しくなり、むしろ撤退する事例がふえ誘致だけでは地域経済の活性化につながっていかない状況になってきています。

また、地域をリードする産業を考える枠組み

が難しくなってきたため、特定の産業に特化すれば、経済がよくなるという構造が見えにくい状況になってきています。

そのため、地域経済の活性化のためには地域に根づいている中小企業に着目し、それらの振興が不可欠であるという認識が行政や住民、経済団体などで強くなってきたということが言えます。

2つ目は、先ほども申し上げましたが、平成11年の中小企業基本法の改正により、地方自治体も中小企業政策に対して責務を有することになり、地方自治体もそういう問題意識を持たざるを得なくなったということです。

3つ目は、中小企業家同友会、民主商工会などが積極的に条例制定の運動を展開している点です。また、条例制定の意義としては、地方自治体の内部において中小企業の振興に対する姿勢を明確にすることで、中小企業支援の重要性を重視するようになり、その認識を共有することが可能となること。新庄市の地域内にある企業などや自治体の外部に対して、自治体としての姿勢を明確にすることで、新庄市では中小企業が大事にされているという環境をつくり上げること。市長あるいは担当者がかわっても、中小企業振興に対する自治体の姿勢は変わらないことを担保することが挙げられます。

この中小企業振興条例制定の先進事例として有名なのが東京都墨田区です。墨田区では昭和54年に日本で初めて中小企業振興基本条例を制定しています。問題意識を持って条例を制定し、中小企業振興に取り組んだという点で先駆的でした。条例制定前の2年間、係長以上の職員全てが区内にある中小零細事業者を訪問し、その実情をみずからの目で見、耳で聞くという悉皆調査を通じて、自分たちの自治体の中小零細企業の実態を把握したと言われております。

また、条例内容の実現の取り組みを行っている自治体として広く知られているところに大阪

府八尾市があります。バブル崩壊を背景に1999年から産業振興会議が商工団体、商工業者、市民、学識経験者などで構成され、議論が始まり、2001年に八尾市中小企業地域経済振興条例が制定されました。

条例制定により一定の成果は見られましたが、その運動は一部の問題意識のある企業だけにとどまり、広がりには欠け形骸化していたことから、行政側も中小企業側も条例に認識不足があったことを踏まえ、議論を重ね、2012年には同条例の見直しを行っています。2012年の条例改定に際しては、地域に暮らす人々がどんなまちをつくるのか、そのために中小企業の役割、行政の責任、市民と共同できる関係を明確にし、その理念を共有し、ともにまちづくりに取り組む意識を高めるところに狙いがありました。条例制定後は、市民が暮らしたくなるまちを条例の理念とし、教育機関、教育委員会と連携し、八尾市の小学生に中小企業を知ってもらうためのDVDを作成し、教科書の教材として全小学校で使用してもらうことにより、子供たちが地域の中小企業に興味を持つことにつながり、また中小企業に対する意識を変えるという意味で、教員や市民にまでよい影響を与える重要な取り組みを行っています。

私は、八尾市のそのまち全体が一つの企業体のような仕組みづくりの取り組みと、さらにその取り組みを子供たちが自分のまちに誇りを持つことができる人材育成に活用していることを知り、将来に希望を見る思いになりました。

また、山形県内を見渡してみますと、中小企業憲章の閣議決定以後、飯豊町、米沢市、天童市が中小企業の振興のための条例を制定しています。現在は東根市、高島町においても振興条例の制定に向けて議論が重ねられていると聞いております。山形県の中で飯豊町が一番早く平成25年に中小企業振興条例を制定し、活用しています。

そのため、飯豊町に訪問し、条例制定の背景、実施状況などを伺いました。条例制定の背景には、当時、100人を超える雇用を有していた製造会社の統合撤退がありました。その会社の関連する零細企業までを含めると200人を超す町民の失業者を出してしまうというものでした。町内の雇用の柱の一つであった企業が撤退してしまうということは、町自体の衰退に拍車をかけてしまいます。これでは町が成り立たなくなるといふことで、町はいち早く中小企業振興条例を制定していこうということになりました。中小企業振興条例に基づいて町内にある企業が元気になり、町民の雇用を支えるため、3カ年計画を立て国や県から予算獲得はもちろんですが、飯豊町独自で予算づけをアップして新製品、新技術開発の補助、設備投資支援補助、雪対策補助、再生可能エネルギー導入支援補助、雇用促進補助による中小企業振興の事業を展開しております。この事業により、町内にある企業、中小企業が着実に元気になっているという状況だという担当者のお話を伺うことができました。

私は新庄市においても中小企業振興条例の制定を願っております。中小企業振興条例を柱にして地域産業を育てる行政、つなげる行政の姿の確立を願ってやみません。

以上を述べた上で、条例制定について市としての考えをお伺いし、私の一般質問とさせていただきます。

済みません。長くなりました。ありがとうございました。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

各地域の実情を調べ、そして、自分の思いを込めて質問していただいたと思っております。

答弁の前にですけれども、調べたところがい

ろんな課題を抱えているということで、当然、本市においても相通じるものがあるなということを感じております。

市は本年2月に新庄最上定住自立圏構想のもと、中心市宣言を行いました。この中で、圏域を構成する市町村が相互に連携、役割分担し、将来にわたり圏域住民が安心して暮らせる魅力的な地域づくりに取り組んでいくことを宣言しました。

その中で産業振興として圏域経済の活性化と雇用機会の確保を図るため、圏域が一体となって企業誘致、広域的な観光、物産振興、6次産業の推進などに連携して取り組むこととしております。

具体的には、雇用促進の奨励金の活用ということで8市町村で、1自治体だけが参加しておりませんが、新しく人材を採用した場合に、それぞれの町村がその企業を支援するというものの取り組みを行っているところであります。

また、本年3月には山形県最上総合支庁が中心になって管内の企業や市町村、商工会、山形大学、山形県企業振興公社コーディネーター等と一緒に、地域産業の発展に取り組むべき指針となる「最上地域ものづくり産業振興プラン」を策定しております。

この中でも、やはり地域が一体となって連携し、交流を深め、地域の強みを行かした高い競争力を持つ産業基盤を構築するためのさまざまな施策を打ち出しております。

このように、現在、新庄市のみならず、最上地域全体の産業振興の中心市宣言や産業振興プランを策定しており、その中で中小企業憲章の理念に沿った事業を展開していこうと考えています。

議員の中小企業振興条例については、もう少し検討させていただきたいと思っております。

質問の中で女性の働く場が非常に少ないということ、これも私自身も相談を受けているとこ

るであります、基本的に女性の社会進出を進めるプログラムを考える必要があると考えております。現在、産業の中でも建設業関係は一步先に進んでおりまして、女性のオペレーターを育て上げようとして、現場で大型のダンプ、あるいは重機を使う、そうしたことを積極的に受け入れようとしております。

こうした地域においても、女性の進出のためにはこうしたものがあるというプログラムのプログラムがこれまでなかったと反省しております。女性はこれに行くべき、男性はこれに行くべきという考え方がこの地域に固定されているのかなというふうに思っています。

さまざまな企業あるいは会社を訪問しますと、現場と言われるところに多くの女性が張りついている現状を企業訪問などで見ておりますが、なかなかこの地域においては、それは男の仕事だと、あるいは女の仕事だというふうに固定的に考えることが多く見られるなというふうに感じております。これらを今後、どのように小中高の中のプログラミングをしていくか、カリキュラムの中に入れていくかということが私ほとても大切だというふうに思っております。

神室産業高校との打ち合わせの中でも、地方から中央に出すことなく、この最上地域に残ってほしいというプログラムを考えてほしいということを申し上げ、それと一体となって今は高校生、中学生の企業訪問を実施しております。企業においても、女性が活躍している場面を積極的に見せると、こういう仕事があるということもとても大事なというふうに思っております。確かに魅力ある職場の女性の一番というのは事務系の仕事だというふうに聞いております。しかし、事務系はなかなかあきがないと。事務は会社の中に2人か3人、現場は50人というような状況、その現場のほうにどう導いていくかということも女性の職場を開拓していく、それが896自治体がなくなるという衝撃的な、大き

な反響のあった896自治体の存亡になるわけですけれども、そういうことを今後、考えていかなければならないと思っているところであります。

そうした意味で、中小企業振興条例、それぞれの地域による課題を条例によって解決しようということもあります、具体的な形での作業も一つ一つ詰めなければいけないと。先ほど申し上げた雇用に対する考えの固定化をどう外し、女性の社会進出を果たしていくかと。このことも早急になすべきことだというふうに思っております。

そうした意味で、中小企業振興条例については、いましばらく検討の時間をいただきたいというふうに思っております。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**清水清秋議長** 叶内恵子君。

**2 番（叶内恵子議員）** 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私は今の不動産の仕事を起業するに際して、かつて勤務した会社が倒産するという経験を二度いたしました。このことから企業も従業員の生活を支え、地域に発展し、貢献して、私が経験した企業も従業員の生活を支え地域の発展に貢献をしていました。従業員数10人程度の会社の倒産ですら、関連するほかの企業への影響がとても大きいということ、そして、一つ一つの企業がこの地域を支えているということを知ることができる貴重な体験でした。

連綿と続く歴史の中で、さまざまな企業がなくなりまた生まれてきましたが、企業がなくなっていくことを他人事として見ていられたのは、漠然とした人口拡大の社会の時代にあったときの話ではないでしょうか。時代は集散離合を重ねてやまないのですが、現在は日本全体が縮小しようとしているさなかにあります。これまで経験してきた人口増加社会とは様相が異なり、

私たちは大きな時代の転換点に立っていると考えます。

午前11時12分 散会

産業活動の縮小が進んで商店街の空き店舗や空き地の増殖や商店街そのものの崩壊、耕作放棄農地の増加など厳しい状況に追い込まれようとしているのだと感じております。地域再生のために振興条例という理念の旗を立て共通認識を持って、産学官金融市民など関係者が協力して地域振興に取り組むことが喫緊の課題だと感じております。

そういう意味でも、また再度申し上げますが、振興条例を柱にして地域産業を育てる行政、つなげる行政の姿の確立を願っております。

私が申し上げる中小企業振興条例制定の必要性は、従来の中小企業支援の単純な延長線でないということを御理解いただきたいと思っております。

短いですが、これで私の一般質問を終了させていただきます。まことにありがとうございます。

**清水清秋議長** 以上で、今期定例会の一般質問を終了いたします。

## 散 会

**清水清秋議長** お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日10月3日から10月13日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を明日10月3日から10月13日まで休会し、10月14日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

平成27年9月定例会会議録（第4号）

平成27年10月14日 水曜日 午前10時00分開議  
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員 兼監査主査	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦



選挙管理委員会  
事務局長

小松 孝

農業委員会  
会長

星川 豊

農業委員会  
事務局長

眞見 治之

### 事務局出席者職氏名

局長 東海林 智  
主査 沼澤 和也  
総務主査 三原 恵  
主査 早坂 和弥

### 議事日程（第4号）

平成27年10月14日 水曜日 午前10時00分開議

#### （決算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第53号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第54号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第55号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第56号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第57号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第58号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

#### （総務文教常任委員長報告）

- 日程第10 請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願
- 日程第11 請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願

#### （産業厚生常任委員長報告）

- 日程第12 議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第51号市道路線の認定について

- 日程第14 議案第61号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第62号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第63号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第64号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第65号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 19 議案第 66 号平成 27 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 1 号）

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

日程第 20 議案第 6 号新庄市農業委員会委員の推薦について

日程第 21 議案第 7 号 T P P 交渉に関する情報開示と万全な国内対策を求める意見書の提出について

## 開 議

**清水清秋議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はございません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 決算特別委員長報告

**清水清秋議長** 日程第1議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長佐藤卓也君。

（佐藤卓也決算特別委員長登壇）

**佐藤卓也決算特別委員長** おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託された案件は、議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの計9件であります。審査につきましては、10月7日と8日の両日にわたり活発な審査が行われたところであります。

初めに、議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論、山科正仁委員より認定することに賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出の認定については、質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての4件は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第58号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決及び認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託された案件、議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件については、いずれ

も認定すべきものと決し、議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については可決及び認定すべきものと決しました。

議長よりよろしく取り計らいくださいますようお願い申し上げます、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした件について採決いたします。

初めに、議案第52号平成26年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。

議案第52号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

賛成16票、反対1票。賛成多数であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第53号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

議案第53号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票。賛成多数であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

議案第59号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

議案第59号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票。賛成多数であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、全員異議なく認定すべきものと決した議案第54号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての5件及び全員異議なく可決及び認定すべきものと決した議案第60号平成26年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第

57号、議案第58号の5件は委員長の報告のとおり認定し、議案第60号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

### 総務文教常任委員長報告

**清水清秋議長** 日程第10請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願及び日程第11請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

(高橋富美子総務文教常任委員長登壇)

**高橋富美子総務文教常任委員長** おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、継続審査の請願が2件でございます。審査のため、10月6日午前10時より議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願についての審査において、委員から、この請願は徹底審議をしてくださいという意味合いの請願である。法律として可決され、審議も終わっているという意見が出されました。また、この請願の趣旨はわかる。平和と安全というのは国民にとって非常に重要であるので、国の動向を注視しながら議論を続けていくべきだが、法案が成立してしまった以上、内容的には合わなくなっているという意見が出されました。

そのほか、議員間で討議をした後、採決した結果、請願第3号については賛成者がなく、不採択すべきものと決しました。

続いて、請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願については、委員からはさしたる質疑もなく、採決した結果、賛成者がなく、不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**清水清秋議長** ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願について、質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) このたび国会で強行採決されてしまった「平和安全法制」関係の法律なのですが、8月か9月か、夏が終わるころには採択するだろうというふうに政府、自民党関係者あるいは統合幕僚長などが言っていたということが明らかになっております。そういう意味では、この前の6月の議会のときにもっと真剣に話し合うべきだったのではないのか、そういう話し合いはなかったのか、反省はなかったのかお聞きしたいと思います。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 総務文教常任委員長高橋富美子君。

**高橋富美子総務文教常任委員長** ただいま壇上で報告を申し上げたとおりで、以上の議論はありませんでした。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) このたびの請願2つの共通している点は、憲法9条を守るべきだという気持ちや、それから海外で再び戦争する日本になってはならないという多くの国民の願いを代弁したという点で共通した内容になっていると思います。そして、この国会では通してはな

らないというところで共通していると思います。そういう意味で、その願いに立って私は採択して、また総務文教委員会として強行採決に対して抗議するという事なども含めて、独自に市民の命と暮らしを守る立場から、平和を守る立場からそういう意見書にして、議会の市民の立場に立った意思を示すべきだと思うわけですが、そういった話し合いはなかったのでしょうか。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 総務文教常任委員長高橋富美子君。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 先ほども申し上げましたように、法律として可決をされておまして、当委員会に付託されました案件は請願書の審査でありますので、よって、先ほども壇上で報告したとおりですので、よろしく願いいたします。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 討論の発言を許します。佐藤悦子君、賛成か反対か。

**1 番(佐藤悦子議員)** 請願に賛成です。

**清水清秋議長** はい。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

**1 番(佐藤悦子議員)** 請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願と、請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願に賛成の討論を行います。

去る9月19日に、参議院本会議において戦争法、安全保障法制関連法が十分な国会審議を経ることなく強行採決されました。

両請願は、憲法9条を守り、海外で再び戦争をする日本になってはならないという圧倒的の多

数の国民の願いを代弁して、本国会ではこのたびの法律、戦争法を通してはならないという共通の立場に立っていると思います。その願意を酌んで採択すべきだと思います。そして国に対して抗議の意見書を提出すべきだと思います。

このたびの法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10の法律を一貫して改正する平和安全法制整備法と、新法である国際平和支援法です。国会の審議を通じて、憲法違反の法律であることが明白となりました。戦闘地域での兵たん活動、戦乱が続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送することができるという後方支援活動は、憲法が禁じる武力行使そのものとなります。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が安全保障法制関連法は憲法違反であると断じたことは極めて重大です。各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障法制関連法に反対の声が広がり、今国会で成立させるべきではないという声が6割を超え、政府の説明が不十分だとするものが8割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものです。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、軍軍間の調整所の設置や、南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施など、国会と国民にも知らされないまま、戦争法とも言うべき安全保障法制関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態です。徹底した審議が求められるものであります。

憲法の根幹にかかわるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは、極めて遺憾です。安全保障法制関連法案の強行採決に抗議すべきです。国に対し、今国会で成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望すべきだと考

えます。以上です。

**清水清秋議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

採決する前に、暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願について、委員長報告は不採択であります。請願第3号については原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成2票、反対15票。賛成者少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

日程第11請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願を議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願について、委員長報告は不採択であります。請願第4号について原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成4票、反対13票。賛成少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

## 産業厚生常任委員長報告

**清水清秋議長** 日程第12議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13議案第51号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

**佐藤義一産業厚生常任委員長** おはようございま

す。

それでは、私から産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。審査のため、10月5日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと、担当課職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、市民課から補足説明を受けた後、審査を行いました。市民課からは、条例改正の趣旨や再交付手数料などの説明がありました。

審査に入り、委員から、通知カードや個人番号カードの再交付手数料の算定根拠などについての質疑がありましたが、異議の有無を諮りましたところ異議ありの発言があり、挙手採決の結果、議案第50号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号市道路線の認定については、都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。都市整備課からは、新庄市市道認定要綱や市道認定路線の詳細な説明がありました。

審査に入り、既に現地視察、確認を行っておりましたことから委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第51号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。ありがとうございます。

**清水清秋議長** ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 反対討論ですか。賛成討論ですか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 反対討論です。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)

**1 番(佐藤悦子議員)** 議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定について反対します。

理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いということ、このたびの個人番号制、この内容について反対だからです。

個人番号制は、市民の情報漏えいや成り済ましによる犯罪、また国家による国民監視など、こういう問題があると思いますので、私はその立場から反対ということ。以上です。

**清水清秋議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第50号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第50号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはございません



か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票。賛成多数であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号市道路線の認定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第51号市道路線の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第14議案第61号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第2号)

**清水清秋議長** 日程第14議案第61号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっており

ますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 13ページの2の1、戸籍住民基本台帳事業費1,390万4,000円が載っております。この内容は、ほとんどが国・県の支出金で賄われております。特に通知カード、個人番号カード関連事務に係る交付金がほとんどとなっています。これについて4点ほどお聞きします。

1点目は、これはどこに委任し交付するのか。

2点目は、通知カードが届かない場合はどのようにするのか。

3点目は、個人情報の保護、漏えい防止についての対策はどうか。

4点目は、戸籍や住民登録のない人が今まで行政サービスが受けられていたと思います。今までどおり受けられるようにすべきと思いますが、どう見て、どう考えているかということでお願いします。

**加藤美喜子市民課長** 議長、加藤美喜子。

**清水清秋議長** 市民課長加藤美喜子君。

**加藤美喜子市民課長** おはようございます。

ただいま御質問いただきました点につきましてお答えさせていただきます。

1点目のどこに委任するかというふうな部分でございますけれども、こちらについては地方公共団体情報システム機構というふうなところがございまして、マイナンバー制度に伴う通知カードの作成、送付、また個人カードの作成を全国の市区町村が依頼している団体でございます。そちらのほうに委託します。

あと、2番目の通知カードが届かない方についての対応というふうなことになりますけれども、通知カードは10月中旬というふうなことで、めど的には14日、きょうですね、委任先の機構のほうから郵便局のほうに郵送されまして、さ

らに郵便局のほうから皆さんのお手元に順次送付されるというふうなことで、スケジュール的には11月末まで第1次の配送というふうなことで配達される予定でございます。

簡易書留というふうなことで御本人あるいは家族の方のサインをいただいてとの配達になりますけれども、いらっしゃらない場合には不在票が入るようになってございます。郵便局のほうで1週間ほど保管をしまして、その間、お届けできなかったものについては市民課のほうに返送されてきます。市のほうでの対応としましては、10月5日が施行日の基準日ということになってございますので、その間をまたいで転入・転出、あと中にはお亡くなりになられた方等、いろいろ調査しまして、再度御本人のほうに連絡できるものは連絡をさせていただいて、本人様に来庁していただき、本人確認の上、お渡ししたり、あるいは直接、再度郵送というふうな形で、できれば年度末まで皆さんにお届けできるようにということで頑張っていきたいというふうに思っております。

あと、4点目の戸籍のない方というふうな御質問だったと思いますけれども、今現在、国籍のない方、住民票のない方については把握しておりませんので、戸籍がなくても住民票を作成できますので、住民票を置いている市町村より通知カードが送付されるというふうなことになるかと思っております。外国人というふうな部分については、日本人と同様に住民票のある市町村より送付されます。

あと、3点目の漏えい防止対策というふうな部分でございまして、私のほうからは以上で報告させていただきます。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 私のほうからは、3点目の個人情報の漏えいというふうな点についてお答え申し上げます。

番号制度におきましてのシステムでございますけれども、以前にも申し上げたことがございますけれども、アメリカ合衆国それから韓国の方では一元管理というふうなことで、いろいろな個人情報を1つの情報システムの中に入れておいたというふうなことで大きな問題となったわけですが、今回の日本の場合におきましては分散管理というふうなことで、各市町村あるいは都道府県、年金情報、それぞれの機関が持っている情報につきましては、そのまま分散して管理するというふうなことになってございます。ですから、万が一、情報漏えいが起きたとしても、芋づる式に引き出せるということにはならないかというふうには言われているところでございます。

もう一つに、個人番号だけで引き出せるというふうなことではなくて、情報情報にまた符号というものを付けた情報連携でもって実施するというふうなことがございます。

それから、アクセスできる権限につきましては、行政職員あるいは機構の職員であっても決められた担当者しかできないというふうなことがございます。それから通信回路につきましては、通信系につきましては一般のインターネット回線とは遮断しておりますので、行政専用のL2WANという通信回線がありますけれども、いわゆる高速道路での一般の入り口がないというふうなところになるかと思っております。

そのほかに通信の暗号化を図るということもございまして、二重、三重、四重にも一応なっているというふうなところが現状でございます。

年金機構の関係で、いわゆる番号法ではございませんけれども情報漏えいがございましたけれども、それにつきましては、そういったシステム系の情報から一般の行政職員が使うインターネット系のパソコンに一覧みたいな形で移しかえたというふうなことで、それが漏えいした

というふうな形になります。そういったことはヒューマンエラーというふうなことにもなりますので、そういった管理につきましては今後とも徹底してまいりたいというふうなことで、先日も職員の研修を行ったところでございます。今後とも続けていかなければならないと考えてございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次の質問ですが、今に関連して、市内の中小零細企業の負担をどう見ておられるかということですが、個人番号のことで。1月からは企業での個人番号の取り扱いが始まります。そうなりますと、情報漏えいの機会が飛躍的に高まると言われています。中小零細企業にはメリットはなく、個人情報管理責任が生じ、負担が大きいと言われてます。1社平均100万円とも言われています。考慮してくれと中小企業同友会が言っていると聞いております。ケアが必要ではないかと考えますが、どう見ておられるのか。

また、2点目は、市の負担と持ち出しについてお聞きします。

通知カードに住民異動のとき裏書きしなければならないと聞いております。自動書き込み機1台70万円とも聞いております。そのほか、実は市民課だけではなく市全体、市役所のこれを扱うところ全部に負担がかかると思うんですが、そういった市の負担、持ち出しはどのように見ておられるか。

3つ目は、市民課の職員体制は足りるのかということですが。来年の6月ごろまで、かなり過密になるのではないかと聞いております。例えば今まで2時間待たされるという例があったんですが、半日に延びるのではないとも言われています。この対応をどう考えておられるのかということですが、お願いします。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 1点目の企業でのシステム関係で100万円という話がございましたけれども、その根拠はわかりかねるところはございます。大企業におきましては、今後、税関係の支払い調書でありますとか、そういった管理システムを更新するということで、もしかすると費用がかかるということは聞いたことがございますけれども、当市における企業においては中小企業がほとんどでございます。税務関係で例えば出す書類については、番号を聞いて記載して出すというふうなことで書面での提出が中心になってくると思います。当然、会社内での個人番号での保管というふうなことに対しては、番号法での責任というのがございますので、その部分は国の法律ですのではないかと思いますけれども、経費については今までのシステムの中で十分対応できるのではないかなというふうに考えてございます。以上でございます。

加藤美喜子市民課長 議長、加藤美喜子。

清水清秋議長 市民課長加藤美喜子君。

加藤美喜子市民課長 私のほうから、ただいま2点目で質問がありました住民カードへの裏書きが必要になってくるというふうなことでございますけれども、議員おっしゃるとおり、転入・転居の住所異動、あるいは婚姻などのために氏名などを変更する場合がございます。そういった場合には一人一人にカードの裏書きが必要となってきます。

手書きではほかの窓口業務が停滞するというふうなこと、あるいは書き損じによるカードの再発行というふうなことは市民課ではできないので、市民の皆さんに無用の負担をかけてしまうというトラブルを避けるため、今回9月補正で裏書き印字システムのリース契約をさせていただきたいというふうなことで計上させていただいております。

その裏書きするためのカードプリンターのリ

ースですけれども、月々7,000円ほどになる見込みでございます。

3点目の市民課の職員体制はいかがかというふうな部分でございますけれども、現在の体制に加えまして、1月から2名の臨時雇用を考えております。あと、総合端末をもう1台ふやしまして2台にし、さらに通常の申請窓口とはまた別に個人番号交付スペースを確保したいというふうなことで今検討しております。

さらに、待ち時間というふうな部分でございますけれども、番号カードを申請された方に対して、市のほうから番号カードの交付が可能となったお知らせをするはがき、交付通知書というふうなことになりますけれども、そちらをお送りさせていただきます。その交付通知書の中に、何日ごろまでおいでくださいというふうなことで、来所のめどなどをお入れして混雑の緩和につなげたいと考えております。

いずれにしても、厳正な本人確認の上、カードを交付いたしますので、大変なお時間をいただくこととなりますけれども、お客様に対してはその辺についても御理解と御協力をお願いしたいというふうなことで考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧な、より詳しい話をいただきまして、よかったです。

次に質問しますが、個人番号カードについて率直に言って、個人番号カードは市民、私たち一人一人にとってはなくても困らないのではないかということについてお聞きしたいんです。通知カードの発送と一緒に個人番号カードの申請書を送って、これも無料交付で取得を強く政府は促進する立場です。個人番号カードは全て顔写真が入り、情報の入ったICチップ入りで、個人番号を誰にも見えるようにしてしまうものだと思います。大半の人に持たせて国家身分証

として携帯させ、国民を国家が監視しやすくするという意図が見られます。同時に、これを回すためのIT産業の仕事がたくさん出てくるといことで、IT産業がもうかることにもなります。

個人番号カードを持ち歩くことは、個人情報にくし刺しにしたマスターキーを見せて歩くというのに等しい、もっと率直に言えば、プライバシーを丸裸にしやすくするものといことです。個人の対抗措置としては、個人番号カードはなくても困らないのではないのか、お聞きします。

もう1点は、個人番号の変更に必要なときは速やかに市長は応じてほしいと思うんですが、その点について、個人番号の変更しやすいようにすべきだという点はどうか。なぜかという、成り済まし犯罪が韓国やアメリカで社会問題となっております。アメリカは世帯の7%で成り済ましの被害が起きていると言われております。アメリカの議会発表のデータで、アメリカ国防省はこの個人番号は使わないことになったということです。高齢者の番号を別にしようとしております。市民が情報の漏えいや不正から身を守るため、共通番号法7条2項を活用するといことがあるのではないかと思います。個人番号の変更に必要なときには速やかに市長は応じるべきと思いますが、いかがでしょうか。2点です。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 個人番号カードにつきましては今のところ任意といことで、通知カードで利用できるというふうなことになります。ただ、本人確認が必要となる場面もございますので、運転免許証等の掲示を求められる場合もございます。ですから、任意というふうなことで御理解いただきたいと思ひます。

ただ、今後ですけれども、医療経歴の、医療

機関とか薬局等での連携が始まるというふうなところでの将来的な構想がございます。そういった場合に任意ではなくなるという可能性はございますけれども、現段階では任意というふうなことで御理解いただきたいと思います。

また、個人番号カードにはＩＣチップが搭載されてございますけれども、ＩＣチップの中には、先ほど申し上げましたように個人情報が入ってございませんので、そこから芋づる式に引き出せるというふうなことはございませんので、そのところは御理解いただきたいというふうに思います。

**加藤美喜子市民課長** 議長、加藤美喜子。

**清水清秋議長** 市民課長加藤美喜子君。

**加藤美喜子市民課長** 個人番号の変更が可能かどうかというふうな御質問でしたけれども、通知カードを紛失したり、あるいは個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められたときには、本人の請求ももちろんそうですけれども、職権によって個人番号の変更が可能となっております。以上です。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** 私のほうから3点ほど質問させていただきます。

21ページをお願いします。

8款4項3目ですが、公園管理費、事業費の施設管理業務委託料なんですけど、それはどこの場所なのか、それともまとまってやるのかを1点お聞きします。

2点目、25ページ、10款4項4目図書館管理費、運営事業費、防犯カメラとなっておりますが、防犯カメラについて、データとかそういう管理はどういうふうになっているのか。

3点目、26ページ、10款4項6目文化財保護管理事業費、文化財保護事業補助金なんですけれども、ここはどこの文化財をやるのか。

この3点をお聞きいたします。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 私のほうからは8款4項1目の公園の委託料の件についてお答えをしたいと思います。

中身としては3つで構成されておりまして、アビエスにおける立木等の処理の部分、それから東山公園の樹木の剪定、それから最上公園の心字池にかかわるポンプの点検委託という3つの中身で今回委託を計上させてもらっております。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 図書館の管理事業費、修繕料の防犯カメラでございます。

データの管理ということでございますが、基本的には指定管理者にお願いしているというところでございます。

それから、26ページの文化財、補助金については2つございます。文化財の保護事業費の補助金につきましては、関屋公民館裏のブナ林の1本の処理についての修繕料でございます。ブナ林の1本の木について亀裂がありまして、傾いておったのですが、この前、議会開会の際、近くだと思いましたが、とうとう倒れてしまいまして、その処分に関する補助金でございます。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。1点目の公園管理事業ですが、金額が大きかったものですから、どこら辺をやるのかちょっとわからなかったもので質問させていただきましたので、ここら辺、立木など、これからいろいろ多分大変だと思いますので、しっかりとした管理をお願いしたいと思います。

また、25ページの図書館、要は防犯カメラのデータ管理なんですけれども、今さまざま利用

されておりまして、しっかりした管理が必要だと思いますので、指定管理者の方にも管理というんですか、データの保存なりをしていただいて、言い方は失礼ですけども、それが変なところに出ないように管理をしていただきたい。その強化も一緒にしていただきたいと思います。

また、最後なんですけれども、金額がちょっと少なかったので、自分としては別のものを使うのかなと思っていましたけれども、そういうことでわかりましたので、そこら辺の使い方をしっかりしていただきたいと思います。以上でございます。

**清水清秋議長** ただいまから10分間、休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

**15番(森 儀一議員)** 議長、森 儀一。

**清水清秋議長** 森 儀一君。

**15番(森 儀一議員)** それでは、私のほうから1点だけお聞きします。

26ページの10款教育費の10目わくわく新庄費でございますが、これは修繕、備品購入費とお聞きしておりますけれども、最初の説明のほうでガス台の設置と聞いておりますけれども、以前ですと設置に当たって室内のほうも改善が必要だということをお聞きしておりましたが、室内のほうも改善をするのかということを一つ。

それから、それに伴った備品ですね、鍋とか釜とかやかんとかの備品の要望も出ているということをお聞きしましたが、それも備えつけるのかということです。

それから、ガスを使用するとき、例えば料理の講習とかそういう長時間にわたるガス使用の場合ですけども、これは使用料とかそういう

ものは必要なかということと。

それから、この予算が通ればいつごろまでに使用可能になるか、その点をお願いします。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** わくわく新庄のガステーブルの設置でございますが、屋内というのは、水屋のところの例えば煙の排煙であったりということだと理解いたしますが、それも一緒にやる予定ではおります。ですから、ガスのテーブルを設置して、ガスで料理、湯沸かし等ができるようにというところでの修繕費になります。

あと、備品につきましては、利用者にアンケートをとりましてお聞きしながら、これが必要だということで受け取っておりますので、その備品を備えるということにしております。

あと、使用料につきましては、指定管理者等とも話をしておりますが、現在のところ部屋の利用者については無料でお貸ししようということで話をしているところでございます。

また、いつごろというところでございますが、補正予算を可決いただきましたら速やかに進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**15番(森 儀一議員)** 議長、森 儀一。

**清水清秋議長** 森 儀一君。

**15番(森 儀一議員)** これは、以前から要望が出ているガスでございますので、よろしく願いしたいと思っておりますが、やはりあそこは避難所にもなっておりますので、それで大変あの周辺の人たちもガス利用というものを重視しております。自然災害には一番最初、電気がやられるということで、ガスだと大分いいよなということを以前から話をしておられましたので、もしこれが通過しましたら、いち早くやっていただきたいと思っております。

ちなみに今回、日新学区ですか、あの辺で防災訓練ということを言われておりますので、な

るだけ早くして安心させていただきたいと思  
います。以上です。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

**16番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番(石川正志議員)** 補正予算書17ページか  
ら1点だけお伺いいたします。

第4款第2項第1目合併処理にかかわる補助  
金の減額ということで、初日、財政課長のほう  
から国・県の内示という説明を頂戴しました。  
合併処理浄化槽に係る補助ということで、この  
事業自体は今まさに審議されておりますけれど  
も、公共下水道並びに農業集落排水ということ  
で、汚水処理、環境向上対策の3本柱の一つで  
あるということで、なぜ9月、この時期に補正  
減というふうになったのかということで、市民  
の方々が申し込みというところで少なかったの  
かと。

また、これから心配されるのが、今の段階で  
補正減と。今年度3月まであるわけですけれど  
も、その中で補正増と、再補正という心配がな  
いのか、そのことだけお伺いいたします。

**井上章環境課長** 議長、井上章。

**清水清秋議長** 環境課長井上章君。

**井上章環境課長** 今の御質問にお答えさせてい  
たきます。

昨年度の実績は主要施策の77ページに記載さ  
せてもらっておりますが、それと比較して、今  
年度は改修しているお宅が若干少ないという見  
込みのもとに減額させてもらっております。国  
からの内示ということもありますが、内示の前  
に私のほうで申請するわけですので、再補正を  
しなくてもいいという私は判断をしております。  
あと県のほうも同じでございますので、御理解  
をいただきたいと思えます。

**16番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番(石川正志議員)** しかるべき見積もりを

立てておられるということですが、新たに希望  
者がふえた場合、私は再補正してもしかるべき  
であると考えておりますので、そのところをよ  
ろしくお伺いいたします。終わります。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

**11番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**清水清秋議長** 小野周一君。

**11番(小野周一議員)** 私から1点、23ページ  
の10款教育費の通学手段確保対策事業費、これ  
は前も説明あったんですけれども、このような  
運行形態にならざるを得なかった理由は、どう  
いうわけで直営でスクールバスを運行し、日々  
雇用の運転手を雇わざるを得なかったのか、そ  
の点お聞きしたいと思います。

**森隆志教育次長兼教育総務課長** 議長、森隆  
志。

**清水清秋議長** 教育次長兼教育総務課長森隆  
志君。

**森隆志教育次長兼教育総務課長** 通学手段確保  
対策事業費の組み替えといった内容の御質問で  
ございますけれども、これにつきましては、当  
初、萩野学園が開校する際に3台、昨年度スク  
ールバスを購入しまして、それについて委託で  
進めようというふうなことで進めておりました。  
ただ、委託料といたしますか、その辺の見積もり  
の甘さもあったのかと思っておりますけれども、こ  
ちらで想定しておった委託料では市内の業者、運  
送会社が辞退したというふうなことで、開校間  
際でございましたので直営のほうに切りかえま  
して、それでハローワークに求人をお願いして  
直営で運行したといった経緯でございます。

**11番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**清水清秋議長** 小野周一君。

**11番(小野周一議員)** 委託料の低さでこのよ  
うな運行形態になったという話なんですけれど  
も、やはり児童の安全・安心といった場合、当  
初の委託料の立て方ですか、今、次長言ったと  
おり甘かったのではないかと私思うんですけれ

ども、委託先というのは1社ですか、2社ですか。恐らく入札はやったと思うんですけども。

それと、来年度もこのような運行形態でやるのか。それとも新たに、今、次長言いましたとおり、そういう委託料、もろもろの予算というものをアップして再度そういう民間のほうに委託をなされようとするのか。

その2点、お聞きしたいと思います。

**森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。**

**清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。**

**森 隆志教育次長兼教育総務課長** 将来的にはやはり委託の方向でいきたいというふうに考えております。運送関係をやっている市内の業者が3社ほどございます。3社の見積もり依頼をして、結果受け手がいなかったといった状況でございます。やはり整備管理とか、いろいろな安全管理とか、そういった件がございますので、将来的にはその件も含んでの委託というふうなことで、将来的にはそのような方向で持っていきたいというふうには考えております。

**11番(小野周一議員) 議長、小野周一。**

**清水清秋議長 小野周一君。**

**11番(小野周一議員)** そうしますと、将来的には委託に持っていきたいという話ですけども、二、三年はこのような委託じゃなくて直営でやって、そして日々雇用の職員を雇って、そのような運行形態をするというわけですね。将来にわたってという、その将来というのは恐らく何年先というか、その辺、3社が入って入札が結局不調になったからこうなったと思うんですけども、その辺を加味して、児童の安全・安心のことを考えて運行形態を考えれば、お金ばかりでないと私は思うんですね。その辺、十二分に精査して予算を立てて、見積もりをしたほうが私はいいと思うんですけども、この二、三年はこの形態でいくというわけですね。

**森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。**

**清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。**

**森 隆志教育次長兼教育総務課長** 来年度の予算については、これからまた業者のほうと、どの程度であれば受けることが可能か。ただ、今現在、スクールバスとして運行しているのが9台ございます。そのほかにも2台、全部で11台、通学バスという形で運行しているバスもございますので、全部を一気に委託のほうに切りかえるというのかなり厳しいかなというふうに考えております。

昨年度、この4月から新たに雇用した方もいらっしゃると思います。そういったことも含めまして、総合的にこれからどういった形で、あくまでも議員おっしゃったように子供たちの通学、安全が第一というふうには考えておりますので、今後はその辺も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

**清水清秋議長 ほかにありますか。**

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長 ほかには質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。**

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長 御異議なしと認めます。**

これより採決いたします。

議案第61号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、**



議案第61号は原案のとおり可決されました。

### 日程第15議案第62号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第15議案第62号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

### 日程第16議案第63号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第16議案第63号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

### 日程第17議案第64号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第17議案第64号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

### 日程第18議案第65号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

**清水清秋議長** 日程第18議案第65号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

### 日程第19議案第66号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

**清水清秋議長** 日程第19議案第66号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時38分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案2件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程の追加

**清水清秋議長** 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

**森 儀一議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前11時30分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第6号新庄市農業委員会委員の推薦について及び議案第7号TPP交渉に関する情報開示と万全な国内対策を求める意見書の提出についての議案2件を本日の議事日程に追加していただくことにしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。よろしく申し上げます。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、議案2件を本日の議事日程に追加

## 日程第20議案第6号新庄市農業委員会委員の推薦について

**清水清秋議長** それでは、追加日程に入ります。

日程第20議案第6号新庄市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により佐藤義一君の退席を求めます。

(18番佐藤義一議員退席)

**清水清秋議長** 提出者の説明を求めます。

森 儀一君。

(15番森 儀一議員登壇)

**15番(森 儀一議員)** それでは、農業委員会委員の推薦について、これは議案第6号です。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則14条第1項の規定により提出いたします。平成27年10月14日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者は、新庄市議会議員森 儀一。賛成者は、新庄市議会議員小関 淳、同じく佐藤卓也、同じく小野周一、同じく高橋富美子、以上の皆さんです。よろしく願いいたします。

それでは、別紙といたしまして、新庄市農業委員会委員の推薦について、次の者を新庄市農

業委員会委員に推薦する。

記

住所 新庄市十日町794番地の1

氏名 佐藤義一 昭和25年1月17日生

提案の理由は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定により、委員となるべき学識経験者1名を推薦しようとするものであります。

以上であります。よろしくお願ひします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第6号新庄市農業委員会委員の推薦について、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第6号は直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

議会案第6号新庄市農業委員会委員の推薦については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（18番佐藤義一議員復席）

午前11時46分 休憩

午前11時47分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

それでは、佐藤義一君を新庄市農業委員会委員に決しましたので、登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

佐藤義一君。

（佐藤義一農業委員会委員登壇）

**佐藤義一農業委員会委員** ありがとうございます。

T P P交渉が大筋合意をいたしまして、市内農家、農業生産者に多大なる不安が広がっております。聖域とされました5品目についても、撤廃はしないという国会決議をされましたが、結果的には段階的に関税を下げていくということで、裏切られた感じは否めません。

また、米に関しても7万8,400トンの新たな輸入枠が設けられました。これについて政府は7万8,400トン、同量の国内産米を備蓄米として買い上げる政策をとると公言しておりますが、これとて米農家、生産者の不安解消にはつながっていきません。

このような厳しい状況の中で、議会選出の農業委員として選出させていただきましたことに、強い責任、重い責任を感じております。一生懸命努力いたしますので、これからも御指導よろしくどうぞお願いいたします。どうもお世話になります。

**清水清秋議長** よろしくお願ひいたします。

## 日程第21 議会案第7号 T P P 交渉に関する情報開示と万全な国内対策を求める意見書の提出について

**清水清秋議長** 日程第21議会案第7号 T P P 交渉に関する情報開示と万全な国内対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

**森 儀一議会運営委員長** それでは、議会議案第7号TPP交渉に関する情報開示と万全な国内対策を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成27年10月14日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会議会運営委員会委員長森 儀一。

別紙のほうでございます。

TPP交渉に関する情報開示と万全な国内対策を求める意見書。

平成27年10月5日、参加12カ国による環太平洋連携協定（TPP）交渉が閣僚会合で大筋合意した。

本市議会は、これまで国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退するよう求めてきたが、交渉結果や内容を国会や国民に説明することもなく大筋合意に至った。このため、今後、協定が発効されることになれば、国民生活に大きな影響が及ぶことが懸念される。

については、万全な国内対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 TPP交渉の経過と合意内容の詳細な説明を行い、国民の合意形成を図ること。
- 2 将来にわたり、農業者が意欲を持って安心して農業に取り組めるよう、万全な国内対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、財務大臣宛て、外務大臣宛て、農林水産大臣宛て、内閣官房長官宛て、経済再生担当大臣宛てでございます。

よろしく申し上げます。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第7号TPP交渉に関する情報開示と万全な国内対策を求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 前の国政選挙で、自民党は政党ポスターで次のように掲げました。「TPP反対。ウソつかない。ブレない自民党」、こういうポスターを掲げて国政選挙を自民党は戦ったところがありました。

このたびのTPP大筋合意ということは、うそをついた自民党ではないかと思うんですが、このことについて提案者はどのようにお考えになっていますか。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、この意見書はTPP反対の意見書じゃない。今説明のあったとおり、これは今後の万全な対策を講じていただきたいというような内容の意見書でありまして、TPP反対に対しての意見書じゃありませんから答弁は要らないと思います。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 今まで新庄市議会全体として、TPP交渉から撤退すべきだということを何度も求めてまいりました。国会決議でも農業を守る立場で、ここは譲れないということを決めてきたはずです。そしてまた、これを進めた中心となっている自民党が国政選挙で、TPPを進めるとは言わなかったわけです。むしろTPP反対で、「ウソをつかない。ブレない。」、こういうふうに言ってきたわけです。そ

れを信じてみんなが応援してきたと思うんです。それがこのたびのように大筋合意などという形になったことに対して、私は議会としてこの文章に抗議をくっつけてやるべきだと思うんです。例えば「T P P合意に抗議し」というふうにして入れると。そして、中にこういう私は修正すべきだと……

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、この意見書の内容をきちっと精査してください。この意見書は、いいですか、今後、国民に対してちゃんと説明をしてくださいという意見書なんです。これは、今までやってきたことに反対してきたから反対の抗議の文書、そういうふうな質疑じゃないとわかりますか。

ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私は、T P Pに反対してきた市民の立場に立てば、このたびの合意については抗議すべきだと思うんです。そうした上で、合意内容を情報開示しろということや、農業を守る立場で……

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、さっきも、何回も言いました。あなたの意見は打ちどめいたしますので、よろしくお願いします。先ほど申しあげましたこれは今後の大筋合意に対しての今後の国、政府の、いいですか、国民にちゃんとした説明をしてくださいよという意見書なんです。T P P反対とか賛成とかの意見書じゃないんです。わかりますか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

原案に反対討論ですか、賛成討論ですか。

（「わけのわからない討論はないぞ」の声あ

り） どうなんですか。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第7号T P P交渉に関する情報開示と万全な国内対策を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

**清水清秋議長** ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、本定例会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

9月の市長選挙があったということで、今議会、10月に開催されるというようなことになりました。この間、ただいま議会案が決議されましたように、T P Pが大筋合意というようなこと、基幹産業である本地域においても大変大きな心配が予想されるということで、今後情報開示並びに万全な対策をとっていただきたいという思いは私も同じであります。

さて、この期間中に、ラグビーの話ですが、3勝を挙げまして、国民にラグビーの存在を改めて示した。これが2019年にワールドカップが

来るということで、ラグビー関係者の強い思いが実ったんだなど、思いを一つにしたときの強さを感じたところでもあります。

今、まさしく新庄市にとりましては実りの秋ということで、各地域それぞれの収穫作業などが行われているわけですが、本地域においても心をつにしながら、地域の活性化を進めていかなければならないという思いをしています。

今議会、決算特別委員会がありました。佐藤委員長には大変御難儀をおかけしたところですが、各委員よりいただいた御意見につきましては今後の、来年度、再来年度の予算への反映、そして確実な実行へというような形に持っていきたいというふうに思っております。

長期間にわたる議会にはなりましたが、皆様方の本当に慎重審議に心から感謝を申し上げまして御礼の言葉とさせていただきます。

今議会、まことにありがとうございました。

**清水清秋議長** 以上をもちまして、平成27年9月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後0時00分 閉会

新庄市議会議長 清水清秋

会議録署名議員 星川 豊

〃 〃 石川正志